

土地に関する統計資料

令和6年版

富山県生活環境文化部県民生活課



目 次

第1章 県 土 と 人	1
1 富山県の地勢	1
(1) 位 置 と 地 勢	1
(2) 県 の 位 置	1
2 人 口 の 動 き	2
(1) 市町村別人口の状況	2
(2) 市町村別人口の分布・増減の状況	4
(3) 市町村別老年人口の状況	5
(4) 市町村別人口の推移	6
(5) 総人口の推移	8
(6) 年齢3区分別人口の推移	8
(7) 産業別就業人口	9
第2章 土地利用の現況	10
1 県土利用の推移	10
2 主要地目別土地利用現況	12
3 耕地（田）の拡張・かい廢の状況	14
4 耕地整理（ほ場整備事業）の状況	15
第3章 土地利用に関する諸計画	16
1 国土利用計画富山県計画	16
2 富山県土地利用基本計画	18
3 都 市 計 画	20
(1) 都市計画の概要	20
(2) 用途地域の制限内容（用途地域内の建築物の用途制限）	21
(3) 都市計画区域の状況（用途地域指定区分別面積）	22
4 農業振興地域整備計画	24
(1) 農業振興地域整備計画の概要	24
(2) 農振制度の手続き	25
(3) 農業振興地域整備計画の状況（区域区分及び地域・区域内土地利用状況）	26

5 森 林 計 画	28
(1) 森林計画の概要	28
(2) 保安林制度の体系図	29
(3) 地域森林計画の状況（対象森林区分・所有（管）区分等別面積）	30
6 自然公園計画	32
(1) 自然公園計画の概要	32
(2) 自然公園区域の指定状況	32
(3) 自然公園の指定手続	33
(4) 自然公園地種区分の状況（市町村別指定面積）	34
7 自然環境保全計画	36
(1) 自然環境保全計画の概要	36
(2) 県自然環境保全地域の指定手続の流れ	36
(3) 県自然環境保全地域の指定状況	37

第4章 土地利用の規制 38

1 都市計画法に基づく開発行為許可件数・面積	38
2 農地法に基づく転用行為	40
3 森林法に基づく開発行為	42
(1) 地域森林計画対象民有林における許可件数・面積	42
(2) 保安林解除の件数・面積	44
4 自然公園法に基づく開発行為	45
5 自然環境保全法に基づく開発行為	45
6 富山県土地対策要綱（大規模開発に係る手続き等）	46
7 その他の規制状況	47
(1) 急傾斜地崩壊危険区域	47
(2) 砂防指定地	47
(3) 災害危険区域	47
(4) 地すべり防止区域	48
(5) 河川区域（河川の現況）	49
(6) 鳥獣保護区（特別保護地区）	49
(7) 史跡名勝天然記念物	49
(8) 海岸保全区域	50
(9) 港湾区域、港湾隣接区域、臨港地区	50
(10) 漁 港 区 域	50
(11) 風 致 地 区	50

第5章 土地取引の規制	51
1 土地取引規制制度のあらまし	51
(1) 許可制	51
(2) 届出制	51
2 国土利用計画法の届出の月別推移	53
3 国土利用計画法に基づく届出の状況	54
(1) 届出の市町村別件数	54
(2) 届出の処理状況	55
(3) 届出案件の利用目的の状況	56
(4) 届出案件の利用目的別面積の推移	58
(5) 届出案件の当事者の状況	58
4 注視区域制度	59
5 監視区域制度	59
6 「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行状況	60
(1) 公拡法に基づく届出及び買取り希望申出の処理状況	60
(2) 買取り団体別内訳	61
(3) 買取り目的別内訳	61
第6章 土地所有の状況	62
(1) 地目別、所有区分別土地利用	62
(2) 民有地地目別土地所有者数	63
第7章 土地取引の動向	64
(1) 売買による土地取引件数の推移（全国・富山県）	64
(2) 買主別土地取引件数・面積の推移（富山県）	66
(3) 月別・買主別土地取引件数・面積の推移	68
(4) 市町村別土地取引件数・面積・移動率の推移	72
第8章 地価の動向	76
1 地価公示及び地価調査のあらまし	76
2 地価公示	78
(1) 地価公示の年次別・地方別・用途別対前年変動率一覧表	78

(2) 地価公示の住宅地・商業地の対前年変動率の推移	79
(3) 地価公示の対前年変動率の推移	80
3 地 価 調 査	86
(1) 地価調査の年次別・地方別・用途別対前年変動率一覧表	86
(2) 地価調査の住宅地・商業地の対前年変動率の推移	87
(3) 地価調査の対前年変動率の推移	88
(4) 地価調査都道府県別用途別対前年変動率一覧表	94

第9章 地籍調査の概要 96

1 国土調査とは	96
2 国土調査の概要	96
3 地籍調査とは	97
4 地籍調査の実施状況	98
5 地籍調査手順及び手続き	100
6 近年の施策及び今後の地籍調査	102

第1章 県土と人

1 富山県の地勢

(1) 位置と地勢



■ 県土面積 4,247.54km²

(国土総面積の1.12%) 令和6年1月1日現在

国土の面積は国土地理院が『全国都道府県市区町村別面積調』
として、昭和35年(1960年)から毎年公表しています。

(2) 県の位置

東……東経 137度45分48秒

富山県下新川郡朝日町

新潟県糸魚川市境界(三国境北側付近)

西……東経 136度46分6秒

富山県南砺市(旧西礪波郡福光町)

石川県金沢市境界(大倉山北側付近)

南……北緯 36度16分28秒

富山県南砺市(旧東礪波郡利賀村)

岐阜県飛騨市(旧吉城郡河合村)

岐阜県大野郡白川村境界

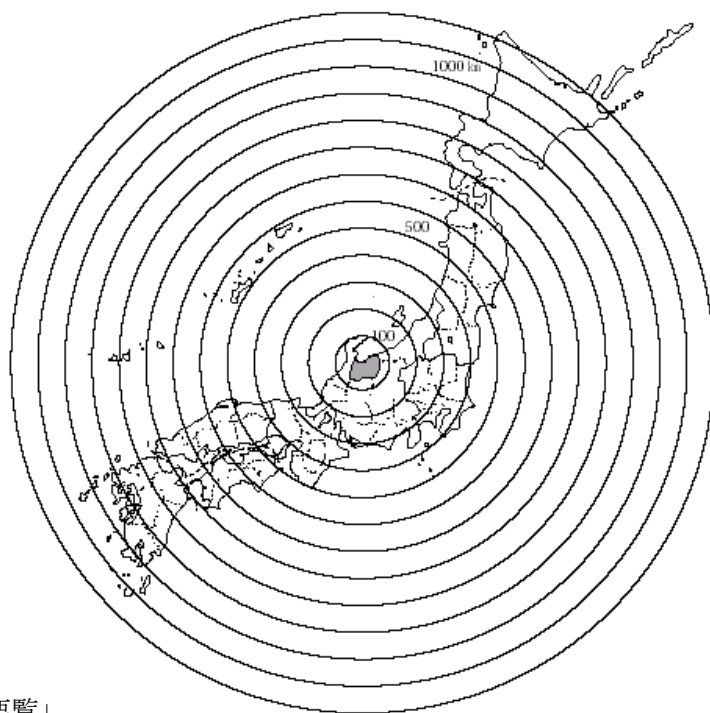
北……北緯 36度58分57秒

富山県下新川郡朝日町

新潟県糸魚川市(旧西頸城郡青海町)

境界(境川河口付近)

資料:国土地理院「日本の市区町村位置情報要覧」



2 人口の動き

(1) 市町村別人口の状況(令和2年)

市町村	市 町 村 別 人 口 と 増 減					
	人口(人)	増減(人)(注1)	対平成27年伸び率(%)	対平成17年伸び率(%)	男(人)	女(人)
富 山 市	413,938	-4,748	-1.1	-1.7	202,281	211,657
旧 富 山 市	321,666	-1,582	-0.5	-1.1	157,218	164,448
旧大沢野町	21,000	-582	-2.7	-7.2	10,279	10,721
旧 大 山 町	9,321	-979	-9.5	-17.9	4,532	4,789
旧 八 尾 町	18,673	-1,151	-5.8	-14.4	9,111	9,562
旧 婦 中 町	40,803	25	0.1	11.9	19,924	20,879
旧 山 田 村	1,297	-315	-19.5	-33.9	635	662
旧 細 入 村	1,178	-164	-12.2	-30.1	582	596
高 岡 市	166,393	-5,732	-3.3	-8.2	80,482	85,911
旧 高 岡 町	154,218	-5,096	-3.2	-8.0	74,592	79,626
旧 福 岡 町	12,175	-636	-5.0	-10.1	5,890	6,285
魚 津 市	40,535	-2,400	-5.6	-12.5	19,729	20,806
氷 見 市	43,950	-4,042	-8.4	-19.4	20,883	23,067
滑 川 市	32,349	-406	-1.2	-4.9	15,750	16,599
黒 部 市	39,638	-1,353	-3.3	-7.2	19,514	20,124
旧 黒 部 市	34,945	-735	-2.1	-4.4	17,240	17,705
旧宇奈月町	4,693	-618	-11.6	-23.7	2,274	2,419
砺 波 市	48,154	-846	-1.7	-2.6	23,419	24,735
旧 砺 波 市	42,606	-347	-0.8	0.2	20,788	21,818
旧 庄 川 町	5,548	-499	-8.3	-19.6	2,631	2,917
小 矢 部 市	28,983	-1,416	-4.7	-13.6	13,991	14,992
南 砺 市	47,937	-3,390	-6.6	-17.5	22,940	24,997
旧 城 端 町	8,071	-521	-6.1	-14.8	3,824	4,247
旧 平 村	847	-133	-13.6	-33.7	397	450
旧 上 平 村	585	-54	-8.5	-25.9	265	320
旧 利 賀 村	465	-72	-13.4	-45.6	252	213
旧 井 波 町	7,855	-686	-8.0	-20.6	3,696	4,159
旧 井 口 村	1,076	-105	-8.9	-19.3	537	539
旧 福 野 町	13,011	-647	-4.7	-10.8	6,312	6,699
旧 福 光 町	16,027	-1,172	-6.8	-19.6	7,657	8,370
射 水 市	90,742	-1,566	-1.7	-3.7	44,253	46,489
旧 新 湊 市	31,685	-1,566	-4.7	-13.3	15,454	16,231
旧 小 杉 町	33,919	294	0.9	2.9	16,764	17,155
旧 大 門 町	12,443	-275	-2.2	0.4	6,031	6,412
旧 下 村	1,719	-142	-7.6	-14.9	829	890
旧 大 島 町	10,976	123	1.1	6.5	5,175	5,801
市 計	952,619	-25,899	-2.6	-6.2	463,242	489,377
舟 橋 村	3,132	150	5.0	17.2	1,521	1,611
上 市 町	19,351	-1,579	-7.5	-16.0	9,255	10,096
立 山 町	24,792	-1,525	-5.8	-11.5	12,002	12,790
入 善 町	23,839	-1,496	-5.9	-14.9	11,385	12,454
朝 日 町	11,081	-1,165	-9.5	-24.6	5,232	5,849
町村計	82,195	-5,615	-6.4	-14.8	39,395	42,800
県 計	1,034,814	-31,514	-3.0	-6.9	502,637	532,177

(注1) 増減は、令和2年国勢調査人口ー平成27年国勢調査人口

(注2) 人口集中地区

国勢調査において、市区町村の境界域内で人口密度の高い調査区(原則として人口密度1k
㎡当たり4,000人以上の調査区)が互いに隣接してその人口が5,000人以上となる地域

(注3) 旧市町村は年齢不詳を除いて算出

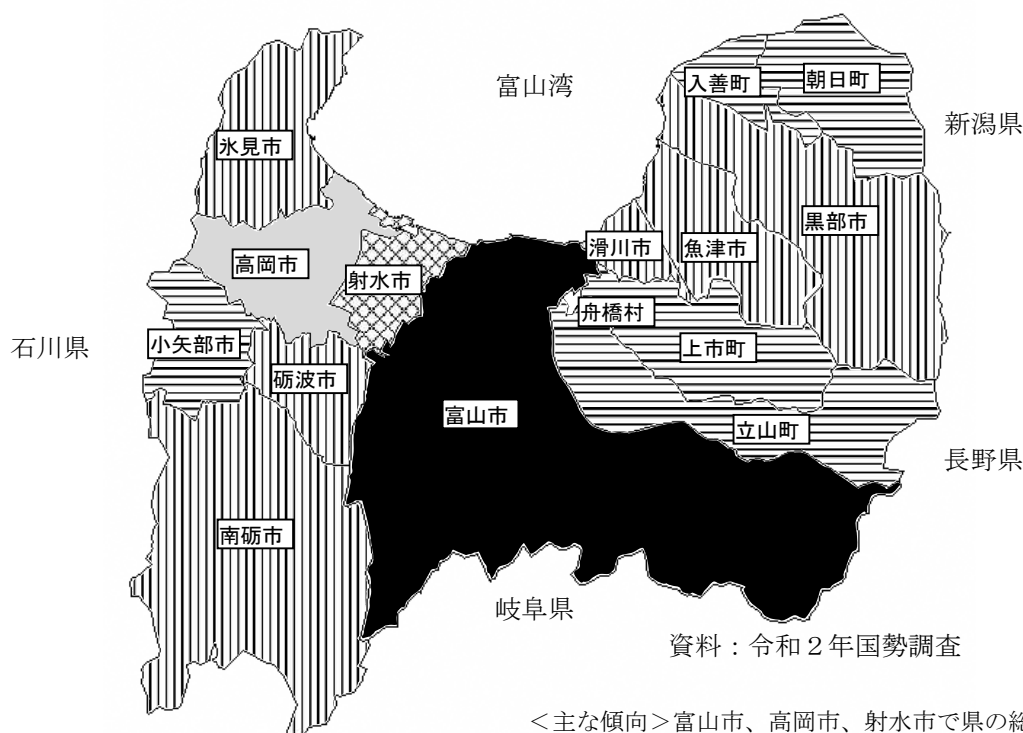
一般世帯数 (世帯)	人口集中地区 人口(人)	人口集中地区 面積(km ²)	65歳以上人口 (人)(注3)	65歳以上人口割合 (%)(注3)
171,917	246,850	61.96	124,012	30.0
138,691	—	—	94,941	30.1
7,683	—	—	6,603	31.6
3,416	—	—	3,180	34.2
6,591	—	—	6,681	35.9
14,709	—	—	10,365	25.6
400	—	—	489	37.7
427	—	—	508	43.1
65,586	83,714	24.70	56,738	34.1
61,261	—	—	50,777	34.6
4,325	—	—	4,179	35.1
15,800	12,074	4.10	14,300	35.3
15,759	9,803	3.02	17,410	39.6
12,115	6,736	2.12	9,753	30.1
15,238	—	—	12,677	32.0
13,351	—	—	10,664	31.1
1,887	—	—	1,853	40.0
17,147	5,707	1.91	14,706	30.5
15,223	—	—	12,419	29.5
1,924	—	—	2,174	39.3
9,726	5,319	1.55	10,852	37.4
16,483	—	—	18,758	39.1
2,771	—	—	3,460	42.9
305	—	—	375	44.3
193	—	—	254	43.4
232	—	—	209	44.9
2,745	—	—	3,193	40.7
326	—	—	471	43.8
4,332	—	—	4,417	34.0
5,579	—	—	6,374	39.8
33,812	44,146	12.28	27,782	30.6
11,828	—	—	10,775	34.2
13,432	—	—	9,422	28.0
4,147	—	—	3,907	31.5
579	—	—	561	32.6
3,826	—	—	3,078	28.1
373,583	414,349	111.63	306,988	32.2
1,051	—	—	632	20.2
7,256	—	—	7,207	37.2
9,047	—	—	8,294	33.5
8,699	—	—	8,790	36.9
4,353	—	—	4,940	44.6
30,406	—	—	29,863	36.3
403,989	414,349	111.63	336,851	32.6

資料:国勢調査
(調査年10月1日現在)

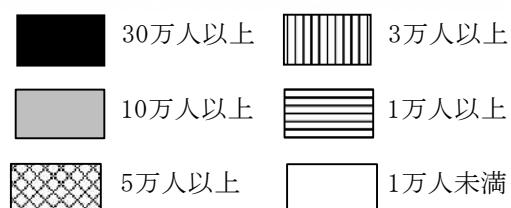
- <趣旨> 国勢調査は我が国の人口状況を明らかにするため、統計法第5条に基づき大正9年以来ほぼ5年ごとに実施されている。
- <主な傾向> 舟橋村、旧婦中町、旧小杉町など一部で人口の増加している地域がみられるが、全体的には減少している地域が多い。

(2) 市町村別人口の分布・増減の状況

▼ 人口の分布（令和2年）



＜主な傾向＞富山市、高岡市、射水市で県の総合人口の3分の2近くを占めている。



▼ 人口増加・減少率の高い市町村

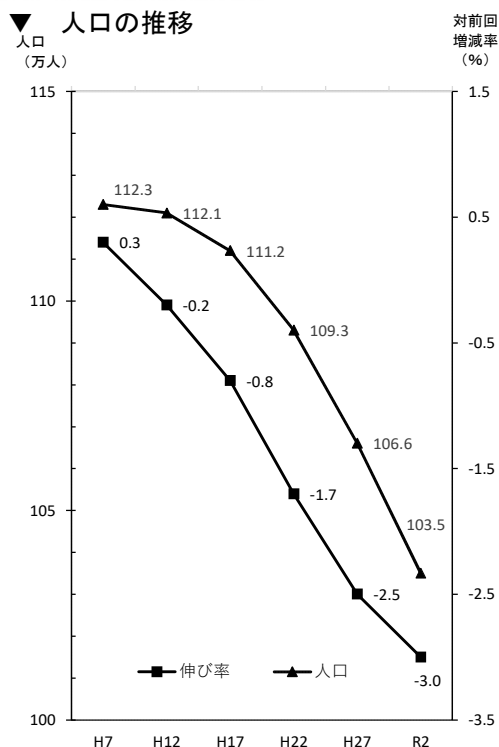
(単位：%)

増 加			減 少		
順位	市町村名	増加率	順位	市町村名	増加率
1	舟橋村	5.0	1	朝日町	△9.5
			2	氷見市	△8.4
			3	上市町	△7.5
			4	南砺市	△6.6
			5	入善町	△5.9

資料：令和2年国勢調査/平成27年国勢調査

＜主な傾向＞舟橋村以外の市町村は減少している。

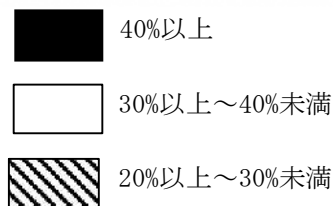
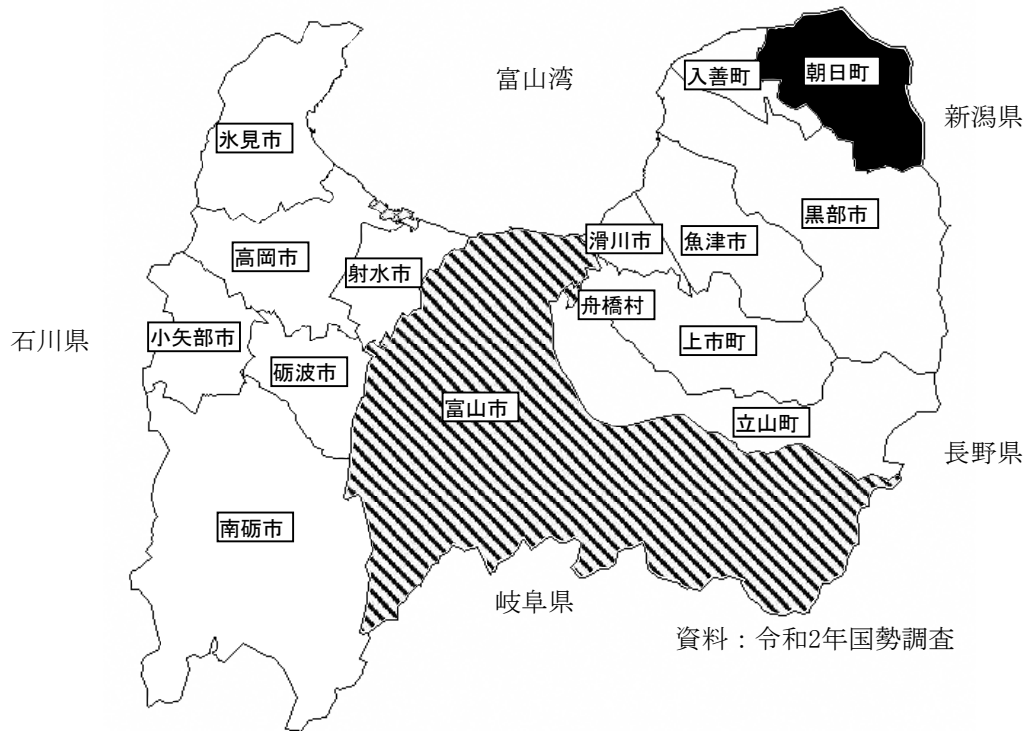
▼ 人口の推移



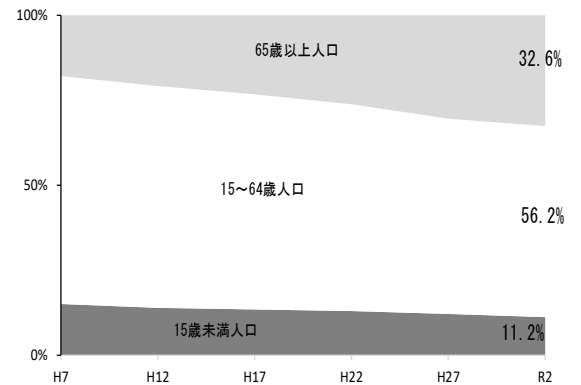
＜主な傾向＞平成7年以降減少傾向が続いている。

(3) 市町村別老年人口の状況

▼ 65歳以上人口の状況（令和2年）



▼ 年齢別人口の推移



▼ 65歳以上人口割合

（単位：％）

高 い		低 い	
順位	市町村名	順位	市町村名
1	朝日町：44.6	1	舟橋村：20.2
2	氷見市：39.6	2	富山市：30.0
3	南砺市：39.1	3	滑川市：30.1
4	小矢部市：37.4	4	砺波市：30.5
5	上市町：37.2	5	射水市：30.6

資料：令和2年国勢調査

＜主な傾向＞65歳以上人口割合は、県周辺の市町で高く、舟橋村や中心近くの市で低い。

※平成27年及び令和2年は不詳補完値により算出。

資料：国勢調査

＜主な傾向＞15歳未満人口割合の減少、65歳以上人口割合の増加が続いている。

(4) 市町村別人口の推移（平成19年以降）

市 町 村 名	平成19年 (人口移動調査)	平成20年 (人口移動調査)	平成21年 (人口移動調査)	平成22年 (国勢調査)	平成23年 (人口移動調査)	平成24年 (人口移動調査)	平成25年 (人口移動調査)	平成26年 (人口移動調査)
富 山 市	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630	421,065	419,552	418,863
旧 富 山 市	—	—	—	324,372	—	—	—	—
旧 大 沢 野 町	—	—	—	22,244	—	—	—	—
旧 大 山 町	—	—	—	11,034	—	—	—	—
旧 八 尾 町	—	—	—	21,018	—	—	—	—
旧 婦 中 町	—	—	—	39,973	—	—	—	—
旧 山 田 村	—	—	—	1,789	—	—	—	—
旧 細 入 村	—	—	—	1,523	—	—	—	—
高 岡 市	179,122	178,083	176,562	176,061	175,260	174,037	172,807	171,629
旧 高 岡 市	—	—	—	162,911	—	—	—	—
旧 福 岡 町	—	—	—	13,150	—	—	—	—
魚 津 市	45,913	45,646	45,176	44,959	44,564	44,193	43,829	43,397
氷 見 市	53,441	52,769	52,181	51,726	51,038	50,347	49,650	48,904
滑 川 市	33,808	33,737	33,653	33,676	33,611	33,445	33,288	33,196
黒 部 市	42,568	42,568	42,175	41,852	41,728	41,677	41,462	41,200
旧 黒 部 市	—	—	—	36,039	—	—	—	—
旧 宇 奈 月 町	—	—	—	5,813	—	—	—	—
砺 波 市	49,363	49,390	49,154	49,410	49,414	49,285	49,182	48,936
旧 砺 波 市	—	—	—	42,937	—	—	—	—
旧 庄 川 町	—	—	—	6,473	—	—	—	—
小 矢 部 市	32,763	32,351	32,043	32,067	31,691	31,270	31,008	30,684
南 砺 市	57,147	56,577	55,832	54,724	54,000	53,412	52,688	52,048
旧 城 端 町	—	—	—	9,185	—	—	—	—
旧 平 村	—	—	—	1,072	—	—	—	—
旧 上 平 村	—	—	—	699	—	—	—	—
旧 利 賀 村	—	—	—	661	—	—	—	—
旧 井 波 町	—	—	—	9,198	—	—	—	—
旧 井 口 村	—	—	—	1,216	—	—	—	—
旧 福 野 町	—	—	—	14,145	—	—	—	—
旧 福 光 町	—	—	—	18,548	—	—	—	—
射 水 市	94,648	94,579	94,313	93,588	93,240	92,831	92,574	92,086
旧 新 湊 市	—	—	—	34,893	—	—	—	—
旧 小 杉 町	—	—	—	33,203	—	—	—	—
旧 大 門 町	—	—	—	12,887	—	—	—	—
旧 下 村	—	—	—	1,938	—	—	—	—
旧 大 島 町	—	—	—	10,667	—	—	—	—
舟 橋 村	2,852	2,904	2,911	2,967	2,952	2,947	2,974	2,986
上 市 町	22,699	22,433	22,278	21,965	21,747	21,598	21,329	21,156
立 山 町	27,879	27,763	27,479	27,466	27,300	27,085	26,839	26,605
入 善 町	27,819	27,513	27,209	27,182	26,843	26,476	26,115	25,800
朝 日 町	14,299	14,046	13,828	13,651	13,391	13,095	12,861	12,580
合 計	1,105,312	1,101,292	1,095,217	1,093,247	1,088,409	1,082,763	1,076,158	1,070,070

(注) 1 各年とも10月1日現在である。

(注) 2 現在の15市町村に組み替えて示している。

＜趣旨＞ 人口移動調査は、国勢調査を基準にその後の住民票等の移動数を加減して推計した人口であり、県人口の最新の状況を明らかにし、各種政策の基礎資料として活用されることを期待するもの。

＜主な傾向＞ 令和5年においては、前年に比べて舟橋村は人口が増加し、他の14市町では減少した。

(単位：人)

平成27年 (国勢調査)	平成28年 (人口移動調査)	平成29年 (人口移動調査)	平成30年 (人口移動調査)	令和元年 (人口移動調査)	令和2年 (国勢調査)	令和3年 (人口移動調査)	令和4年 (人口移動調査)	令和5年 (人口移動調査)
418,686	418,142	417,575	417,332	415,816	413,938	411,490	409,097	406,547
323,248	—	—	—	—	321,666	—	—	—
21,582	—	—	—	—	21,000	—	—	—
10,300	—	—	—	—	9,321	—	—	—
19,824	—	—	—	—	18,673	—	—	—
40,778	—	—	—	—	40,803	—	—	—
1,612	—	—	—	—	1,297	—	—	—
1,342	—	—	—	—	1,178	—	—	—
172,125	171,588	170,523	169,277	167,800	166,393	164,905	163,449	161,637
159,314	—	—	—	—	154,218	—	—	—
12,811	—	—	—	—	12,175	—	—	—
42,935	42,556	42,100	41,874	41,526	40,535	39,896	39,270	38,580
47,992	47,293	46,556	45,791	44,874	43,950	43,034	42,167	41,282
32,755	32,642	32,584	32,494	32,500	32,349	32,211	32,159	31,953
40,991	40,823	40,749	40,474	40,231	39,638	39,425	38,990	38,585
35,680	—	—	—	—	34,945	—	—	—
5,311	—	—	—	—	4,693	—	—	—
49,000	48,761	48,579	48,377	48,116	48,154	47,726	47,443	47,122
42,953	—	—	—	—	42,606	—	—	—
6,047	—	—	—	—	5,548	—	—	—
30,399	30,043	29,783	29,394	29,081	28,983	28,527	28,138	27,851
51,327	50,660	49,993	49,196	48,440	47,937	47,095	46,239	45,360
8,592	—	—	—	—	8,071	—	—	—
980	—	—	—	—	847	—	—	—
639	—	—	—	—	585	—	—	—
537	—	—	—	—	465	—	—	—
8,541	—	—	—	—	7,855	—	—	—
1,181	—	—	—	—	1,076	—	—	—
13,658	—	—	—	—	13,011	—	—	—
17,199	—	—	—	—	16,027	—	—	—
92,308	91,999	91,528	91,129	90,877	90,742	90,204	89,897	89,319
33,251	—	—	—	—	31,685	—	—	—
33,625	—	—	—	—	33,919	—	—	—
12,718	—	—	—	—	12,443	—	—	—
1,861	—	—	—	—	1,719	—	—	—
10,853	—	—	—	—	10,976	—	—	—
2,982	2,973	3,001	3,055	3,106	3,132	3,179	3,193	3,197
20,930	20,705	20,439	20,171	19,805	19,351	19,022	18,658	18,382
26,317	26,161	25,961	25,705	25,420	24,792	24,489	24,194	23,886
25,335	25,111	24,838	24,480	24,160	23,839	23,341	22,904	22,401
12,246	11,936	11,684	11,497	11,246	11,081	10,850	10,525	10,265
1,066,328	1,061,393	1,055,893	1,050,246	1,042,998	1,034,814	1,025,394	1,016,323	1,006,367

資料：富山県統計調査課「人口移動調査」
国勢調査

(5) 総人口の推移(国勢調査)

(単位：人、%)

年次	総人口	増減数	増減率	人口密度 (1km ² 当たり)	全国総数人口 に占める割合	指数 (昭和5年=100)
昭和5年	778,953	29,710	3.97	183.0	1.21	100.0
10年	798,890	19,937	2.56	187.6	1.15	102.6
15年	822,569	23,679	2.96	193.2	1.13	105.6
22年	979,229	156,660	19.05	230.0	1.25	125.7
25年	1,008,790	29,561	3.02	237.0	1.20	129.5
30年	1,021,121	12,331	1.22	240.1	1.13	131.1
35年	1,032,614	11,493	1.13	242.9	1.10	132.6
40年	1,025,465	△7,149	△0.69	241.2	1.03	131.6
45年	1,029,695	4,230	0.41	242.2	0.98	132.2
50年	1,070,791	41,096	3.99	251.8	0.96	137.5
55年	1,103,459	32,668	3.05	259.5	0.94	141.7
60年	1,118,369	14,910	1.35	263.0	0.92	143.6
平成2年	1,120,161	1,792	0.16	263.8	0.91	143.8
7年	1,123,125	2,964	0.26	264.5	0.89	144.2
12年	1,120,851	△2,274	△0.20	263.9	0.88	143.9
17年	1,111,729	△9,122	△0.81	261.7	0.87	142.7
22年	1,093,247	△18,482	△1.66	257.4	0.85	140.3
27年	1,066,328	△26,919	△2.46	251.0	0.84	136.9
令和2年	1,034,814	△31,514	△2.96	243.6	0.82	132.8

(注) 各年10月1日現在

<主な傾向>総人口は平成7年をピークに減少傾向となっている。

本県人口の全国に占める割合は、昭和22年をピークに低下傾向が続いている。

(6) 年齢3区分別人口の推移(国勢調査)

(単位：人)

年次	人口			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和40年	1,025,465	246,284	709,713	69,468
45年	1,029,695	229,658	716,831	83,206
50年	①1,070,791	246,399	723,024	101,265
55年	②1,103,459	249,935	730,099	123,407
60年	③1,118,369	233,965	740,728	143,646
平成2年	④1,120,161	195,598	754,081	168,946
7年	⑤1,123,125	170,045	751,639	201,320
12年	⑥1,120,851	157,179	730,541	232,733
17年	⑦1,111,729	149,545	702,924	258,317
22年	⑧1,093,247	141,936	662,072	285,102
27年	1,066,328	129,603	612,037	324,688
令和2年	1,034,814	116,346	581,617	336,851

(注) ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧にはそれぞれ年齢不詳103人、18人、30人、1,536人、121人、398人、943人、4,137人を含む。平成27年及び令和2年は不詳補完値により算出。

<主な傾向> 0～14歳 昭和55年をピークに減少傾向となっている。

15～64歳 平成2年をピークに減少傾向となっている。

65歳以上 昭和40年以降増加している。

(7)産業別就業人口

(単位:人、%)

市町村	① 令和2年							②平成27年構成比		
	第1次産業		第2次産業		第3次産業		総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
		構成比		構成比		構成比				
富山市	4,605	2.1	66,769	30.3	149,181	67.6	220,555	2.3	30.6	67.0
旧富山市	2,630	1.6	45,255	27.9	110,202	67.9	162,309	1.8	28.3	67.3
旧大沢野町	354	3.3	3,983	37.0	6,158	57.2	10,772	4.1	36.7	58.5
旧大山町	148	3.1	1,637	33.8	2,905	59.9	4,846	3.3	34.0	62.4
旧八尾町	531	5.4	3,808	38.5	5,255	53.1	9,890	4.9	38.9	54.7
旧婦中町	491	2.3	7,125	33.2	13,326	62.0	21,478	2.7	34.0	61.6
旧山田村	77	11.3	164	24.1	387	56.9	680	11.4	25.6	62.6
旧細入村	29	4.7	193	31.1	383	61.7	621	5.2	32.3	61.3
高岡市	1,777	2.1	28,059	32.7	55,922	65.2	85,758	2.2	33.3	64.5
旧高岡市	1,429	1.8	24,543	31.5	49,432	63.5	77,890	2.0	32.5	63.9
旧福岡町	232	3.6	2,226	35.0	3,741	58.7	6,368	3.8	35.7	58.6
魚津市	807	3.9	8,260	39.5	11,855	56.7	20,922	4.1	39.4	56.5
氷見市	962	4.2	7,658	33.8	14,045	62.0	22,665	4.5	34.8	60.7
滑川市	562	3.1	7,269	40.6	10,083	56.3	17,914	3.6	40.0	56.4
黒部市	719	3.4	9,104	43.7	11,031	52.9	20,854	4.0	43.7	52.3
旧黒部市	579	3.2	8,034	44.4	9,281	51.3	18,103	3.9	45.1	50.7
旧宇奈月町	113	4.7	793	33.3	1,446	60.7	2,381	4.5	32.2	62.9
砺波市	1,146	4.3	9,228	35.0	15,996	60.7	26,370	5.0	34.5	60.5
旧砺波市	943	4.2	7,765	34.4	13,698	60.7	22,556	5.0	33.8	60.4
旧庄川町	162	5.6	1,053	36.2	1,667	57.3	2,908	5.6	35.8	58.0
小矢部市	716	4.6	5,310	34.4	9,413	61.0	15,439	5.0	35.1	59.9
南砺市	1,706	6.6	9,491	36.9	14,557	56.5	25,754	7.0	37.2	55.8
旧城端町	321	7.7	1,594	38.1	2,234	53.4	4,180	7.9	38.3	53.4
旧平村	23	5.4	121	28.4	282	66.2	426	4.6	25.9	69.5
旧上平村	29	9.1	73	23.0	214	67.5	317	9.0	21.7	69.4
旧利賀村	26	9.1	100	34.8	160	55.7	287	9.7	24.4	65.0
旧井波町	215	5.1	1,559	37.2	2,386	56.9	4,193	5.6	36.8	57.5
旧井口村	58	10.3	192	34.2	309	55.1	561	8.9	34.9	56.3
旧福野町	418	5.9	2,547	36.1	4,043	57.4	7,046	6.4	37.2	55.8
旧福光町	585	6.9	3,136	37.0	4,706	55.5	8,484	7.5	38.3	53.9
射水市	1,034	2.1	14,881	30.8	32,326	67.0	48,241	2.4	31.4	66.2
旧新湊市	330	2.1	5,443	34.1	9,891	62.0	15,958	2.5	35.0	61.3
旧小杉町	319	1.8	4,582	26.2	12,295	70.3	17,491	2.0	26.5	69.9
旧大門町	186	2.9	2,028	31.7	4,104	64.2	6,396	2.8	32.7	63.5
旧下村	56	5.9	281	29.6	587	61.9	949	4.7	32.4	62.0
旧大島町	92	1.6	1,760	30.9	3,793	66.5	5,705	1.9	30.8	66.4
舟橋村	51	2.9	610	34.7	1,098	62.4	1,759	4.2	31.0	64.8
上市町	422	4.2	3,779	37.7	5,811	58.0	10,012	4.4	37.1	58.5
立山町	776	5.7	4,516	33.4	8,226	60.9	13,518	6.0	32.6	61.4
入善町	735	5.9	5,139	41.4	6,541	52.7	12,415	6.7	41.4	51.9
朝日町	311	5.8	1,906	35.3	3,184	59.0	5,401	5.3	35.6	59.1
合 計	16,329	3.0	181,979	33.2	349,269	63.8	547,577	3.3	33.6	63.1

(注) 旧市町村の総数には「分類不能の産業」を含む。

資料:国勢調査

(調査年10月1日現在)

＜主な傾向＞ 市町村間の比較では、南砺市・入善町・朝日町で第1次産業、滑川市・黒部市・入善町で第2次産業、富山市・高岡市・射水市で第3次産業のウエイトが高いが、全体としては、第1次、第2次産業が減少、第3次産業が増加の傾向がみられる。

第2章 土地利用の現況

1 県土利用の推移

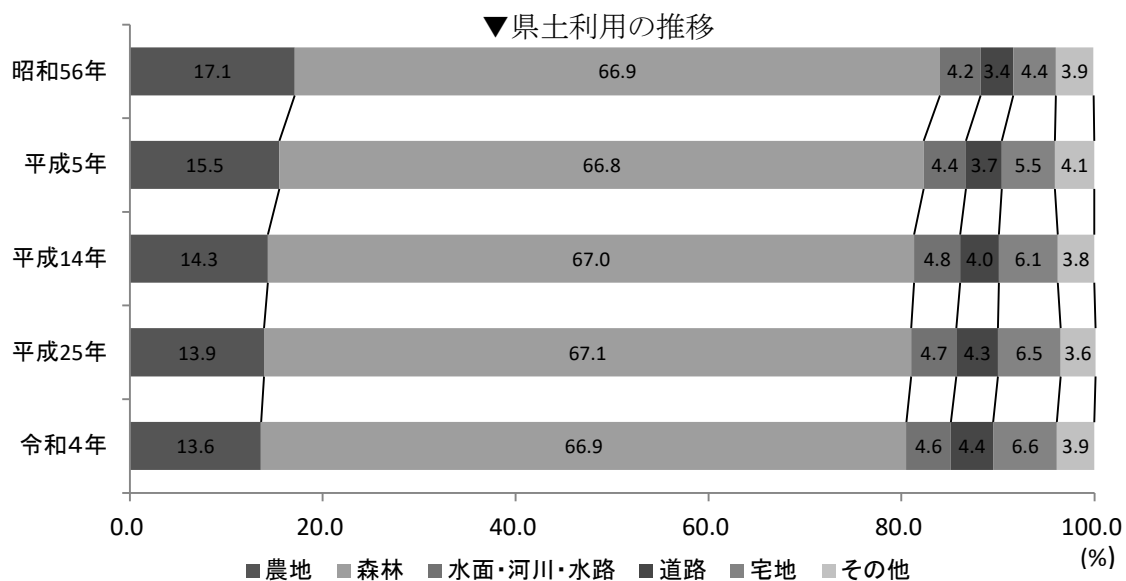
地目\年	昭和56年	平成5年	平成14年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
農地	725	658	607	595	594	593	592	591
森林	2,846	2,839	2,845	2,844	2,844	2,846	2,845	2,850
水面・河川・水路	179	187	204	203	203	200	198	198
水面	17	29	32	32	32	35	34	34
河川	100	105	122	122	122	115	115	115
水路	62	54	51	50	50	50	49	49
道路	146	156	171	179	180	181	181	181
一般道	79	100	115	116	123	124	124	124
農道	51	45	43	43	43	43	43	43
林道	17	11	14	14	14	14	14	14
宅地	186	235	260	269	270	271	275	275
住宅地	139	137	149	155	156	158	159	159
工業用地	26	31	31	31	30	30	30	30
その他の宅地	21	68	79	83	84	83	86	86
その他	165	176	160	158	156	157	160	153
合計	4,252	4,253	4,247	4,248	4,248	4,248	4,248	4,248
市街地					105			

(注1) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

(注2) 太字は富山県土地利用基本計画を改定した年である。

(注3) 個々のデータは小数点を四捨五入しており、必ずしも合計と一致しない。

(注4) 各年のデータはそれぞれ3月31日時点のものである。



	農地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
昭和56年	17.1	66.9	4.2	3.4	4.4	3.9
平成5年	15.5	66.8	4.4	3.7	5.5	4.1
平成14年	14.3	67.0	4.8	4.0	6.1	3.8
平成25年	13.9	67.1	4.7	4.3	6.5	3.6
令和4年	13.6	66.9	4.6	4.4	6.6	3.9

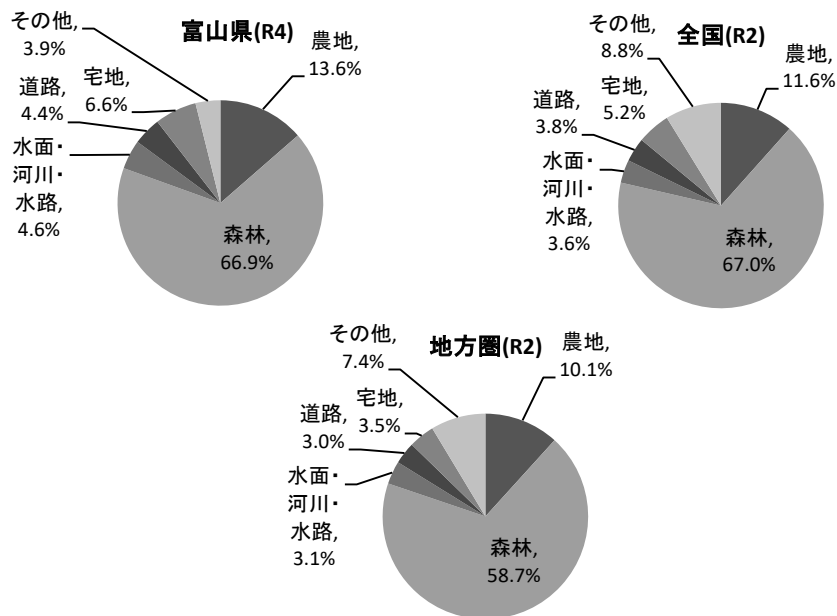
本県の県土利用の推移を見ると、農用地や森林等の自然的土地利用から、住宅地、道路用地等の都市的への転換が大きな流れであったが、近年毎年の土地利用転換量は縮小傾向にある。

(単位 : km²)

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
590	588	586	586	584	583	582	581	580
2,848	2,848	2,847	2,843	2,843	2,843	2843	2,843	2,840
198	198	198	198	198	198	198	198	197
34	34	34	34	34	34	34	34	32
115	115	115	115	115	115	115	115	115
49	49	49	49	49	49	49	49	49
182	182	184	185	185	185	185	185	186
125	125	127	128	128	129	129	129	129
43	42	42	42	42	42	42	42	42
14	14	14	14	14	14	14	14	14
275	276	277	278	279	280	281	280	281
159	160	161	161	162	162	163	162	163
30	30	31	31	31	32	32	32	32
86	86	86	86	86	86	87	86	87
154	155	155	159	159	159	159	161	165
4,248	4,248	4,248	4,248	4,248	4,248	4248	4,248	4,248
	104					112		112

資料:県民生活課

▼県土利用の比較



	農地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
全国	11.6%	67.0%	3.6%	3.8%	5.2%	8.8%
地方圏 ^{注1}	10.1%	58.7%	3.1%	3.0%	3.5%	7.4%
富山県	13.6%	66.9%	4.6%	4.4%	6.6%	3.9%

注1:地方圏は埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、岐阜、京都、大阪、兵庫、奈良を除く地域である。

2 主要地目別土地利用現況

地目 市町村	行政区域面積	農 地	森 林		
			民有林	国有林	計
富 山 市	124,170	13,000	58,126	28,200	86,325
高 岡 市	20,958	5,220	6,663	27	6,690
魚 津 市	20,061	1,900	10,230	4,425	14,655
氷 見 市	23,054	3,160	13,421	66	13,488
滑 川 市	5,462	2,150	701	3	704
黒 部 市	42,631	2,720	8,974	27,074	36,048
砺 波 市	12,703	4,750	3,461	10	3,470
小 矢 部 市	13,407	3,580	5,882	28	5,910
南 砺 市	66,864	7,220	43,451	9,133	52,585
射 水 市	10,944	3,630	1,180	10	1,190
舟 橋 村	347	175	0	0	0
上 市 町	23,671	1,630	11,986	7,532	19,518
立 山 町	30,729	3,380	7,469	16,401	23,869
入 善 町	7,125	3,820	914	31	945
朝 日 町	22,630	1,430	7,357	12,556	19,914
合 計	424,754	57,800	179,815	105,495	285,311

(注)1 行政区域面積は、令和6年1月1日現在。

2 農地については「北陸農林水産統計年報令和4年～5年」の耕地面積による。

3 森林面積には林道を含む(令和5年3月31日現在)。

4 住宅用地の面積及び宅地の合計面積については「固定資産の価格等の概要調書」の数値であり、村落補正は行っていない。(令和5年1月1日現在)

5 工場用地は「令和2年富山県の工業」による従業者30人以上の工場面積である。
(令和3年6月1日現在)

「 χ 」は数値を公表することにより、調査客体の個別の情報が判明してしまうおそれがあるため秘匿したもの。

6 その他の宅地面積は住宅用地と工場用地面積を差し引いたものである。

7 個々面積は小数点以下を四捨五入しており、必ずしも計と一致しない。

◎ 「森林」は、富山県の県土の約6割を占め、森林のうち63%が民有林である。

(単位:ha)

宅 地			
住宅用地	工場用地	その他の宅地	計
4,927	820	2,962	8,709
2,131	479	1,248	3,858
585	94	330	1,009
775	106	264	1,145
550	238	278	1,066
667	228	311	1,206
911	88	479	1,478
552	84	371	1,007
1,033	161	601	1,795
1,210	342	1,076	2,628
44	χ	χ	66
373	75	202	650
501	69	284	854
528	69	188	785
231	χ	χ	330
15,018	2,863	8,704	26,585

3 耕地(田・畑)の拡張・かい廃の状況

(単位:ha)

年	田 畑 面 積	対 前 年 増 減	拡 張					か い 廃							
			計	開 かん	干 拓 埋 立	復 旧	田 畑 転 換	計	自 然 災 害	人 為					田 畑 転 換
										工 場 用 地	道 路 鉄 道 用 地	宅 地 等	農 林 道 等	そ の 他	
11	61,900	△ 400	7	0	—	—	7	502	—	96	45	253	12	74	7
12	61,400	△ 500	6	0	—	—	6	493	—	49	57	245	26	92	6
13	61,000	△ 400	8	—	—	1	7	347	1	28	48	153	9	95	7
14	60,700	△ 300	10	—	—	—	10	310	—	26	33	174	3	61	10
15	60,500	△ 200	19	0	—	0	19	295	0	21	52	145	7	48	19
16	60,200	△ 300	24	—	—	—	24	231	—	28	24	108	5	40	24
17	60,100	△ 100	57	32	—	—	25	168	—	22	11	103	1	24	25
18	60,000	△ 100	16	—	—	—	16	174	—	36	13	84	3	20	16
19	59,800	△ 200	11	4	—	—	7	166	1	48	7	81	3	17	7
20	59,600	△ 200	7	—	—	—	7	177	—	43	5	103	2	16	7
21	59,500	△ 100	17	—	—	—	17	165	6	32	12	94	3	—	17
22	59,400	△ 100	8	—	—	6	2	104	—	18	8	67	2	6	2
23	59,300	△ 100	2	2	—	—	—	95	—	18	4	67	5	—	—
24	59,200	△ 100	0	0	—	—	—	88	—	11	3	71	3	0	0
25	59,100	△ 100	58	19	—	—	39	192	—	7	2	131	2	11	39
26	59,000	△ 100	63	12	—	—	51	175	—	21	1	88	4	10	51
27	58,800	△ 200	53	9	—	—	44	207	5	23	0	88	2	45	44
28	58,700	△ 100	93	28	—	5	60	217	—	30	0	78	4	45	60
29	58,500	△ 200	49	—	—	—	—	216	—	—	—	—	—	—	—
30	58,400	△ 100	95	—	—	—	—	226	—	—	—	—	—	—	—
元	58,300	△ 100	93	—	—	—	—	205	—	—	—	—	—	—	—
2	58,200	△ 100	60	—	—	—	—	168	—	—	—	—	—	—	—
3	58,000	△ 200	55	—	—	—	—	210	—	—	—	—	—	—	—
4	57,900	△ 100	26	—	—	—	—	119	—	—	—	—	—	—	—
5	57,800	△ 100	69	—	—	—	—	223	—	—	—	—	—	—	—

資料：北陸農林水産統計年報（令和4年～5年）

※平成29年より耕地の拡張・かい廃面積の内訳については調査を実施していない。

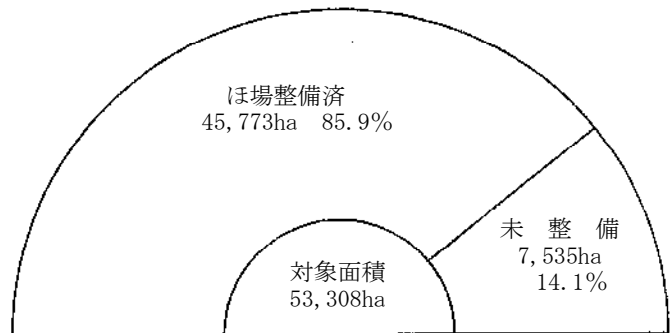
4 耕地整理(ほ場整備事業)の状況

○ほ場整備状況

- ・ほ場整備対象面積 53,308 ha
- ・ほ場整備実施面積 45,773 ha

(令和6年3月31日現在)

農業生産性を向上させるため、
小さいほ場を大区画で整形し、用
排水路・農道など効率的に配置
した農地の状況



ほ場整備実施状況(令和5年度実績)

注) ほ場整備済面積は転用農地を差し引いた値

注) 対象面積は農振農用地の水田面積

資料: 農村整備課

2 富山県土地利用基本計画

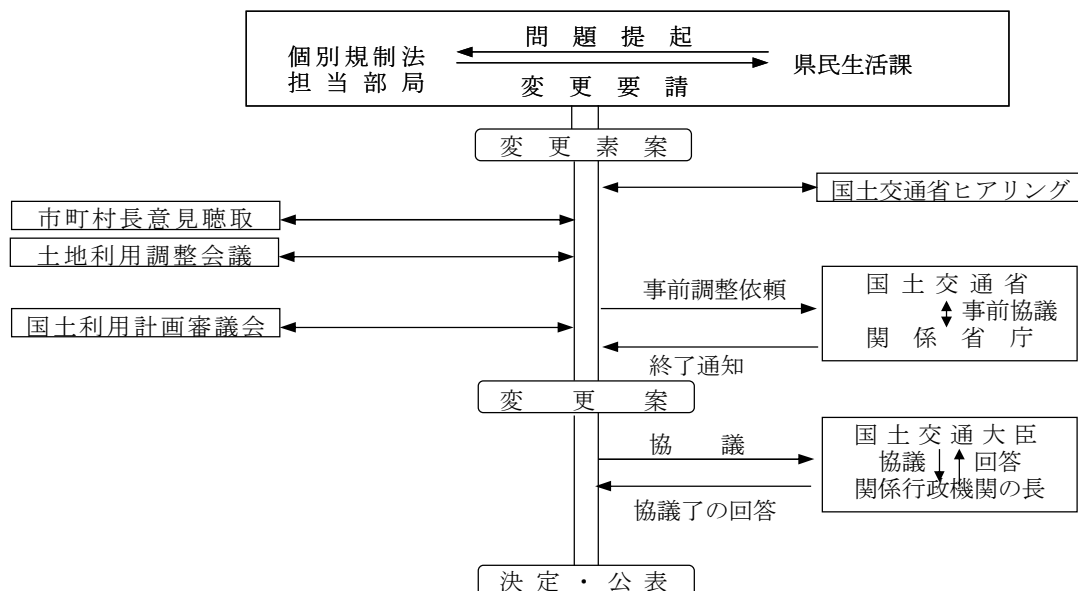
土地利用基本計画は、県土について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき国土利用計画を基本として策定しています。

この計画は、県の区域について、①都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域区分、②土地利用の調整等に関する事項を内容とし、土地取引の規制、開発行為の規制及び遊休土地に関する措置を実施するための基本となるものであり、個別規制法5法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

▼土地利用基本計画と個別規制法の地域区分対応表

基本計画上の地域区分	対応する個別規制法	細 区 分
都 市 地 域	都 市 計 画 法	市 街 化 区 域 市 街 化 調 整 区 域 用 途 地 域
農 業 地 域	農業振興地域の整備に関する法律	農 用 地 区 域
森 林 地 域	森 林 法	国 有 林 地域森林計画対象民有林 保 安 林
自 然 公 園 地 域	自 然 公 園 法	特 別 地 域 特 別 保 護 地 区
自 然 保 全 地 域	自 然 環 境 保 全 法	原生自然環境保全地域

▼土地利用基本計画の変更手続



このため、個別規制法による地域・区域が、当該地域・区域に対応する基本計画の地域・区分とかけ離れないよう運用するとともに、個別規制法による地域区分・区域を変更しようとする場合は、あらかじめ、計画の変更が必要です。

昭和49年12月の国土利用計画法の施行により、本県では、昭和50年2月に当初の土地利用基本計画が策定され、その後、国土利用計画（全国計画及び県計画）が策定されたことに伴い、昭和56年2月、平成5年3月、平成14年3月に土地利用基本計画を改定しました。直近では、平成25年3月に改定し、国土利用計画（全国計画）〔第四次〕や、県総合計画「新・元気とやま創造計画」等の策定に合わせた内容としました。

▼ 5 地域区分の面積

区 分		面 積 (ha)	県土面積比 (%)
5 地 域	都 市 地 域	174,963	41.2
	農 業 地 域	152,175	35.8
	森 林 地 域	287,915	67.8
	自 然 公 園 地 域	125,847	29.6
	自 然 保 全 地 域	865	0.2
計		741,765	174.6
白 地 地 域		2,878	0.7
合 計		744,643	175.3
県 土 面 積		424,754	100.0

資料：県民生活課

- (注) 1 5地域面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。(令和6年3月現在)
- 2 5地域区分の面積合計は、重複地域が存在するため県土面積と一致しない。
- 3 県土面積は、令和6年1月現在の国土地理院公表の面積である。

▼ 5 地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

5 地域に直接的に関連する地域・区域のそれぞれ相互の複合または競合の関係を検討し、土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を記載したもの。

	5 地 域 区 分	都 市 地 域	農 業 地 域	森 林 地 域	自 然 公 園 地 域	自 然 保 全 地 域
5 地 域 区 分	細 区 分	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	農 用 地 区 域	保 安 林	特 別 地 域	普 通 地 域
都 市 地 域	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	×	×	×	×	×
	そ の 他	×	×	×	×	×
農 業 地 域	農 用 地 区 域	×	←	←	×	×
	そ の 他	×	←①	←①	×	×
森 林 地 域	保 安 林	×	←	←	×	×
	そ の 他	②	③	③	④	←⑤
自 然 公 園 地 域	特 別 地 域	×	←	←	←	○
	普 通 地 域	⑥	○	○	○	○
自 然 保 全 地 域	原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	×	×	×	×	←
	特 別 地 区	×	←	←	←	○
	普 通 地 区	×	○	○	○	○

【凡例】

- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ←：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- ：相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ①：原則として、農用地としての利用を優先するものとする。ただし、土地利用の現況に留意し、農業上の利用との調整を図りながら、本基本計画等に基づく都市的利用については、認めるものとする。
- ②：都市内に残されている樹木や森林について、緑地としての保全に最大限努めながら、都市的な利用を図るものとする。
- ③：森林としての利用の現況に留意し、森林としての利用との調整を図りながら、本基本計画等に基づく都市的利用については、認めるものとする。
- ④：原則として農用地としての利用を優先するものとする。ただし、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ⑤：森林としての利用を優先するものとする。ただし、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑥：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る。

3 都市計画

(1) 都市計画の概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことです。

土地利用に関する都市計画としては、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、促進区域等があり、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、開発・建築行為に適切な規制・誘導を行い、良好な市街地形成を図ります。

都市施設とは、機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な道路・公園・下水道等の施設であり、都市計画では、これら都市施設のうち必要なものを定めます。

また、市街地開発事業については、既成市街地や今後市街化を図る区域において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、基幹的施設を一体的に整備し、計画的かつ良好な市街地の形成を図ります。

令和6年3月31日現在本県においては、14都市計画区域を指定しており、うち富山高岡広域都市計画区域で市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（いわゆる線引き）を定めています。

▼都市計画区域の指定状況

令和6年3月31日現在（単位:ha）

区 分	面 積				備 考
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	
富山高岡広域都市計画区域	48,059	13,804.6	34,254.4	13,804.6	3市
その他の都市計画区域(13区域)	125,354	—	—	6,705.7	14市町村
計（14区域）	173,413	13,804.6	34,254.4	20,510.3	15市町村*

*富山市、高岡市にはそれぞれ2の区域あり

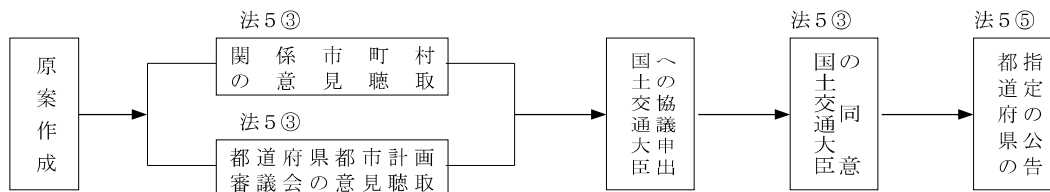
資料：都市計画課

都市計画区域

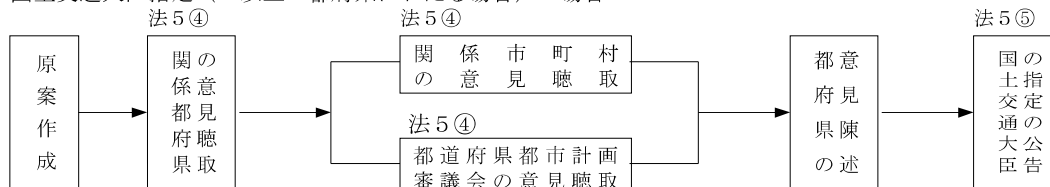


▼都市計画区域指定の手続の流れ

(i) 都道府県知事指定の場合



(ii) 国土交通大臣指定（二以上の都府県にわたる場合）の場合



(2) 用途地域の制限内容(用途地域内の建築物の用途制限)

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	準住居地域	用途地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
○：建てられる用途 空欄：建てられない用途 (①、②、③、④、▲：面積、階数等の規制あり)															
店舗等	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	兼用住宅で非住宅の床面積50㎡以下、建築物延面積2分の1未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の制限あり
	150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①：日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び電気屋等のすべて(要用途制限のみ、2階以下。 ②：①に対して物品販売店舗、飲食店、情報処理店・銀行の支店・宅地建物取引業者のすべて(要用途制限のみ、2階以下。 ③：2階以下。 ④：物品販売店舗、飲食店を除く。 ■：危険物貯蔵所、農業用トラクタ等、2階以下。
	150㎡を越え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	500㎡を越え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
事務所等	1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	3,000㎡を越え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	10,000㎡を越えるもの						○	○	○	○	○	○	○	○	④
	150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：2階以下
	150㎡を越え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遊戯施設等	500㎡を越え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3,000㎡を越えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下
	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下
公共施設・病院・学校等	カプセルホテル等					▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲：10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券、車券発売所等					▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲：10,000㎡以下
	劇場、映画館、演習場、観覧場					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等						○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲：個室付浴場等を除く
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
倉庫等	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：600㎡以下
	自動車教習所				▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：300㎡以下かつ2階以下
倉庫等	建築物附属自動車車庫（①②③は、建築物延面積2分の1以下、備考）	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①：600㎡以下かつ1階以下 ②：3,000㎡以下かつ2階以下 ③：2階以下
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を越えるもの）					▲	○	○	■	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下 ■：農産物の生産資材を貯蔵するものに限る
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、墨屋、建具屋等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲：2階以下
	危険性や環境を悪化させる恐れが					①	①	①	■	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①：50㎡以下 ②：150㎡以下 ③：300㎡以下 ■：農産物の生産等に用いる
倉庫等	非常に少ない工場											○	○	○	
	少ない工場									②	②	○	○	○	
	やや多い工場											○	○	○	
	危険性が大きく著しく環境を悪化させる工場												○	○	
	自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①：50㎡以下 ②：150㎡以下 ③：300㎡以下 原動機の制限あり
倉庫等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量				①	②	○	○				○	○	○	①：1,500㎡以下かつ2階以下 ②：3,000㎡以下
	量が非常に少ない施設												○	○	
	量が少ない施設												○	○	
	量がやや多い施設												○	○	
	量が多い施設												○	○	

※本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。詳細は建築基準法を参照下さい。

(3) 都市計画区域の状況(用途地域指定区分別面積)

都市計画 区 域 名	市 町 村	最終区域指定 年 月 日	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	用				
					第 1 種 低層住居 専用地域	第 2 種 低層住居 専用地域	第 1 種 中高層住居 専用地域	第 2 種 中高層住居 専用地域	第 1 種 住居地域
富 山 高 岡 広 域	富 山 市	昭63. 9. 27	23, 029	7, 363. 9	1, 248. 1	0. 0	1, 245. 7	538. 7	1, 587. 4
	高 岡 市	昭63. 9. 27	15, 072	3, 731. 8	202. 9	0. 0	958. 7	47. 8	1, 058. 2
	射 水 市	昭63. 9. 27	9, 958	2, 708. 9	127. 7	0. 0	480. 9	36. 0	604. 1
小 計			48, 059	13, 804. 6	1, 578. 7	0. 0	2, 685. 3	622. 5	3, 249. 7
富山南	富 山 市	平28. 7. 1	13, 007		60. 6	0. 0	278. 7	33. 7	295. 3
福 岡	高 岡 市	昭62. 10. 31	2, 792		16. 3	0. 0	69. 7	5. 6	75. 5
魚 津	魚 津 市	平25. 3. 25	4, 440		0. 0	0. 0	52. 9	37. 0	141. 6
氷 見	氷 見 市	昭29. 4. 1	23, 054		48. 4	0. 0	113. 0	0. 0	276. 8
滑 川	滑 川 市	平 4. 6. 19	4, 601		0. 0	0. 0	116. 4	32. 0	189. 8
黒 部	黒 部 市	平25. 3. 25	11, 595		0. 0	0. 0	80. 8	7. 0	195. 7
砺 波	砺 波 市	平25. 3. 25	12, 703		9. 2	0. 0	55. 9	32. 8	125. 8
小矢部	小矢部市	平25. 3. 25	13, 407		0. 0	0. 0	111. 9	58. 3	113. 8
南 砺	南 砺 市	平25. 3. 25	16, 842		52. 4	0. 0	144. 7	0. 0	293. 7
上 市	上 市 町	平 4. 6. 19	4, 431		0. 0	0. 0	36. 0	0. 0	164. 4
立山舟橋	立 山 町	昭63. 9. 27	6, 496		8. 4	0. 0	62. 0	0. 0	80. 0
	舟 橋 村	昭63. 9. 27	347		—	—	—	—	—
入 善	入 善 町	平 7. 7. 7	6, 186		15. 0	0. 0	48. 7	0. 0	76. 8
朝 日	朝 日 町	昭60. 4. 2	5, 453		0. 0	0. 0	50. 3	0. 0	90. 4
非 線 引 都 市 計			125, 354	0. 0	210. 3	0. 0	1, 221. 0	206. 4	2, 119. 6
合 計			173, 413	13, 804. 6	1789. 0	0. 0	3, 906. 3	828. 9	5, 369. 3

令和6年3月31日現在（単位：ha）

途 地 域									市 街 化 調 整 区 域
第 2 種 住居地域	準住居 地 域	田園住居 地 域	近隣商業 地 域	商業地域	準 工 業 地 域	工業地域	工業専用 地 域	計	
0.0	28.2	0.0	336.7	343.9	1,101.7	561.3	372.2	7,363.9	15,665.1
15.8	31.6	0.0	144.0	179.3	357.7	714.2	21.6	3,731.8	11,340.2
16.3	27.8	0.0	114.2	29.7	525.7	289.0	457.5	2,708.9	7,249.1
32.1	87.6	0.0	594.9	552.9	1985.1	1,564.5	851.3	13,804.6	34,254.4
14.2	0.0	0.0	37.1	21.4	108.7	102.6	190.0	1,142.3	
5.0	0.0	0.0	19.4	0.0	41.6	20.0	0.0	253.1	
10.9	0.0	0.0	55.0	32.1	62.6	46.0	0.0	438.1	
0.0	13.8	0.0	29.8	38.0	53.0	62.0	45.0	679.8	
64.5	27.0	0.0	37.3	23.0	61.3	39.5	80.0	670.8	
15.7	10.3	0.0	53.7	21.0	42.8	112.0	84.0	623.0	
70.0	42.4	0.0	46.3	7.5	168.6	18.3	0.0	576.8	
37.8	2.2	0.0	39.9	23.0	91.8	9.0	22.3	510.0	
42.5	22.2	0.0	86.8	12.2	54.1	38.4	13.0	760.0	
2.5	7.8	0.0	16.3	16.0	56.8	46.3	0.0	346.1	
23.0	0.0	0.0	9.4	8.5	12.0	38.0	0.0	241.3	
—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	
0.0	0.0	0.0	18.0	8.5	16.5	51.0	0.0	234.5	
0.0	18.0	0.0	18.9	11.0	24.3	17.0	0.0	229.9	
286.1	143.7	0.0	467.9	222.2	794.1	600.1	434.3	6705.7	
318.2	231.3	0.0	1062.8	775.1	2,779.2	2,164.6	1,285.6	20,510.3	34,254.4

資料：都市計画課

4 農業振興地域整備計画

(1) 農業振興地域整備計画の概要

農業地域の土地利用計画には、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画があります。

この計画は農業以外の土地利用計画との調整に留意しながら、優良な農用地を保全し、農業生産基盤の整備開発等を図ることを目的としています。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の指定を受けた市町村が知事の同意を受けて策定する計画であり、その計画体系は別表のとおりです。

農用地区域内において開発行為を行う場合は、一定の場所を除き知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長の許可が必要であり、特に農用地区域内の農地等はその転用が厳しく制限されています。

開発行為の制限措置の主なものは、①宅地の造成（築造面積90㎡以上）、②農用地間の用途の変更（30a以上）等があります。

令和4年12月31日現在（単位：ha）

▼農業振興地域の指定状況

農業振興 地域総面積	農用地区域 総面積	農用地区域の現況地目別内訳						備考
		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地以外 の山林原野	その他	
148,265.1	56,586.3	55,373.1	397.4	150.0	125.0	540.2	0.6	

資料：農業経営課

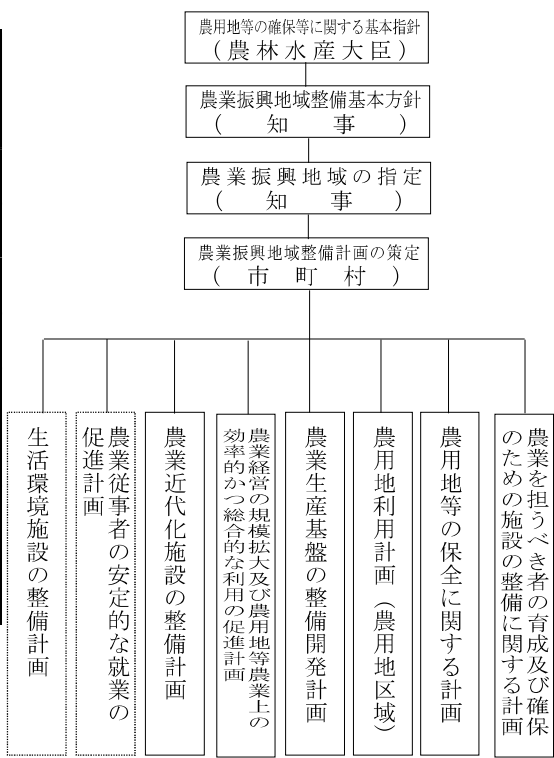
▼農業振興地域整備計画の策定状況

令和6年3月31日まで

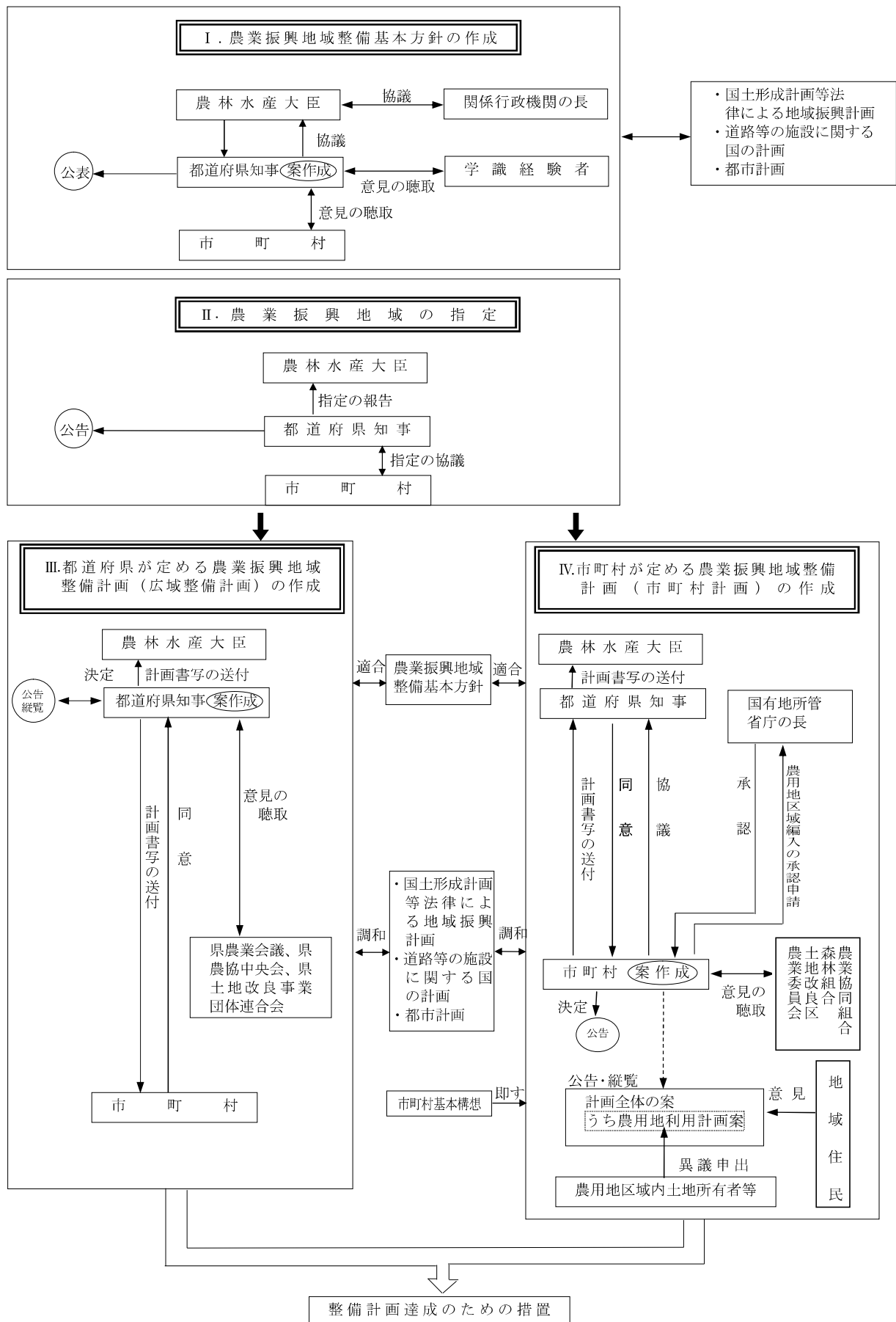
市町村名	農振計画	特別管理	農・農等 (新農)	全体見直し	市町村名	農振計画	特別管理	農・農等 (新農)	全体見直し
富山市	H17.11			R2.2	小矢部市	S48.12	S58.11	H5.4	R5.3
高岡市	H18.7			H23.4	南砺市	H17.7			R6.1
射水市	H18.9				舟橋村	S49.3		H1.8	H15.7
魚津市	S49.1		H7.2	H26.5	上市町	S47.2	S51.3	H3.10	H30.3
氷見市	S49.2	S59.12		H21.9	立山町	S49.1		S63.9	R2.7
滑川市	S49.5		S61.10	H30.8	入善町	S47.2	S50.11	H7.5	H21.7
黒部市	H19.6				朝日町	S48.11		S60.9	H15.8
砺波市	H17.6				計	(15)	(4)	(8)	(12)

(注) 数字は計画の認可（平成12年4月以降は同意）年月 資料：農業経営課

▼農業振興地域整備計画体系



(2) 農振制度の手続き



(3) 農業振興地域整備計画の状況(区域区分及び地域・区域内土地利用状況)

農業 振興 地域 整備 計画名	市町村	農業振興地域									
		地域指定 (当初) 年月日	総面積	農 用 地					混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地 以外の 山林原野
				田	畑	樹園地	採 草 放牧地	計			
富山	富山市	H17.9.2	35,104.7	12,372.3	401.1	204.0	147.0	13,124.4	50.0	34.5	9,515.0
高岡	高岡市	H18.4.21	10,589.5	5,122.7	121.1	14.0	9.4	5,267.2	0.0	11.6	1,474.8
射水	射水市	H18.7.7	6,466.4	3,616.0	166.3	30.0	0.0	3,812.3	0.0	13.2	102.4
魚津	魚津市	S47.3.28	4,808.0	1,759.9	89.0	65.0	2.0	1,915.9	0.0	24.9	665.8
氷見	氷見市	S48.3.22	22,086.0	3,252.9	361.7	66.0	0.0	3,680.6	0.0	0.5	13,410.3
滑川	滑川市	S48.3.22	4,850.0	2,272.6	18.4	21.0	0.0	2,312.0	0.0	0.0	702.9
黒部	黒部市	H19.3.29	6,421.3	2,896.2	42.7	10.0	83.0	3,031.9	0.0	10.7	1,053.6
砺波	砺波市	H17.3.30	8,445.9	4,835.5	80.8	11.0	0.0	4,927.3	0.0	11.1	936.5
小矢部	小矢部市	S46.1.5	11,209.7	3,233.4	89.7	10.0	80.0	3,413.1	0.0	5.1	4,362.4
南砺	南砺市	H17.3.30	18,351.6	7,063.7	373.4	138.0	86.0	7,661.1	0.0	52.9	5,919.2
舟橋	舟橋村	S48.9.27	347.0	172.0	0.0	0.0	0.0	172.0	0.0	0.5	0.0
上市	上市町	S45.3.31	3,987.0	1,797.3	71.9	0.0	8.0	1,877.2	0.0	0.0	1,691.5
立山	立山町	S47.3.28	6,804.0	3,411.8	48.0	2.4	0.0	3,462.2	100.0	4.0	905.6
入善	入善町	S46.1.5	5,898.0	3,949.8	15.7	0.0	0.0	3,965.5	0.0	3.4	267.8
朝日	朝日町	S47.3.28	2,896.0	1,422.0	0.0	0.0	0.0	1,422.0	0.0	5.7	484.2
県計			148,265.1	57,178.1	1,879.8	571.4	415.4	60,044.7	150.0	178.1	41,492.0

◎上記の面積は、農地法第12条第1項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公告した農業振興整備計画の面積等として、令和3年12月31日時点の面積を記載しています。

令和4年12月31日現在(単位:ha)

その他	農用地区域										
	計画策定 年月日 (知事認可)	総面積	農 用 地					混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地 以外の 山林原野	その他
			田	畑	樹園地	採 草 放牧地	計				
12,380.8	H17.11.30	12,077.0	11,147.0	315.7	201.0	147.0	11,810.7	50.0	13.2	203.1	0.0
3,835.9	H18.7.12	4,593.5	4,431.1	71.3	10.0	9.4	4,521.8	0.0	10.6	61.1	0.0
2,538.5	H18.9.26	3,345.8	3,198.2	110.2	30.0	0.0	3,338.4	0.0	5.0	2.4	0.0
2,201.4	S49.1.26	1,869.0	1,665.3	78.3	65.0	2.0	1,810.6	0.0	24.9	33.4	0.1
4,994.6	S49.2.1	3,781.0	3,245.8	347.0	44.0	0.0	3,636.8	0.0	0.5	143.6	0.1
1,835.1	S49.5.20	2,276.8	2,231.6	18.4	21.0	0.0	2,271.0	0.0	0.0	5.8	0.0
2,325.1	H19.6.18	2,878.5	2,745.4	26.7	10.0	83.0	2,865.1	0.0	10.7	2.7	0.0
2,571.0	H17.6.15	4,538.6	4,461.2	59.3	9.1	0.0	4,529.6	0.0	1.1	7.9	0.0
3,429.1	S48.12.10	3,433.5	3,214.4	89.7	10.0	80.0	3,394.1	0.0	5.1	34.3	0.0
4,718.4	H17.7.12	7,564.6	6,975.5	305.5	127.0	68.0	7,476.0	0.0	44.4	43.8	0.4
174.5	S49.3.30	161.3	160.8	0.0	0.0	0.0	160.8	0.0	0.5	0.0	0.0
418.3	S47.2.25	1,668.9	1,587.1	71.9	0.0	8.0	1,667.0	0.0	0.0	1.9	0.0
2,332.2	S49.1.26	3,153.4	3,039.3	7.6	2.4	0.0	3,049.3	100.0	4.0	0.1	0.0
1,661.3	S47.2.25	3,905.7	3,904.2	0.0	0.0	0.0	3,904.2	0.0	1.4	0.1	0.0
984.1	S48.11.15	1,338.7	1,335.1	0.0	0.0	0.0	1,335.1	0.0	3.6	0.0	0.0
46,400.3		56,586.3	53,342.0	1,501.6	529.5	397.4	55,770.5	150.0	125.0	540.2	0.6

資料：農業経営課

5 森 林 計 画

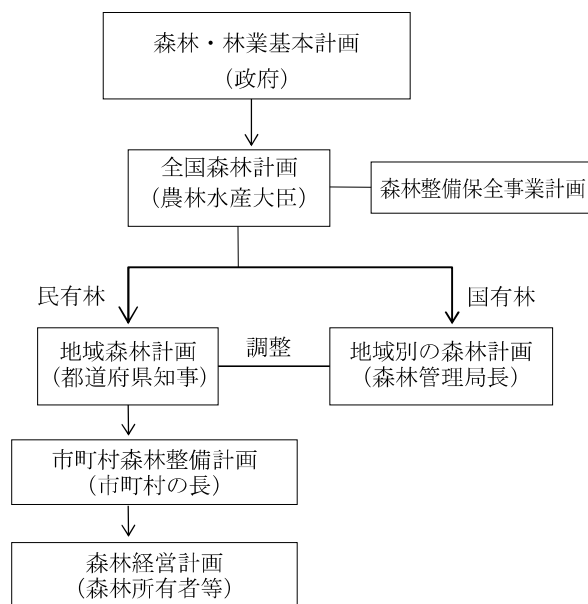
(1) 森林計画の概要

森林地域における法制度には、森林法に基づく森林計画制度、保安林制度、林地開発許可制度等があります。

森林計画制度は、別に示す体系図のとおり、政府及び農林水産大臣、都道府県知事、市町村の長、森林管理局長等が計画を策定するものです。これらの計画は、伐採・造林等の森林施業及び林道・治山施設等の基盤整備に関する計画量、標準的な森林施業の方法等の適切な森林整備を行うための指針となるものです。

保安林制度や林地開発許可制度は、森林地域の立木の伐採や土地の形質変更について規制するものであり、森林の持つ公益的機能の保全と、適正な森林の利用を図ることを目的としています。保安林に指定された森林では、伐採や土地の形質変更には都道府県知事の許可が必要となり、開発や転用が制限されます。また、保安林以外の森林であっても、一定規模以上の開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

▼森林計画制度の体系



▼森林計画の状況

令和6年3月31日現在（単位：ha）

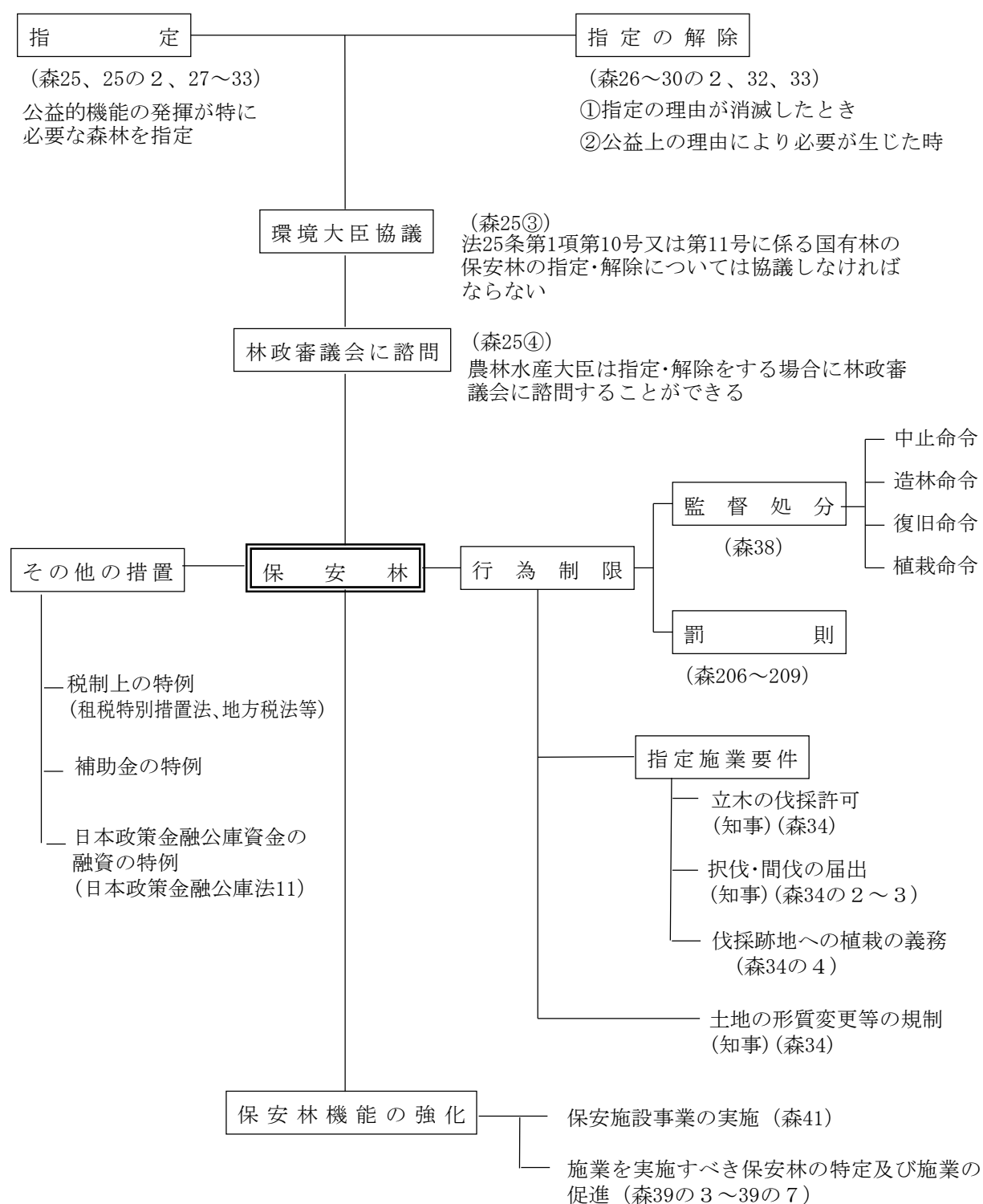
森 林 面 積	地域森林計画対象民有林			国 有 林		計画対象 外民有林
	公 有 林	私 有 林	民有林の内保安林	国 有 林	国有林の内保安林	
285,319	30,112	150,021	92,746	105,186	104,364	1

資料：森林政策課

▼森林計画区分図



(2) 保安林制度の体系図



(注) () は、根拠法及び規定条文である。

森は森林法の略号である。

(3) 地域森林計画の状況（対象森林区分・所有(管)区分等別面積）

区分 市町村	森林面積	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林 面 積				
		計	公 有 林			
			小 計	県 有 林	市町村有林	財産区有林
富 山 市	86,326	58,126	13,721	9,725	3,996	0
高 岡 市	6,690	6,663	191	95	96	0
魚 津 市	14,655	10,230	522	431	91	0
氷 見 市	13,488	13,421	293	232	61	0
滑 川 市	704	701	11	1	10	0
黒 部 市	36,048	8,974	4,284	38	949	3,297
砺 波 市	3,470	3,461	163	115	48	0
小 矢 部 市	5,910	5,882	108	37	71	0
南 砺 市	52,585	43,451	7,979	1,853	6,126	0
射 水 市	1,190	1,180	59	55	3	0
市 計	221,065	152,089	27,330	12,582	11,451	3,297
舟 橋 村	0	0	0	0	0	0
上 市 町	19,518	11,986	1,286	730	171	384
立 山 町	23,869	7,469	315	209	106	0
入 善 町	945	914	28	0	28	0
朝 日 町	19,914	7,357	754	542	46	166
町村計	64,246	27,726	2,383	1,481	351	550
合 計	285,311	179,815	29,713	14,063	11,802	3,847

(注) 1 私有林は、機構・公社造林・私有林の合計値である。

2 個々のデータは、小数点以下を四捨五入しており、必ずしも計と一致しない。

令和5年3月31日現在(単位:ha)

私有林	民有林の 保安林 (内 数)	国 有 林			国有林の内 保安林 (内 数)	地域森林計画 対象外民有林
		計	林野庁所管	その他		
44,405	35,331	28,200	28,020	180	27,932	1
6,472	950	27	0	27	0	0
9,708	4,948	4,425	4,353	72	4,343	0
13,128	995	66	0	66	7	0
689	75	3	0	3	0	0
4,690	5,884	27,074	26,783	291	26,101	0
3,298	408	10	0	10	0	0
5,774	746	28	0	28	0	0
35,473	27,788	9,133	9,028	106	8,917	0
1,121	16	10	0	10	0	0
124,759	77,141	68,976	68,184	792	67,300	1
0	0	0	0	0	0	0
10,701	6,156	7,532	7,416	116	7,334	0
7,154	4,085	16,401	16,385	16	16,576	0
886	575	31	22	9	22	0
6,603	4,731	12,556	12,525	31	13,132	0
25,344	15,547	36,520	36,348	171	37,064	0
150,102	92,688	105,495	104,532	963	104,364	1

資料：森林政策課

森林は舟橋村以外の各市町に存在し、国有林は主に東部の県境に位置し、民有林は県内一円に位置する。
本県は、地形が急峻で多雨多雪地帯であるため、公益上重要な森林が多く、県内の森林の69%、197千haが保安林に指定されており、保安林率は全国1位である。

6 自然公園

(1) 公園計画の概要

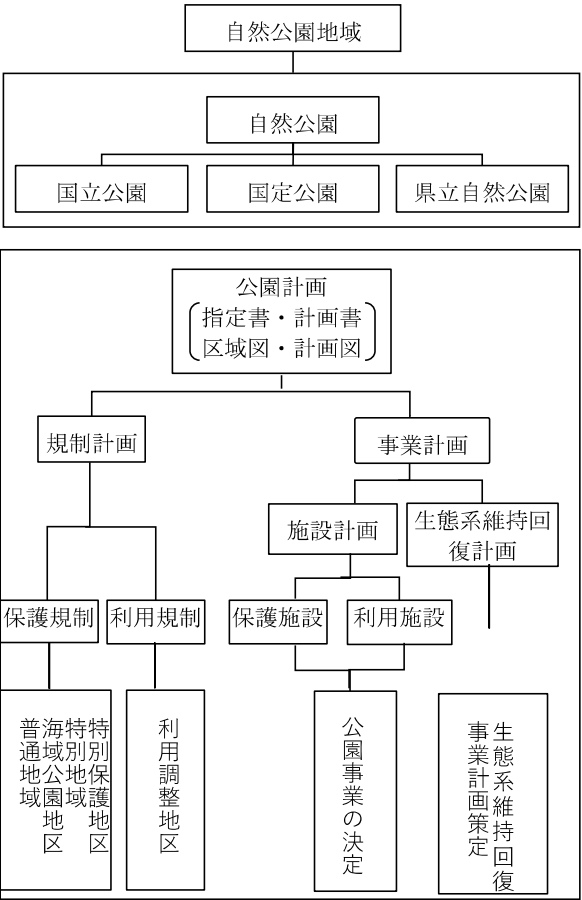
自然公園地域の土地利用計画は、自然公園法に基づき定められています。

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種があります。自然公園として指定された自然の風景地は、できる限り自然のままの姿で、これを保護するとともに、国民の保健・休養等の増進を図るための利用に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

自然公園の管理の基本となる公園計画は、前途の目的から、大きく規制計画と事業計画の2つに分けられます。規制計画はさらに保護規制（一定の公用制限に基づく、特別地域、特別保護地区及び普通地域等の区域区分を定めたもの）と利用規制に、事業計画はさらに施設計画と生態系維持回復計画（生態系本来の姿を維持又は早期に回復を図るための計画）とに分かれます。

また、自然公園内での各種行為は、許可や届出が必要となる場合があります。

▼ 自然公園の体系



(2) 自然公園の指定状況

令和6年3月31日現在(単位:ha)

公 園	指定年月日	公園面積	特 別 地 域				普通地域
			特別保護地区	1 種	2 種	3 種	
国 立 公 園		79,173	32,732	18,502	17,756	7,589	2,594
中 部 山 岳	昭9.12.4指定 平18.1.19変更	76,431	32,594	18,502	16,733	6,008	2,594
白 山	昭37.11.12指定 平24.5.7変更	2,742	138	—	1,023	1,581	—
国定公園能登半島	昭43.5.1指定 平7.12.11変更	1,005	1	82	538	343	41
県 立 自 然 公 園		45,376	—	8,693	6,170	20,855	9,658
朝 日	昭48.3.13指定 平7.12.11変更	9,623	—	3,968	—	5,387	268
有 峰	昭48.3.13指定 平5.6.18変更	11,600	—	2,745	3,700	5,155	—
五 箇 山	昭48.3.13指定 平7.12.11変更	3,856	—	—	281	2,994	581
白 木 水 無	昭49.3.30指定 平5.6.18変更	11,554	—	1,730	2,113	2,630	5,081
医 王 山	昭50.2.22指定 平7.12.11変更	2,943	—	225	76	1,247	1,395
僧 ケ 岳	平23.9.8指定	5,800	—	25	—	3,442	2,333
計		125,554	32,733	27,277	24,464	28,787	12,293

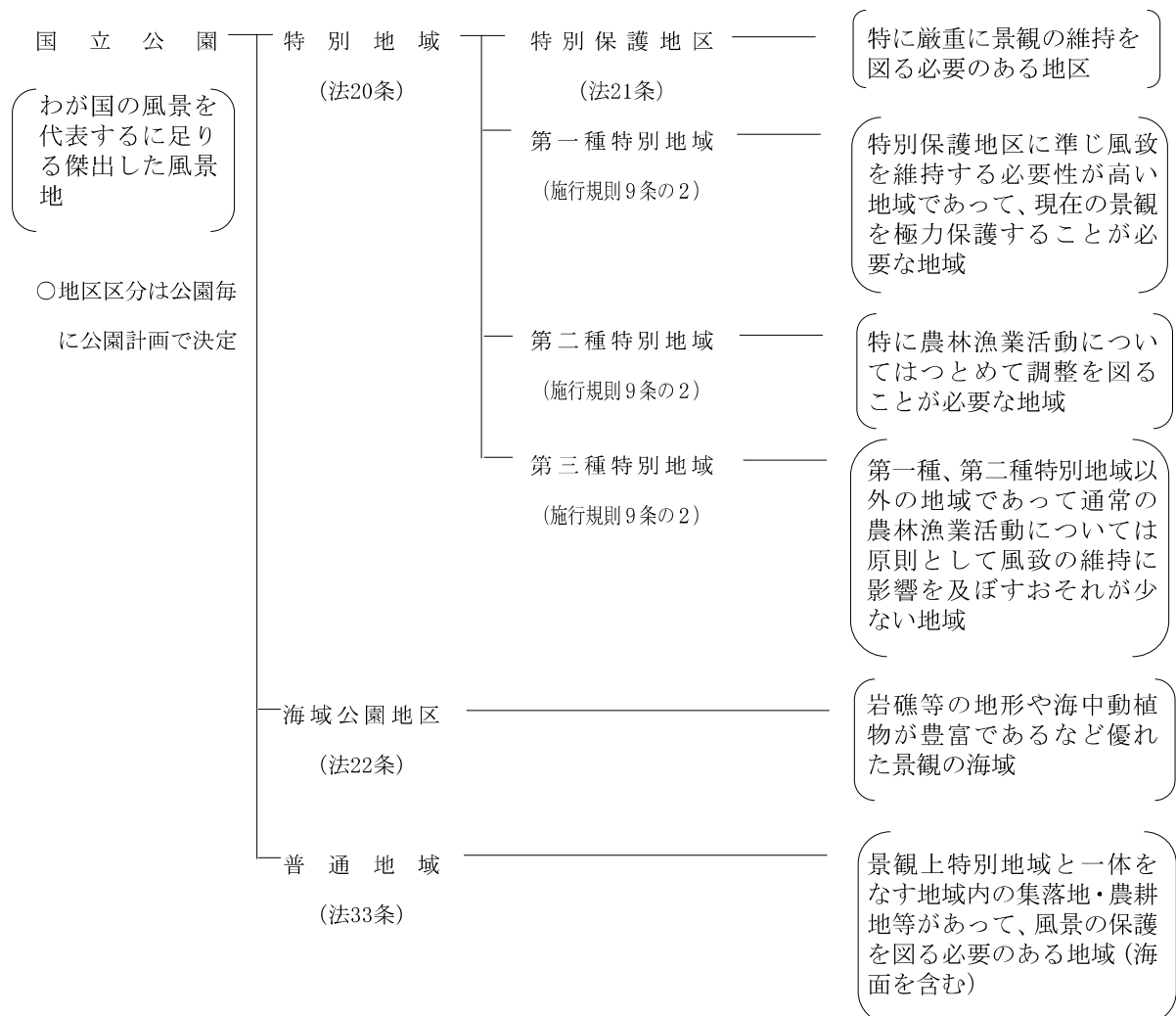
資料：自然保護課

(3) 自然公園の指定手続

	指 定 要 件	手 続	指定の状況 (令和6年3月31日時点)
国 立 公 園	我が国を代表する傑出した自然の風景地 (面積要件) 約30,000ha以上 ただし海岸を主とする公園では約10,000ha以上	①環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聞いて指定(法5条1項) ②官報で公示(法5条3項) 指定前に関係行政機関に協議が必要(法67条1項)	全国で 34公園
国 定 公 園	国立公園に準ずる優れた風景地 (面積要件) 約10,000ha以上 ただし海岸を主とする公園では約3,000ha以上	①都道府県の申出により環境大臣が中央環境審議会の意見を聞いて指定(法5条2項) ②官報で公示(法5条3項) 指定前に関係行政機関に協議が必要(法67条1項)	全国で 58公園
都 道 府 県 立 自 然 公 園	都道府県の自然を代表するような優れた自然の風景地 (面積要件) なし	①都道府県が都道府県の審議会の意見を聞いて指定(法72条に基づく条例) ②広報で公示(都道府県の条例) 指定前に国の関係地方行政機関と協議が必要(法79条1項)	全国で 311公園

(注) 法・・・自然公園法

▼ 国立・国定公園内の地域区分



(4) 自然公園地種区分の状況(市町村別指定面積)

区分 市町村	自 然 公 園 計	国 立 公 園			
		計	特別保護地区	特 別 地 域	普 通 地 域
富 山 市	14,425(40,691)	(40,691)	(21,517)	(19,174)	
高 岡 市	682				
魚 津 市	5,065	2,502		1,410	1,092
氷 見 市	323				
滑 川 市					
黒 部 市	27,231	23,994	8,262	15,732	
砺 波 市					
小 矢 部 市					
南 砺 市	18,270	2,742	138	2,604	
射 水 市					
舟 橋 村					
上 市 町	5,434	5,434	1,304	2,628	1,502
立 山 町	(40,691)	(40,691)	(21,517)	(19,174)	
入 善 町					
朝 日 町	13,433	3,810	1,511	2,299	
合 計	125,554	79,173	32,732	43,847	2,594

(注) () 内は、富山市と立山町との境界未定のため、合計数値である。

令和6年3月31日現在(単位:ha)

国 定 公 園				県 立 自 然 公 園		
計	特別保護地区	特別地域	普通地域	計	特別地域	普通地域
				14,425	13,441	984
682	—	671	11			
				2,563	1,361	1,202
323	1	292	30			
				3,237	2,106	1,131
				15,528	9,455	6,073
				9,623	9,355	268
1,005	1	963	41	45,376	35,718	9,658

資料：自然保護課

7 自然環境保全計画

(1) 自然環境保全計画の概要

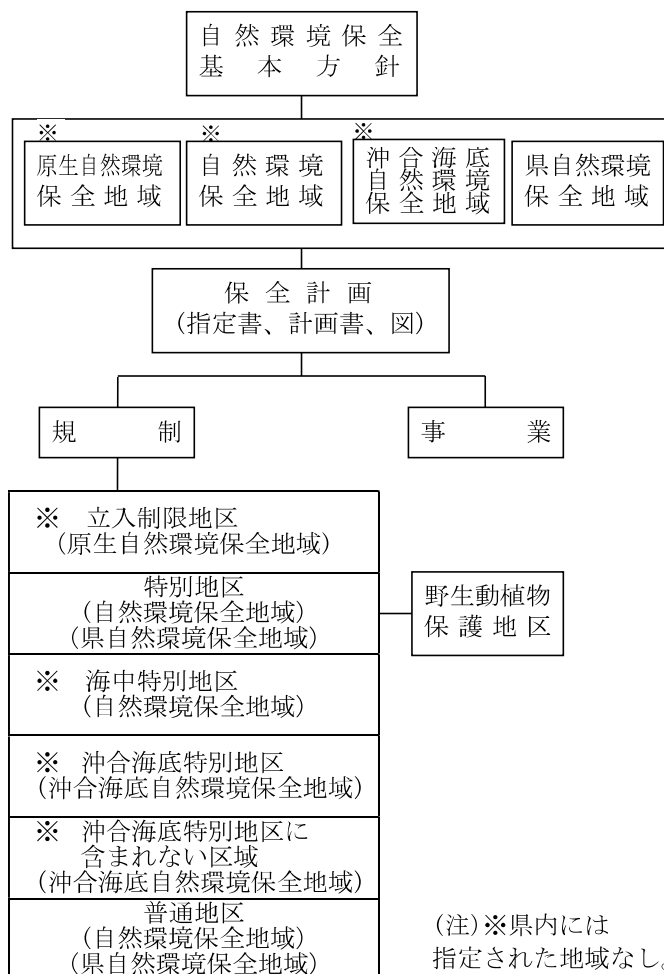
自然環境保全地域は、自然公園区域以外のすぐれた自然環境を維持している地域であり、自然環境保全法や都道府県が定める条例に基づき、指定されている地域です。

自然環境保全地域には、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域の4種があります。これらは、良好な自然環境を形成しており、将来にわたってそのすぐれた自然環境を保全していくべき地域として指定されているもので、その地域ごとの保全計画により、地域の特質に応じて特別地区等の設定や規制に関する事項が定められております。また、地域内での各種行為は、大臣または知事の許可または届出が必要となる場合があります。

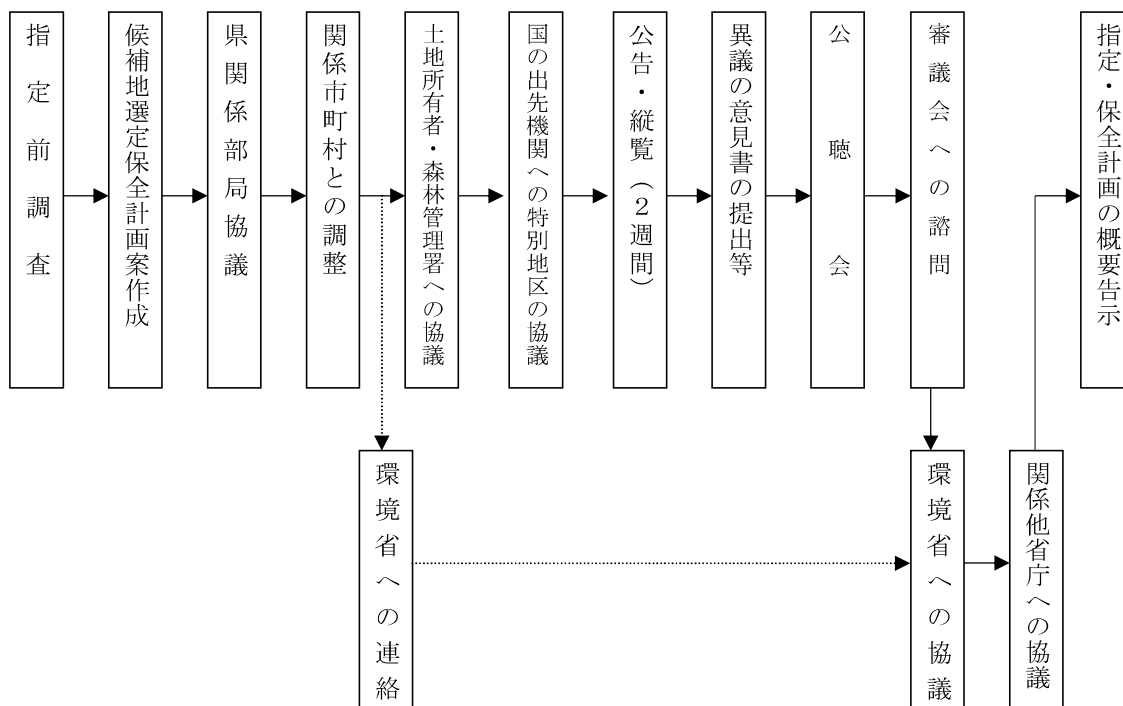
富山県においては、自然環境保全法により指定された地域はありませんが、同法の趣旨に基づき、制定された富山県自然環境保全条例により、すぐれた自然環境を有する地域を富山県自然環境保全地域に指定し、保全を図っているところです。

この地域は、県民の保健休養の場や自然研究の場として利用するため、自然を損なう恐れのある行為を条例で禁止するとともに、保護のための施設を整備しています。

▼ 自然環境保全地域に関する保全計画体系



(2) 県自然環境保全地域の指定手続の流れ



(3) 県自然環境保全地域の指定状況

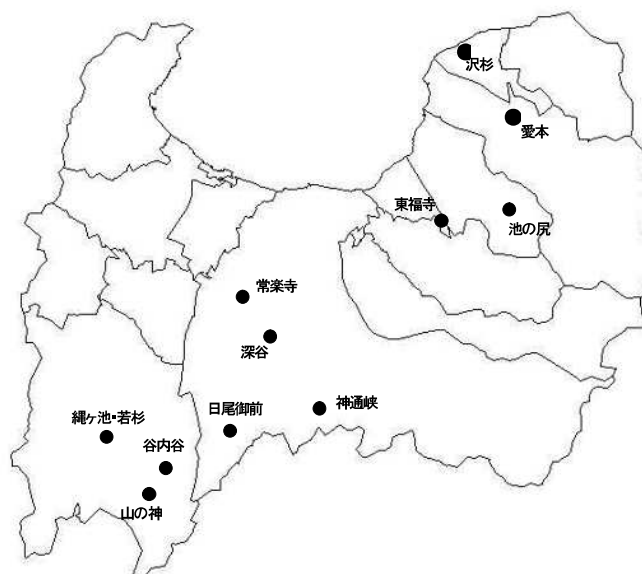
令和6年3月31日現在(単位:ha)

名称	場所	面積	指定年月日	特 別 地 区 指定年月日	野生動植物 保 護 地 区 指定年月日	主な保全対象
沢杉自然環境 保全地域	下新川郡入善町 吉原	2.67 (2.67)	昭48.10.20	昭51.12.25		黒部川末端扇状地の伏流水と サワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉 自然環境保全 地域	南砺市大鋸屋	315.70	昭48.10.20			山地帯における池沼湿原のミ ズバショウ及びブナ、ミズナ ラの天然林
愛本自然環境 保全地域	黒部市宇奈月町 中ノ口	11.78 (1.89)	昭51. 6. 1	昭51.12.25		黒部川扇頂部の地形とウラジ ロガシ林
東福寺自然環 境保全地域	滑川市東福寺	71.55	昭51. 6. 1			河岸段丘等の地形と安山岩で 形成された節理の露頭
神通峡自然環 境保全地域	富山市片掛、寺 津、庵谷	152.68 (45.04)	昭51. 6. 1	昭51.12.25		神通川のV字峡谷とウラジロ ガシ、アカシデ林
深谷自然環境 保全地域	富山市八尾町深 谷	8.48 (1.75) <1.75>	昭53. 7.11	昭53.12.14	昭53.12.14	オオミズゴケ、モウセンゴケ 等の湿性植物の群生地とハッ チョウトンボの生息地
山の神自然環 境保全地域	南砺市利賀村阿 別当	12.50 (12.50)	昭54. 8. 7	昭55. 1. 5		ブナ、ミズナラの天然林
池の尻自然環 境保全地域	魚津市二ヶ	1.36 (1.36)	昭56. 1.17	昭56. 2.12		県内最大のミズバショウの純 群落とモリアオガエル、クロ サンショウウオの繁殖地
日尾御前自然 環境保全地域	富山市八尾町内 名	34.94 (34.94)	昭56.11.26	昭56.11.26		安山岩質凝灰岩の特異な地形 とすぐれた天然林
常楽寺自然環 境保全地域	富山市婦中町千 里	10.99 (0.70)	昭61. 7. 9	昭61.10.17		低山丘陵地帯にあるウラジロ ガシの天然林
谷内谷自然環 境保全地域	南砺市利賀村百 瀬川	1.13 (0.19) <0.19>	昭61. 7. 9	昭61.10.17	昭61.10.17	低山帯におけるオオミズゴケ を中心とする湿性植物の群生 地
計	11地区	623.78 (101.04) <1.94>				

注 ()内は特別地区面積、<>内は野生動植物保護地区面積

資料：自然保護課

▼ 県自然環境保全地域の位置



第4章 土地利用の規制

1 都市計画法に基づく開発行為許可件数・面積

県全体(富山市、高岡市含む)

(単位:件、ha)

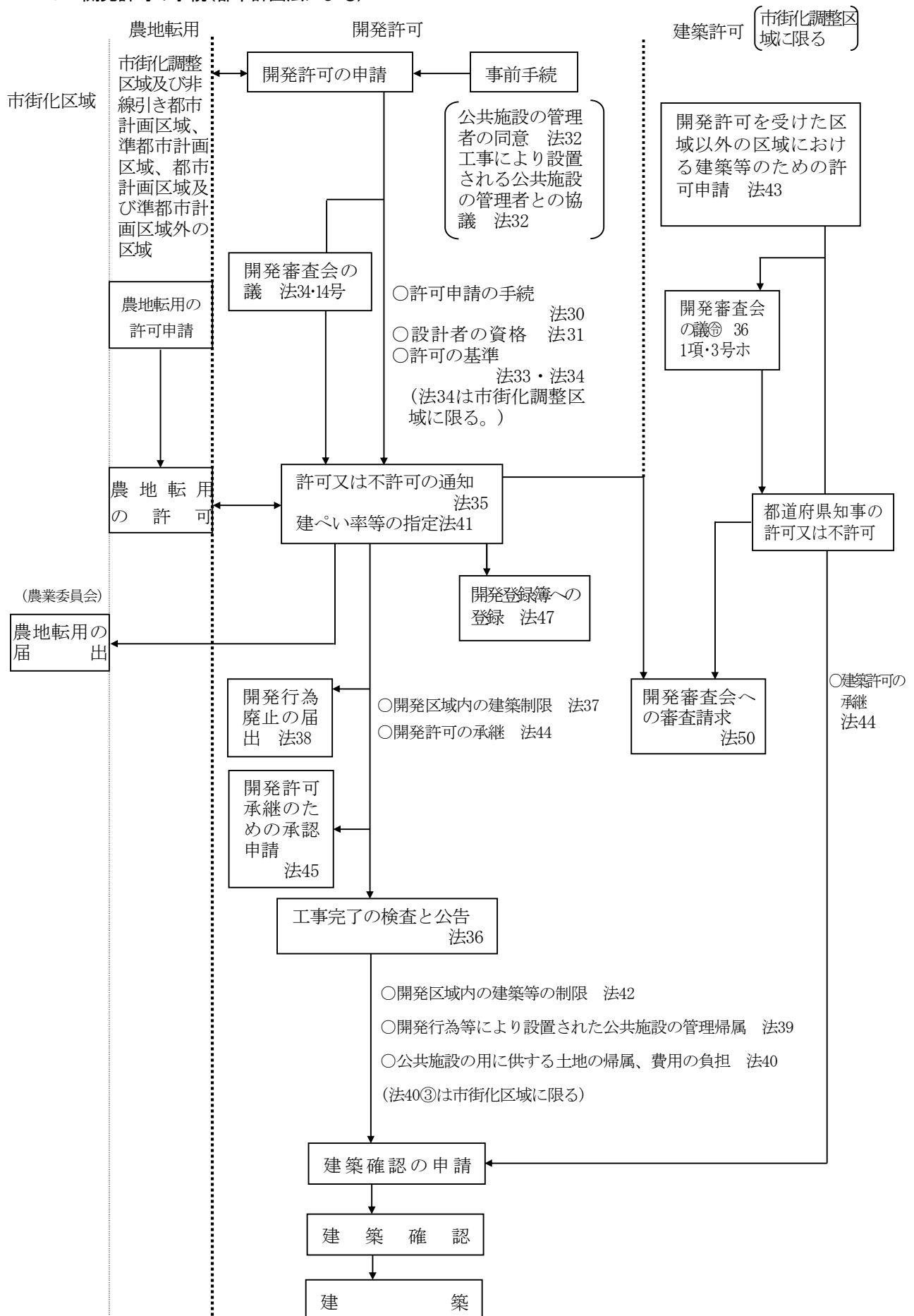
年度 区分			H26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
線引都市計画区域	市街化区域	住宅地	55	14.6	85	26.4	80	25.5	58	23.3	81	31.7	64	17.9	47	11.7	53	13.5	59	27.5	43	16.9
		住宅地以外	15	6.5	19	6.0	12	4.0	17	36.3	9	4.6	7	2.2	8	3.3	10	3.1	9	3.8	9	4.7
		小計	70	21.1	104	32.5	92	22.0	75	59.6	90	36.3	71	20.1	55	15.1	63	16.6	68	31.3	52	21.6
	市街化調整区域	住宅地	74	3.6	48	4.3	46	2.4	45	4.7	59	2.6	66	2.9	59	2.3	46	1.7	49	1.8	38	2.7
		住宅地以外	14	2.0	24	10.2	17	5.1	15	3.3	19	6.5	8	3.0	12	15.0	11	1.9	10	5.1	8	3.5
		小計	88	5.7	72	14.5	63	7.5	60	8.0	78	9.1	74	5.9	71	17.3	57	3.6	59	6.9	46	6.2
	計	住宅地	129	18.2	133	30.7	126	28.0	103	28.0	140	34.2	130	20.8	106	14.0	99	15.3	108	29.3	81	19.6
		住宅地以外	29	8.5	43	16.2	29	9.1	32	39.6	28	11.1	15	5.2	20	18.3	21	5.0	19	8.9	17	8.2
		小計	158	26.7	176	46.9	155	37.0	135	67.6	168	45.3	145	26.0	126	32.3	120	20.3	127	38.2	98	27.8
非線引都市計画区域	住宅地	6	4.1	7	5.5	10	5.3	11	7.9	16	12.1	9	6.2	13	11.8	14	11.2	16	12.1	8	5.6	
	住宅地以外	25	45.6	18	20.6	15	26.3	13	23.3	21	29.2	18	13.9	23	19.2	14	15.4	16	16.3	10	18.3	
	小計	31	49.7	25	26.1	25	31.5	24	31.2	37	41.2	27	20.1	36	30.9	28	26.6	32	28.4	18	23.9	
準都市計画区域及び外	住宅地	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	住宅地以外	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
合計	住宅地	135	22.3	140	36.2	136	33.2	114	36.0	156	46.3	139	27.0	119	25.8	113	26.5	124	41.4	89	25.2	
	住宅地以外	54	54.1	61	36.8	44	35.3	46	67.6	49	40.3	33	19.1	43	37.5	35	20.4	35	25.2	27	26.5	
	小計	189	76.4	201	73.0	180	68.6	160	103.6	205	86.6	172	46.1	162	63.3	148	46.9	159	66.6	116	51.7	

資料：建築住宅課

◎都市計画法に基づく開発行為の許可とは

開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項または第2項に基づき、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。市街化調整区域内においては全て、市街化区域内においては1,000㎡以上、準都市計画区域内及び非線引き都市計画区域内においては3,000㎡以上、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域においては1ha以上の開発行為がその対象となる。なお、富山県では、令和6年3月現在、準都市計画区域の指定はされていない。

▼ 開発許可の手続(都市計画法による)



2 農地法に基づく転用行為

▼農地転用の許可届出件数及び面積

(単位：件、ha)

年次及び市町村	許 可		届 出	
	件 数	面 積	件 数	面 積
平成23年	776	101.9	471	28.4
平成24年	831	113.2	607	49.0
平成25年	873	123.8	548	36.3
平成26年	948	113.9	613	41.9
平成27年	1014	112.8	540	41.7
平成28年	925	111.1	682	50.6
平成29年	927	102.1	645	50.2
平成30年	789	115.9	577	76.7
令和元年	817	106.6	517	42.7
令和2年	886	112.6	440	30.5
令和3年	637	80.7	468	49.5
富山市	171	15.5	264	27.1
高岡市	89	13.2	153	9.0
射水市	29	1.1	51	13.4
魚津市	30	1.3	0	0.0
氷見市	29	1.3	0	0.0
滑川市	56	5.5	0	0.0
黒部市	31	6.5	0	0.0
砺波市	48	15.4	0	0.0
小矢部市	40	9.4	0	0.0
南砺市	50	3.7	0	0.0
市 計	573	72.9	468	49.5
舟橋村	3	0.3	0	0.0
上市町	11	0.6	0	0.0
立山町	29	3.7	0	0.0
入善町	14	3.1	0	0.0
朝日町	7	0.1	0	0.0
町 村 計	64	7.8	0	0

資料：農業経営課

(注)面積は小数点第2位を四捨五入(合計数値は一致しない)

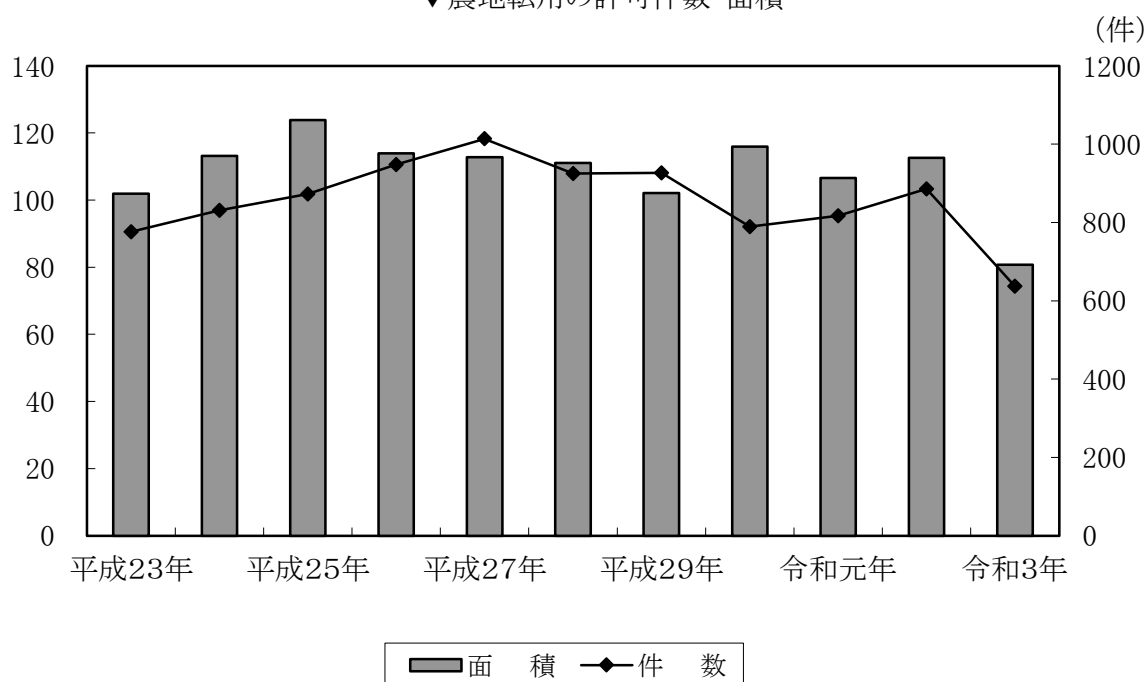
◎ 農地転用の許可および届出とは

農地法第4条に基づき、農地を農地以外にする場合及び農地法第5条に基づき農地又は採草牧草地をそれ以外のものにするために所有権等農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定又は移転する場合、当事者は都道府県知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長の許可を受けなければならない。(4haを超える場合は農林水産大臣に協議必要)

(市街化区域内にある農地の場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよい。)

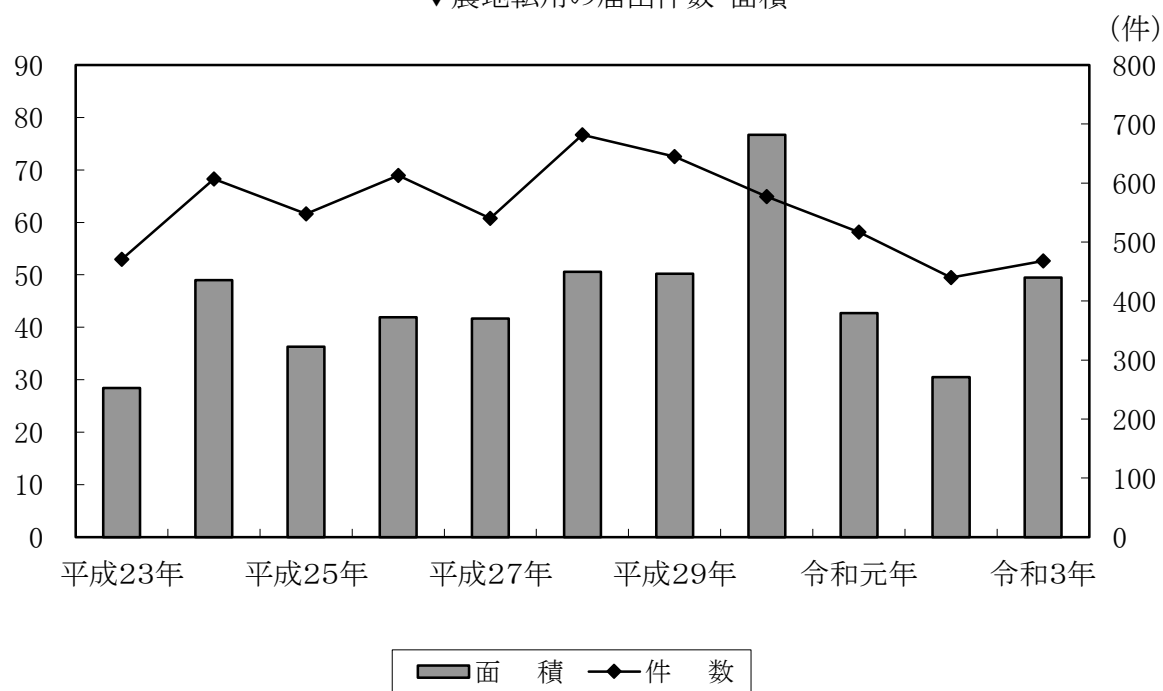
(単位:ha)

▼農地転用の許可件数・面積



(単位:ha)

▼農地転用の届出件数・面積



◎許可件数・面積について、令和3年は前年と比べると、件数・面積ともに減少している。

◎届出件数・面積について、令和3年は前年と比べると、件数・面積ともに増加している。

3 森林法に基づく開発行為

(1) 地域森林計画対象民有林における許可件数・面積

(単位:件、ha)

年次及び 市町村	総 数		住 宅		ゴルフ場		観光レクレー ション施設		土石の採掘		工場・事業 場		そ の 他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成21年度	3	9							1	4	2	6		
平成22年度	2	5							1	3	1	2		
平成23年度	1	3									1	3		
平成24年度	0	0												
平成25年度	5	15							2	6	3	9		
平成26年度	2	14							1	2	1	12		
平成27年度	4	14							2	8	2	6		
平成28年度	1	4									1	4		
平成29年度	1	2									1	2		
平成30年度	1	3									1	3		
令和元年度	1	3							1	3				
令和2年度	2	33							1	2	1	30		
令和3年度	2	8							1	3	1	5		
令和4年度	1	3							1	3				
令和5年度	0	0												

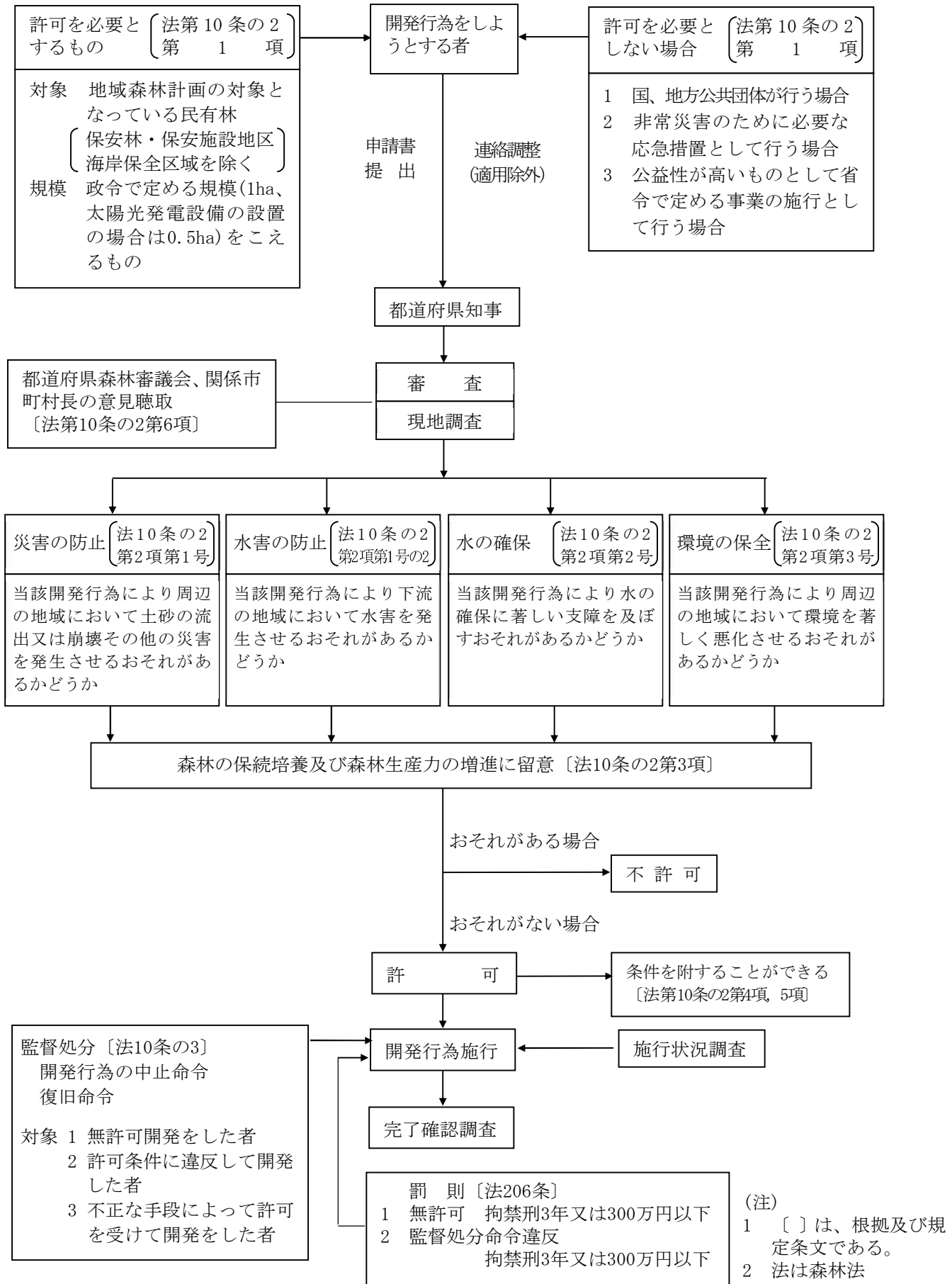
資料：森林政策課

※面積は林地開発行為に係る森林面積に統一しており、過去に事業区域面積（森林以外を含む）を記載していた数値については遡及修正を行った。なお、小数第一位を四捨五入しているため、各数値の合計が総数と一致しない場合がある。

◎地域森林計画対象民有林における許可とは

森林法第10条の2に基づき地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（保安林、保安施設地区の区域、海岸保全区域内の森林を除く。面積が1ha（太陽光発電設備の設置の場合は0.5ha）をこえるもの。）

林地開発許可制度の体系図



(2) 保安林解除の件数・面積

(単位:件、ha)

年次及び 市町村	総 数		住 宅		観光レクリエーション施設		公 共 施 設		そ の 他	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
平成 21 年	5	0.6					3	0.2	2	0.4
平成 22 年	11	15.7					10	5.1	1	10.6
平成 23 年	0	0.0								
平成 24 年	5	0.1					5	0.1		
平成 25 年	5	5.5					5	5.5		
平成 26 年	5	0.8					4	0.8	1	0.0
平成 27 年	5	0.5					4	0.2	1	0.4
平成 28 年	5	2.0					5	2.0		
平成 29 年	1	0.1					1	0.1		
平成 30 年	5	0.6					5	0.6		
令和 元年	2	1.0					1	0.8	1	0.2
令和 2 年	2	0.0					1	0.0	1	0.0
令和 3 年	3	2.8					3	2.8		
令和 4 年	2	0.5					2	0.5		
令和 5 年	2	0.7					2	0.7		
富 山 市										
高 岡 市										
魚 津 市										
氷 見 市										
滑 川 市										
黒 部 市										
砺 波 市										
南 砺 市	2	0.7					2	0.7		
小 矢 部 市										
射 水 市										
舟 橋 村										
上 市 町										
立 山 町										
入 善 町										
朝 日 町										

資料：森林政策課

※「公共施設」と「その他」の区分について、年度によって集計の基準が異なっていたため、基準を統一し、一部過去の数値についても遡及修正を行った。なお、面積は小数第二位を四捨五入しているため、各数値の合計が総数と一致しない場合がある。

◎保安林解除とは

森林法第25条に基づき農林水産大臣（同法第25条の2に基づき都道府県知事）は、水源のかん養、土砂の流出の防備等公益上の目的を達成するため、必要があれば森林を保安林に指定し、土地の形質変更等の行為を制限しているが、指定の理由が消滅したとき又は公益上の理由により必要が生じたときは、その指定を解除することができる。

4 自然公園法に基づく開発行為

▼ 自然公園区域における行為の許可・届出件数

(単位：件)

年 次 及 び 公 園 別	許 可	届 出
平 成 24 年 度	126	2
平 成 25 年 度	129	0
平 成 26 年 度	144	7
平 成 27 年 度	140	6
平 成 28 年 度	157	7
平 成 29 年 度	100	5
平 成 30 年 度	119	3
令 和 元 年 度	138	1
令 和 2 年 度	140	2
令 和 3 年 度	129	0
令 和 4 年 度	126	1
令 和 5 年 度	144	0
国 立 公 園	94	0
中 部 山 岳	93	0
白 山	1	0
国 定 公 園	11	0
能 登 半 島	11	0
県 立 自 然 公 園	39	0
朝 日	4	0
有 峰	22	0
五 箇 山	3	0
白 木 水 無	4	0
医 王 山	3	0
僧 ケ 岳	3	0

(注) 国の機関が行う協議の件数も許可の項目に含む。

資料：自然保護課

◎自然公園地域における行為の許可・届出とは

自然公園法第20条、第21条、第22条、第33条、第73条に基づき自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)内で工作物の新築・改築・増築や土地の形質変更等の行為をしようとする者は、環境大臣または県知事への許可申請、届出が必要となる。

5 自然環境保全法・条例に基づく開発行為

▼県自然環境保全地域における行為の許可・届出件数

(単位：件)

年 度	届 出			許 可		
	総数	特別地区	普通地区	総数	特別地区	普通地区
平成 25 年度	－	－	－	1	1	－
26 年度	1	－	1	－	－	－
27 年度	－	－	－	2	2	－
28 年度	－	－	－	2	2	－
29 年度	－	－	－	－	－	－
30 年度	－	－	－	－	－	－
令和元年度	－	－	－	－	－	－
2 年度	－	－	－	－	－	－
3 年度	1	－	1	－	－	－
4 年度	－	－	－	－	－	－
5 年度	1	－	1	－	－	－

(注) ()内は国、地方公共団体からの協議件数

資料：自然保護課

◎県自然環境保全地域における行為の許可、届出とは

富山県自然環境保全条例第11条、第12条、第14条に基づき県自然環境保全地域内で工作物の新築・改築・増築や土地の形質変更等の行為をしようとする者は、県知事への許可申請、届出が必要となる。

6 富山県土地対策要綱(大規模開発に係る手続き等)

(1) 富山県土地対策要綱の概要

開発事業者は、開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発計画（申出段階の計画では5ヘクタール未満であるが、最終的に開発区域の面積が5ヘクタールを超える可能性がある計画を含む。）がある場合には、個別法（都市計画法、農地法等）の申請に先立ち、富山県土地対策要綱に基づく開発計画の事前申出書を知事に提出するものとされています。

また、開発事業者は開発計画申出に係る意見受領後、要綱第5条第2項に該当しない場合は、富山県土地対策要綱に基づく開発行為届出書をその開発しようとする土地の所在する市町村の長を経由して、知事に提出するものとされています。

知事は、開発計画の事前申出書、開発行為届出書が提出されたときは、自然環境の保全及び適性かつ合理的な土地利用が図られるよう総合的に意見調整、審査を行います。

(2) 富山県土地対策要綱第に基づく開発行為の手続き件数・面積（変更含む）

単位:件、ha

用途別 年度		分譲住宅	工場 商業施設 等	ゴルフ場	土砂採取	産業廃棄 物処理施 設	その他	計
平成25年	件数				2	2	2	6
	面積				18.2	21.8	22.9	62.9
26年	件数				1			1
	面積				16.0			16.0
27年	件数				2	1		3
	面積				26.8	61.8		88.6
28年	件数				6	2		8
	面積				111.7	69.2		180.9
29年	件数		1				1	2
	面積		6.06				59.1	65.16
30年	件数	-	-	-	-	-	-	-
	面積	-	-	-	-	-	-	-
令和元年	件数				1			1
	面積				44.5			44.5
2年	件数				1	1		2
	面積				19.29	49.87		69.16
3年	件数					1	1	2
	面積					11	7.3	18.3
4年	件数	1			2	2	2	7
	面積	4.9			24.02	91.09	22.60	142.61
5年	件数				1		2	3
	面積				13.69		13.48	27.17

面積合計は、小数点第2桁を四捨五入しているため、必ずしも計と一致しない。

複数の用途がある場合は、主要な用途に区分している。

令和4年4月の要綱改正に伴い、令和3年度までは開発行為届出、令和4年度からは、開発計画の事前申出について記載している。

7 その他の規制状況

(単位:箇所、ha)

	(1) 急傾斜地崩壊危険区域		(2) 砂 防 指 定 地		(3) 災 害 危 険 区 域	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
富山市	64	215	177	42,813	64	215
高岡市	67	178	43	234	67	178
魚津市	28	111	87	656	28	111
氷見市	102	378	93	721	103	393
滑川市	7	40	16	68	7	40
黒部市	23	71	46	557	23	71
砺波市	15	25	23	78	15	25
小矢部市	15	25	76	527	15	25
南砺市	26	82	225	772	27	83
射水市	5	7	4	36	5	7
舟橋村	0	0	0	0	0	0
上市町	10	89	99	545	11	90
立山町	7	41	37	199	7	41
入善町	1	1	10	30	1	1
朝日町	12	36	72	235	12	36
合 計	382	1,298	1,008	47,472	385	1,316
調査期日	令和6年3月31日現在		同左		同左	
資 料 名	砂防課資料		同左		建築住宅課資料	

(注)計の不一致は四捨五入による。

※(1) 急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地やこれらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害のおそれのある区域について、都道府県知事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定するものです。

※(2) 砂防指定地とは、治水上砂防のため砂防設備を要し、または一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域のことです。

※(3) 災害危険区域とは、富山県建築基準法施行条例第2条に定められた区域で、この区域内においては住居の用に供する建築物の建築が原則禁止されております。

(4)地すべり防止区域

(単位:箇所、ha)

	国土交通省所管		林 野 庁 所 管		農村振興局所管		計	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
富山市	40	1,944	30	801	8	464	78	3,209
高岡市	7	176	5	172	1	7	13	355
魚津市	6	243	10	279	2	158	18	680
氷見市	29	2,287	39	1,075	16	1,056	84	4,418
滑川市	1	39	4	57			5	96
黒部市	1	63	7	273	2	110	10	446
砺波市	8	202	6	181	6	402	20	785
小矢部市	19	431	6	300	4	117	29	848
南砺市	13	303	23	832	7	452	43	1,587
射水市	1	5					1	5
舟橋村							0	0
上市町	5	257	3	43			8	300
立山町	7	252	4	521			11	773
入善町							0	0
朝日町	7	102	8	209			15	311
合 計	144	6,304	145	4,743	46	2,766	335	13,813
調査期日	令和6年3月31日現在		同左		同左			
資 料 名	砂 防 課 資 料		森林政策課資料		農村整備課資料			

(注)計の不一致は四捨五入による。

※(4) 地すべり防止区域とは、「地すべり等防止法」で定められた区域で、地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設や擁壁等、必要な施設を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣、又は国土交通大臣が指定する土地のことです。

(5) 河川区域(河川の現況)

令和6年3月31日現在(単位:本、m)

河 川 総 括 表 (両 岸 平 均)						
	一 級 河 川		二 級 河 川		合 計	
	河 川 数	河川延長	河 川 数	河川延長	河 川 数	河川延長
本 川	(5) 5	(135, 100) 301, 635	29	255, 601	(5) 34	(135, 100) 557, 236
支 川	(5) 208	(30, 120) 864, 849	68	211, 149	(5) 276	(30, 120) 1, 075, 998
派 川	(1) 3	(2, 400) 4, 656	4	8, 822	(1) 7	(2, 400) 13, 478
湧	—	—	1	2, 700	1	2, 700
計	(11) 216	(167, 620) 1, 171, 140	102	478, 272	(11) 318	(167, 620) 1, 649, 412

(注)備考()内は、国土交通大臣管理区間延長で内数である。

資料：河川課

◎河川法（昭和39年法律第167号）に基づき、国及び県が管理している河川について掲載している。県内の河川は、318河川で延長約1,649kmあり、そのうち県が管理する河川は307河川で総延長約1,482kmである。

(6) 鳥獣保護区(特別保護地区)

令和6年3月31日現在(単位:箇所、ha)

区 分		箇所数	管 理 者 別		面 積	
			国	県	国	県
1. 森林鳥獣生息地の保護区	県指定	23 (4)	—	23 (4)	—	31, 899 (2, 240)
2. 大規模生息地の保護区	—	—	—	—	—	—
3. 集団渡来地の保護区	県指定	4 (1)	—	4 (1)	—	7, 100 (1)
4. 集団繁殖地の保護区	—	—	—	—	—	—
5. 希少鳥獣生息地の保護区	国指定	1 (1)	1 (1)	—	74, 682 (13, 729)	—
6. 希少鳥獣生息地の保護区	県指定	1 (1)	—	1 (1)	—	1, 080 (3)
7. 生息地回廊の鳥獣保護区	県指定	—	—	—	—	—
8. 身近な鳥獣保護区	県指定	11 (3)	—	11 (3)	—	2, 584 (202)
計		40 (10)	1 (1)	39 (9)	74, 682 (13, 729)	42, 663 (2, 446)

(注) ()内は特別保護地区で内数である。

資料：自然保護課

◎鳥獣保護区(特別保護地区)とは、野生鳥獣の保護繁殖を図るための区域で捕獲行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項)。

(7) 史跡名勝天然記念物

令和6年3月31日現在(単位:箇所)

種類 区分	史 跡	名 勝	天然記念物	名 勝 天然記念物	史跡名勝 天然記念物	史跡・名勝	計
国 指 定	21	1	22(6)	2(1)	0	0	46(7)
県 指 定	28	1	46	1	1	0	77
市 町 村	184	16	134	4	1	0	339

(注) ()内は特別天然記念物、特別名勝特別天然記念物で内数である。

資料：生涯学習・文化財室

◎記念物のうち、貝塚、古墳、城跡などの遺跡で重要なものを「史跡」、庭園、峡谷、海浜などの名勝地で重要なものを「名勝」、動物、植物、地質鉱物で重要なものを「天然記念物」に指定する。

(8) 海岸保全区域

令和6年3月31日現在

所 管 省 庁	海 岸 総 延 長	海岸保全区域指定延長
国土交通省(河川局)	51,599m	49,834m
国土交通省(港湾局)	71,000m	20,186m
農 林 水 産 省	24,850m	15,835m
計	147,449m	85,855m

資料：河川課、港湾課、水産漁港課

◎海岸保全区域とは、知事が必要に応じて指定する。海水又は地盤の変動による被害から防護すべき海岸に係る一定の区域をいう。(海岸法第1、3条)

(9) 港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区

令和5年3月31日現在

港 湾 名	種 類	管 理 者	関係市町村	港湾区域 面 積	港湾隣接 地域面積	臨港地区 面 積	都市計画 区域内外
伏木富山港	国際拠点 港	富 山 県	富山市	1,761ha	54ha	64.4ha	区 域 内
			射水市	3,821ha	41ha	302.6ha	
			高岡市	1,089ha	27ha	165.2ha	
魚 津 港	地方港湾	富 山 県	魚津市	565ha	26ha	9.1ha	区 域 内

◎港湾の種類について(港湾法第2条)

資料：港湾課、都市計画課

「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいう。

「重要港湾」とは国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。

(10) 漁 港 区 域

令和6年3月31日現在

種類 港数	第1種漁港	第2種漁港	第3種漁港	第4種漁港	計
港 数	10	4	2	—	16

◎漁港の種別について(漁港漁場整備法第5条)

資料：水産漁港課

第1種漁港・その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港・その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの

第3種漁港・その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港・離島その他辺地にあつて漁港の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

(11) 風 致 地 区

令和6年3月31日現在

市 町 村	箇 所 数	面 積	地 区 名
富 山 市	2	294.0ha	呉羽山、富山城址
高 岡 市	5	883.0ha	二上山、高岡公園、瑞龍寺、前田公園、勝興寺

資料：都市計画課

◎ 風致地区とは、都市計画区域において、都市の風致を維持するため定める地区をいう。

(都市計画法第9条)

第5章 土地取引の規制

1 土地取引規制制度のあらまし

この制度は、適正で合理的な土地利用を確保し、土地の投機的取引と地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するために設けられたもので、許可制と届出制があります。

(1) 許可制

土地の投機的取引が集中して行われたり、行われるおそれがあるとともに、地価が急激に上昇したり、上昇するおそれがある地域で、都道府県知事が規制区域として指定した地域において適用されます。

規制区域において土地取引を行う場合には、特定の場合を除き、面積の大小にかかわらず都道府県知事の許可が必要です。

なお、規制区域については、令和6年3月31日時点において全国で指定された例はありません。

(2) 届出制

地価下落傾向により、国の土地政策の目標が「地価抑制」から「土地の有効利用」へと転換されたことを受け、平成10年9月に国土利用計画法が一部改正され、一定規模以上の土地取引については、原則として、事前届出制から事後届出制へと移行されました。

ただし、注視区域及び監視区域（59頁参照）に指定された地域においては、事前届出制が適用されます。

令和6年3月現在、本県において事前届出制が適用されている地域はありません。

①事後届出制

国土利用計画法第23条に基づき、一定規模（市街化区域2,000㎡、市街化区域を除く都市計画区域5,000㎡、都市計画区域外10,000㎡）以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者（買主）は契約日から起算して2週間以内に、市町村長を経由して都道府県知事に届出を行う必要があります。

届出を受けた都道府県知事は、土地の利用目的について審査を行い、利用目的が土地の利用に関する計画に適合しない場合、土地利用審査会の意見を聴いて、3週間（審査期間の延長通知があった場合には最長6週間）以内に、利用目的の変更を勧告し、その是正を求めることができ、勧告に従わないときは公表することができます。

また、土地の利用目的について必要な助言をすることができます。

②事前届出制

国土利用計画法第27条の4及び第27条の7に基づき、注視区域及び監視区域において、一定規模（注視区域は事後届出制と同様。監視区域は都道府県知事が規則で定める面積。）以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結しようとする場合は、当事者双方（売主、買主）は契約を締結する前に、市町村長を経由して都道府県知事に届出を行う必要があります。

届出を受けた都道府県知事は、土地の取引予定価格と利用目的について審査を行い、予定価格が著しく適性を欠く場合や利用目的が土地の利用に関する計画に適合しない場合、また監視

区域内の土地取引については1年以内の土地転売で投機的取引と認められる場合などには、土地利用審査会の意見を聴いて、6週間以内に取引の中止又は変更を勧告し、その是正を求めることができ、勧告に従わないときは公表することができます。

審査の結果、予定価格や利用目的が著しく適正を欠くものでないと認めたときは、届出から6週間以内に勧告をしない旨を文書により通知(不勧告通知)し、当事者はこの通知を受け取ることにより契約を締結することができます。

なお、勧告に先立ち、価格及び利用目的について変更を指導することがあります。

※事前確認制

国土利用計画法施行令第17条の2に基づき、注視区域及び監視区域において、届出を要する面積以上の土地を宅地分譲、建売分譲又はマンション分譲等をする際、分譲業者があらかじめ分譲予定価格が著しく適正を欠かないことについて都道府県知事の確認を受け、この確認を受けた価格の範囲内で分譲する場合には、個々の分譲契約について改めて届出をする義務が免除されます。

この制度は、宅地分譲等の取引(契約)の形態が定型化、類型化していること、分譲価格も分譲業者が決定することができることなどを踏まえ、分譲業者・購入者双方の便宜を考慮して設けられたものです。

対象は、①造成された宅地を住宅施設用地にあつては1区画500㎡以下(面積が800㎡以下の区画であつて法面の部分を除いた部分が500㎡以下のものを含む)、福祉・利便施設用地にあつては1区画1,000㎡以下の区画を設けて分譲する場合、②建物の区分所有権と併せて土地に関する権利の共有持分を分譲する場合(マンション等)、③不動産特定共同事業に係る共有持分を譲渡する場合等です。

ただし、都市計画法の開発許可や建築基準法の建築確認をすでに受けており、かつ、完成後の宅地や建物の価格が審査できる程度に造成が進んでいることが必要です。

申請を受けた都道府県知事は、分譲予定価格について審査を行い、著しく適正を欠かない場合は、6週間(審査期間の延長通知があつた場合は最長9週間)以内に申請価格を確認する旨の通知(確認書)を交付し、これにより申請者は有効期間に限り申請価格の範囲内で分譲契約を締結することができます。

申請価格が著しく適性を欠く場合は、土地利用審査会の意見を聴いて、確認しない旨の通知(不確認書)を申請者に交付します。なお、不確認の決定に先立ち、価格の引下げを指導することがあります。

なお、有効期間経過後引き続き分譲を行う場合や、有効期間内で土地等の形状を変更した場合は、再度確認を受ける必要があります。

2 国土利用計画法の届出の月別推移

(単位 : 件)

年 月	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
1	20	5	49	6	11	12	16	24	3	12	2
2	5	15	4	15	26	4	30	6	13	8	10
3	15	17	28	17	10	14	10	19	6	8	8
4	12	18	7	27	23	22	17	9	13	13	10
5	11	12	6	7	33	13	11	4	3	4	34
6	13	21	15	22	15	19	29	7	16	37	14
7	11	10	9	11	28	15	18	14	20	15	23
8	6	28	2	23	32	20	16	26	26	6	8
9	6	23	6	15	29	33	45	7	16	6	18
10	4	4	13	24	21	34	14	17	9	10	14
11	16	12	10	26	14	14	13	15	15	13	24
12	20	29	28	31	36	26	20	18	18	5	15
計	139	194	177	224	278	226	239	166	158	137	180

資料: 県民生活課

(注1) 国土利用計画法の一部改正により、平成10年9月以降、事後届出となった。

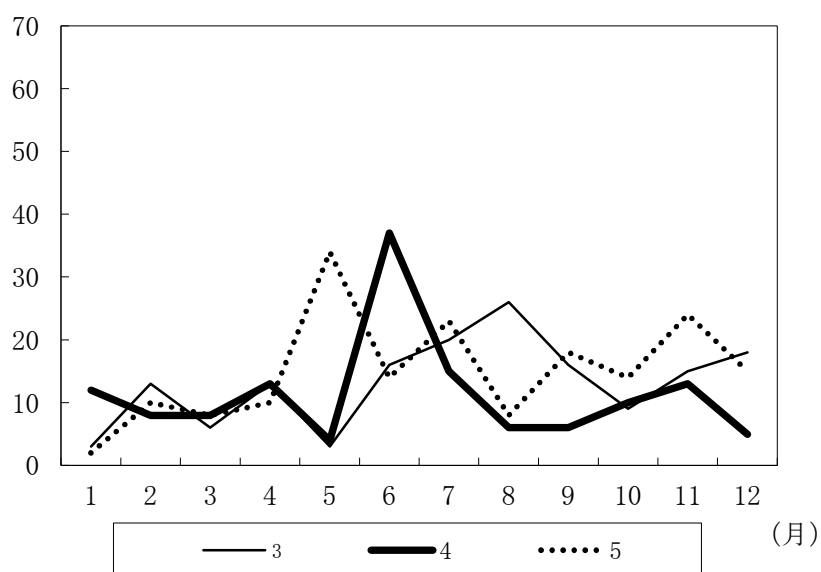
また事前確認制については県内において平成6年12月1日より適用地

域がなくなったため、申請はない。

(注2) 各年のデータはそれぞれ1月1日～12月31日までのものである。

(単位: 件)

▼届出件数の月別推移



3 国土利用計画法に基づく届出の状況

資料: 県民生活課

(単位: 件)

(1) 届出の市町村別件数

年 市町村	平成28 年	29年	30年	令和元 年	2年	3年	4年	5年
富山市	122	134	96	85	73	80	59	76
高岡市	43	47	16	32	14	24	36	32
魚津市	7	3	16	4	15			2
氷見市	3	3	1	1	1		6	2
滑川市	1	9	15	13	11	9	1	3
黒部市	6	32	5	31	2	9	12	2
砺波市	17	5	6	5	1	19	1	13
小矢部市	2	20	10	1	13	4	11	13
南砺市	1	10	10	8	1	5		3
射水市	13	12	32	40	21	5	9	19
市計	215	275	207	220	152	155	135	165
舟橋村	1		13		0			0
上市町	2	2		16	13	2	1	1
立山町	4		6	1	1			14
入善町	2				0	1		0
朝日町		1		2	0		1	0
町村計	9	3	19	19	14	3	2	15
合計	224	278	226	239	166	158	137	180

(注)これらのデータは各年1月1日～12月31日のものである。

(2) 届出の処理状況

(単位:件、千㎡)

区分		年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
届 出	件 数		177	224	278	226	239	166	158	137	180
	面 積		2,691	824	2,146	1,104	915	1,361	1,419	892	897
処 理	件 数		176	224	275	236	249	163	157	145	179
	面 積		2,732	780	2,019	1,220	994	1,347	1,399	937	895
う ち	審 査 済	件 数	176	224	275	236	249	163	157	145	179
		面 積	2,732	780	2,019	1,220	994	1,347	1,399	937	895
	勧 告	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		面 積	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	助 言	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		面 積	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	指導後、助 言・勧告と もせず	件 数	-	2	-	-	-	-	-	-	-
		面 積	-	5	-	-	-	-	-	-	-
	取り下げ	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		面 積	-	-	-	-	-	-	-	-	-

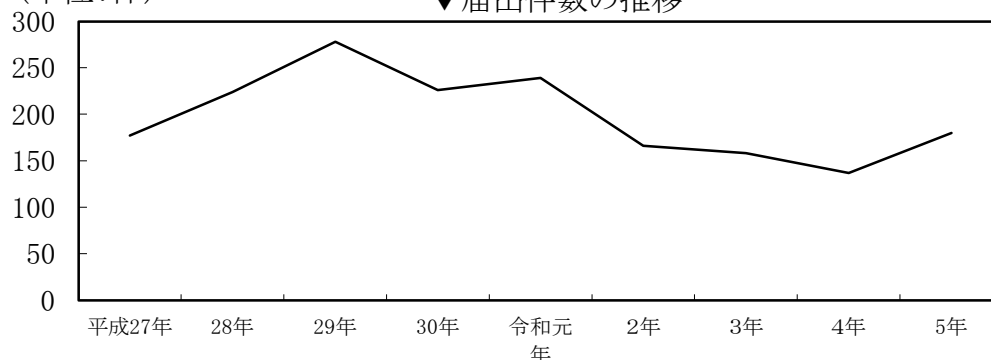
(注1)「届出」区分は市町村の受理日、「処理」区分は富山県の受理日を基準にしている。

資料:県民生活課

(注2)これらのデータは各年1月1日～12月31日までのものである。

(単位:件)

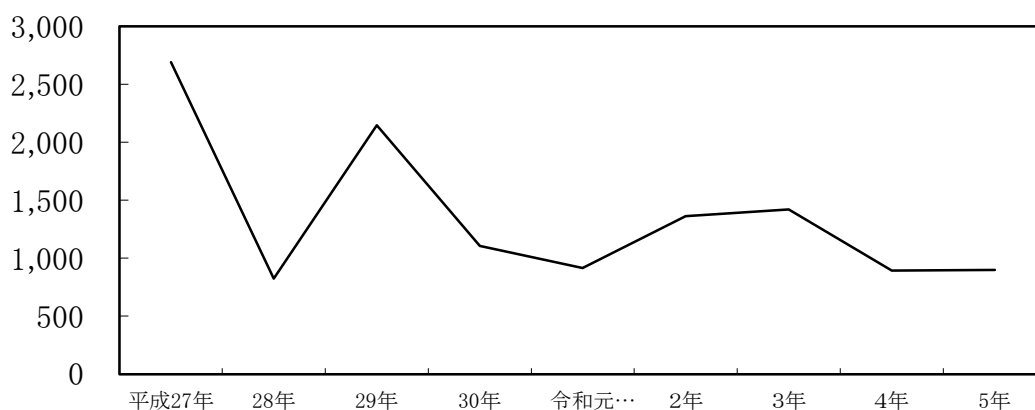
▼届出件数の推移



令和5年の届出件数は、前年に比べ、増加している。

(単位:千㎡)

▼届出面積の推移



令和5年の届出面積は、前年に比べほぼ横ばいに推移している。

(3)届出案件の利用目的の状況

利用目的 年		住宅地	別荘	生産施設 (工場等)	商業施設	レクリエーション施設
平成25年	件 数	57	0	36	21	1
	面 積	143,876	0	186,988	107,925	5,999
平成26年	件 数	71	0	15	18	0
	面 積	146,249	0	135,529	183,254	0
平成27年	件 数	77	0	31	24	0
	面 積	126,755	0	158,340	83,111	0
平成28年	件 数	116	0	26	24	0
	面 積	189,859	0	189,755	75,569	0
平成29年	件 数	146	0	40	36	0
	面 積	351,457	0	175,386	73,571	0
平成30年	件 数	102	0	33	30	0
	面 積	188,299	0	196,640	122,506	0
令和元年	件 数	98	0	37	46	0
	面 積	179,727	0	215,421	120,161	0
令和2年	件 数	64	0	58	22	1
	面 積	92,822	0	284,346	54,404	5,625
令和3年	件 数	60	0	49	19	0
	面 積	117,292	0	209,700	95,284	0
令和4年	件 数	64	0	33	19	0
	面 積	114,906	0	305,731	70,133	0
令和5年	件 数	66	0	54	15	7
	面 積	164,819	0	245,719	158,832	10,594

(注)これらのデータは各年1月1日～12月31日のものである。

(単位 : 件、㎡)

ゴルフ場	林業	農・畜産・水産業	その他	計
0	0	1	23	139
0	0	21,186	1,489,512	1,955,486
0	0	2	88	194
0	0	89,364	563,049	1,117,446
1	0	0	44	177
5,206	0	0	2,317,506	2,690,919
0	6	0	52	224
0	120,546	0	248,542	824,270
0	1	0	55	278
0	19,959	0	1,526,451	2,146,824
0	1	0	60	226
0	12,448	0	583,941	1,103,834
0	1	0	57	239
0	17,107	0	382,631	915,047
0	2	1	18	166
0	605,069	3,687	315,231	1,361,184
0	1	0	29	158
0	46,219	0	950,609	1,419,103
0	1	1	19	137
0	69,048	12,756	318,958	891,532
0	2	0	36	180
0	133,452	0	183,880	897,296

資料:県民生活課

利用目的状況別に見ると、

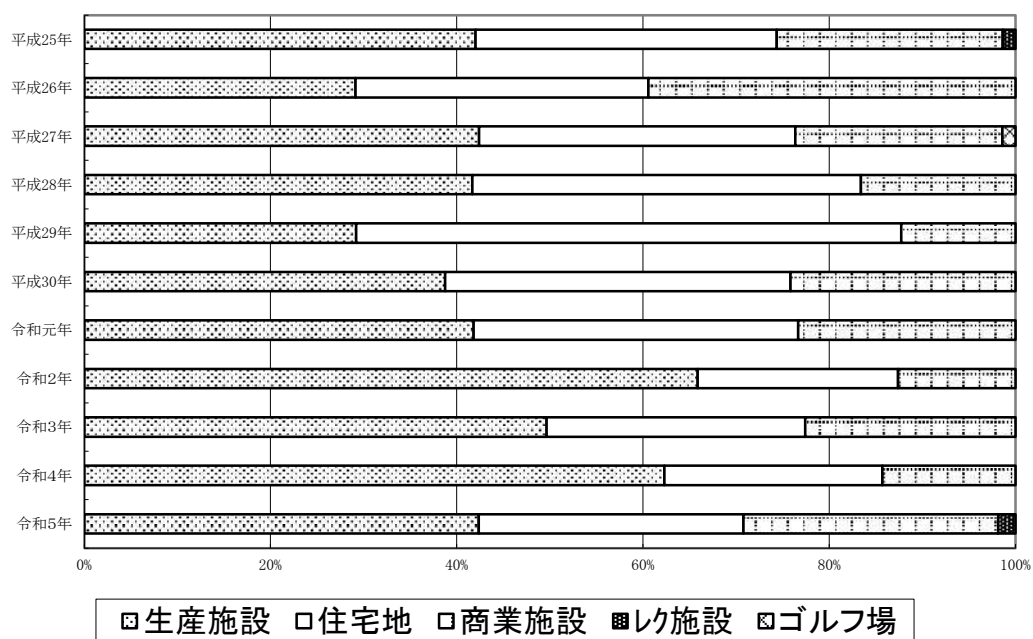
令和5年の住宅については、届出件数、面積ともに令和4年に比べ、増加した。

令和5年の生産施設については、令和4年に比べ、届出件数は増加し、面積は減少した。

令和5年の商業施設については、令和4年に比べ、届出件数は減少し、面積は増加した。

令和5年の駐車場などを含むその他については、令和4年に比べ、届出件数は増加し、面積は減少した。

(4)届出案件の利用目的別面積の推移(林業、農・畜産・水産業、その他を除く)



資料: 県民生活課

毎年、住宅地と生産施設が大きな面積割合を占めている。

(5)届出案件の当事者の状況(受理ベース)

(単位 : 件)

区 分	個人→個人	個人→法人	法人→個人	法人→法人	計
平成25年	1	96	6	36	139
平成26年	4	149	1	40	194
平成27年	1	129	2	45	177
平成28年	13	170	2	39	224
平成29年	14	199	6	59	278
平成30年	5	182	2	37	226
令和元年	14	202	1	22	239
令和2年	1	133	0	32	166
令和3年	1	111	1	45	158
令和4年	5	87	1	44	137
令和5年	4	130	2	44	180

(注)これらのデータは各年1月1日～12月31日のものである。

資料: 県民生活課

個人→法人が圧倒的に多く、それに次いで法人間で当事者となった届出が多い。

4 注視区域制度

平成10年9月の国土利用計画法の一部改正により、経済状況などの変化に伴う局地的な地価の上昇に機動的に対応することを目的に注視区域制度が創設されました。

同法第27条の3に基づき、都道府県知事は、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を、5年以内の期間で、注視区域に指定することができます。

令和6年3月現在、本県において注視区域に指定されている地域はありません。

5 監視区域制度

昭和62年6月の国土利用計画法の一部改正により創設された制度で、同法第27条の6に基づき、都道府県知事は、地価の急激な上昇又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を、5年以内の期間で、監視区域に指定することができます。

また、監視区域を指定する場合、都道府県知事は、当該区域における届出面積基準を規則で引下げることができます。

本県においては、地価動向・土地取引動向等を勘案し、昭和63年12月1日から平成6年11月30日までの6年間、富山市内の一部地域を監視区域に指定したが、平成6年12月1日以降、指定した地域はありません。

(参考) 本県における指定の経緯

- | | |
|--------------|--|
| ① 昭和63年12月1日 | 富山駅周辺地域(約180ha)を監視区域に指定(平成3年11月30日まで) |
| | 300㎡以上要届出 |
| ② 平成2年11月1日 | 富山市の市街化区域(約6,556ha)に監視区域を拡大、届出面積要件を変更(平成3年11月30日まで) |
| | 商業地域 200㎡以上要届出 |
| | その他の地域 300㎡以上 // |
| ③ 平成3年12月1日 | 富山市の市街化区域全域(約6,556ha)を監視区域に再指定(平成6年11月30日まで) |
| | ただし、都市計画区域の線引変更(平成4年9月11日告示)により、監視区域面積は、約6,607haとなる |
| ④ 平成6年2月15日 | 富山市の市街化区域のうち、水橋、四方、呉羽、五福及び岩瀬地区等(約2,130)を解除し、届出面積を次のとおり変更した |
| | 商業地域 200㎡以上 |
| | 商業地域以外の地域 300㎡以上 |
| | } 一律600㎡以上 |
| ⑤ 平成6年12月1日 | 指定期間の満了後は、再指定せず、現在に至る。 |

6 「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行状況

資料：管理課

(1) 公拡法に基づく届出及び買取り希望申出の処理状況

(単位：件)

区 分	年 度	総件数	協議通知を 伴ったもの	左の内訳		
				協議成立	協議不成立	協議中
法第4条第1項 第1号～第5号 の届出 (200㎡以上)	48.12.1～30.3.31	197	30	10	20	0
	30	11	0	0	0	0
	31	14	2	0	2	0
	2	8	0	0	0	0
	3	10	0	0	0	0
	4	10	0	0	0	0
	5	9	0	0	0	0
	計	259	32	10	22	0
法第4条第1項 第6号の届出 (5,000㎡～ 10,000㎡以上)	48.12.1～30.3.31	1,132	18	11	7	0
	30	4	0	0	0	0
	31	6	2	0	2	0
	2	1	0	0	0	0
	3	1	0	0	0	0
	4	5	0	0	0	0
	5	4	0	0	0	0
	計	1,153	20	11	9	0
法第5条の申出 (200㎡以上)	48.12.1～30.3.31	3,099	3,075	2,891	82	34
	30	22	21	19	0	2
	31	22	22	17	0	5
	2	4	4	4	0	0
	3	8	8	7	1	0
	4	10	9	9	0	0
	5	6	6	6	0	0
	計	3,171	3,145	2,953	83	41
計	48.12.1～30.3.31	4,428	3,123	2,912	109	34
	30	37	21	19	0	2
	31	42	26	17	4	5
	2	13	4	4	0	0
	3	19	8	7	1	0
	4	25	9	9	0	0
	5	19	6	6	0	0
	計	4,564	3,191	2,968	114	41

◎ 公拡法による先買い制度とは

公共用地の取得について、土地収用法に基づく用地取得と異なり、未だ具体的な事業の予定地となっていない土地についても、土地所有者と先買い主体との間の協議成立により、土地を買い取ることができるもの。協議先買い制度ともいわれ、届出制と申出制がある。

- 1 法第4条第1項第1号～5号の届出とは、都市計画施設の区域内、道路決定区域等の区域内等に所在する200㎡以上の土地の有償譲渡に係るもの。
- 2 法第4条第1項第6号の届出とは、市街化区域内における5,000㎡以上の土地及びその他の都市計画区域内(市街化調整区域を除く。)における10,000㎡以上の土地の有償譲渡に係るもの。
- 3 法第5条の申出とは、都市計画区域内及び都市計画区域外の都市計画施設の区域内の200㎡以上の土地の買取り希望に係るもの。

(2) 買取り団体別内訳

(単位 : 件、㎡、千円)

団 体 名	買取り期間	件 数	面 積	金 額
富 山 県	48.12.1～3.3.31	1	2,405	46,405
	3.4.1～4.3.31	0	0	0
	4.4.1～5.3.31	0	0	0
	5.4.1～6.3.31	0	0	0
	小 計	1	2,405	46,405
市 町 村	48.12.1～3.3.31	2,245	2,961,188	25,800,014
	3.4.1～4.3.31	7	3,828	41,409
	4.4.1～5.3.31	9	9,981	113,649
	5.4.1～6.3.31	8	6,501	111,590
	小 計	2,269	2,981,498	26,066,662
土 地 開 発 公 社	48.12.1～3.3.31	695	1,104,684	16,342,519
	3.4.1～4.3.31	0	0	0
	4.4.1～5.3.31	0	0	0
	5.4.1～6.3.31	0	0	0
	小 計	695	1,104,684	16,342,519
合 計	48.12.1～3.3.31	2,941	4,068,277	42,188,938
	3.4.1～4.3.31	7	3,828	41,409
	4.4.1～5.3.31	9	9,981	113,649
	5.4.1～6.3.31	8	6,501	111,590
	小 計	2,965	4,088,587	42,455,586

(注)土地の先買い制度に関する事務は、富山市内の土地については、平成8年度より富山市長が、高岡市内の土地については、平成21年度より高岡市長が、その他の市の区域内の土地については、平成24年度より当該土地の所在市の長が行うことになった。(「市町村」には中核市である富山市の数値は含まない)令和2年度からは、事務処理特例条例の改正により、当該土地の所在町の長へ権限を移譲している。

(3) 買取り目的別内訳

(単位 : 件、㎡、千円)

	48.12.1～4.3.31			4.4.1～5.3.31			5.4.1～6.3.31			合 計		
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
住 宅	113	183,149	2,180,365							113	183,149	2,180,365
学 校	59	77,832	571,663	4	5,754	72,383	1	234	7,019	64	83,820	651,065
公園・緑地	862	1,554,044	9,067,742				2	1,490	14,006	864	1,555,534	9,081,748
河 川	50	117,807	679,379							50	117,807	679,379
社会福祉及び文化施設	325	396,926	6,852,134	3	3,810	35,936	1	552	4,830	329	401,288	6,892,900
公用施設	369	439,217	5,551,750				3	1,950	19,192	372	441,167	5,570,942
代 替 地	422	305,838	7,615,384							422	305,838	7,615,384
そ の 他	639	776,506	7,235,291	1	189	3,610	1	2,275	66,543	641	778,970	7,305,444
道 路	109	220,787	2,476,638	1	228	1,720				110	221,015	2,478,358
合 計	2,948	4,072,106	42,230,346	9	9,981	113,649	8	6,501	111,590	2,965	4,088,588	42,455,585

地方公共団体等が買取りした土地は、都市の健全な発展に資するため、道路や公園などの公共施設の用地として活用される。

第6章 土地所有の状況

(1) 地目別、所有区分別土地利用

(単位：h a)

年次及び 市町村	総 計		宅 地		農 地		山林・原野		雑種地等	
	公有地	民有地	公有地	民有地	公有地	民有地	公有地	民有地	公有地	民有地
平成 2 4 年	288,445	136,316	1,986	23,595	3,596	65,939	24,491	41,300	258,371	5,482
平成 2 5 年	288,531	136,230	2,000	23,676	3,617	65,799	24,498	41,270	258,417	5,486
平成 2 6 年	288,580	136,182	2,004	23,781	3,620	65,614	24,510	41,279	258,446	5,509
平成 2 7 年	288,661	136,103	2,011	23,868	3,619	65,461	24,522	41,287	258,510	5,486
平成 2 8 年	288,660	136,104	2,027	23,937	3,630	65,250	24,579	41,344	258,425	5,573
平成 2 9 年	288,696	136,068	2,033	24,011	3,626	65,068	24,581	41,365	258,455	5,623
平成 3 0 年	288,773	135,991	2,035	24,097	3,652	64,871	24,576	41,368	258,510	5,655
令和 元 年	288,799	135,964	2,032	24,192	3,660	64,691	24,575	41,390	258,532	5,691
令和 2 年	288,882	135,879	2,053	24,294	3,651	64,446	24,635	41,412	258,544	5,727
令和 3 年	288,902	135,878	2,043	24,386	3,663	64,216	24,643	41,518	258,554	5,758
令和 4 年	288,780	135,975	2,057	24,456	3,645	64,053	24,657	41,676	258,422	5,790
令和 5 年	288,785	135,971	2,050	24,536	3,652	63,900	24,681	41,725	258,403	5,810
富 山 市	84,274	39,896	753	7,956	1,392	14,481	2,768	15,157	79,361	2,301
高 岡 市	9,274	11,684	299	3,559	556	5,310	168	2,294	8,250	522
魚 津 市	15,171	4,890	46	963	127	2,112	378	1,642	14,620	172
氷 見 市	12,638	10,416	65	1,080	8	4,586	33	4,481	12,532	269
滑 川 市	1,788	3,674	76	990	99	2,308	18	304	1,596	71
黒 部 市	37,113	5,518	80	1,126	255	2,874	1,006	1,191	35,772	327
砺 波 市	3,898	8,805	79	1,399	114	4,990	289	2,246	3,416	170
小 矢 部 市	6,576	6,831	80	927	222	3,819	112	1,808	6,163	276
南 砺 市	48,911	17,953	166	1,629	243	8,400	2,934	7,378	45,568	546
射 水 市	3,675	7,269	254	2,374	206	3,801	106	651	3,109	442
市 計	223,318	116,936	1,897	22,004	3,221	52,683	7,814	37,154	210,387	5,096
舟 橋 村	97	250	7	58	13	171	0	0	77	20
上 市 町	19,422	4,249	36	614	103	1,961	16,636	1,628	2,647	47
立 山 町	24,623	6,106	43	811	145	3,615	114	1,261	24,321	419
入 善 町	2,264	4,861	40	744	104	3,824	28	191	2,092	102
朝 日 町	19,061	3,569	26	304	66	1,646	89	1,492	18,880	126
町 村 計	65,467	19,035	152	2,532	431	11,218	16,867	4,572	48,016	714

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」
(各年1月1日現在)

(注) 1 公有地面積は、非課税地積である。

2 ha単位に四捨五入したため、内訳と合計とは必ずしも一致しない。

<趣旨>

概要調査は、地方税法第418条及び第422条の規定に基づき作成するもので、固定資産の価格等決定の概要を記載した調書である。

作成の趣旨は、市町村間の評価の均衡を図るための資料とすることにある。

<主な傾向>

「宅地」は、民有地は増加傾向にある。

「農地」は、民有地は減少傾向にある。

(2) 民有地地目別土地所有者数

(単位：人)

年次及び 市町村	総 計	宅 地	田 畑	山林・原野	雑種地等
平成 24 年	806,640	600,573	129,876	45,332	30,859
平成 25 年	808,473	602,912	129,390	45,278	30,893
平成 26 年	811,411	606,111	129,041	45,282	30,977
平成 27 年	813,156	608,466	128,646	45,198	30,846
平成 28 年	814,929	610,669	128,166	45,132	30,962
平成 29 年	817,268	613,219	127,977	45,054	31,018
平成 30 年	818,337	615,175	127,176	44,911	31,075
令和 元 年	819,839	617,413	126,403	44,789	31,234
令和 2 年	821,534	619,725	125,719	44,810	31,280
令和 3 年	821,868	620,723	124,938	44,801	31,406
令和 4 年	823,758	623,063	124,413	44,776	31,506
令和 5 年	824,849	624,807	123,819	44,650	31,573
富 山 市	282,201	231,492	30,504	10,930	9,275
高 岡 市	116,779	97,397	12,791	3,257	3,334
魚 津 市	35,127	26,180	4,841	2,751	1,355
氷 見 市	49,876	29,129	12,275	6,270	2,202
滑 川 市	27,939	22,288	3,799	1,021	831
黒 部 市	37,359	26,442	5,983	2,652	2,282
砺 波 市	40,405	28,506	7,712	2,041	2,146
小 矢 部 市	28,567	18,514	6,050	2,380	1,623
南 砺 市	55,864	32,851	12,242	6,655	4,116
射 水 市	64,299	52,939	9,094	896	1,370
市 計	738,416	565,738	105,291	38,853	28,534
舟 橋 村	2,355	1,993	300	0	62
上 市 町	21,038	13,954	4,333	2,117	634
立 山 町	25,664	18,377	5,013	1,536	738
入 善 町	23,154	16,388	5,359	470	937
朝 日 町	14,222	8,357	3,523	1,674	668
町 村 計	86,433	59,069	18,528	5,797	3,039

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」
(各年1月1日現在)

(注) 上記所有者は、固定資産税の法定免税点以上の土地を所有している者の数である。

<主な傾向>

長期的に見て、「宅地」の所有者が増加傾向にあり、「田畑」の所有者が減少傾向にある。
「総計」は、増加傾向にある。

第7章 土地取引の動向

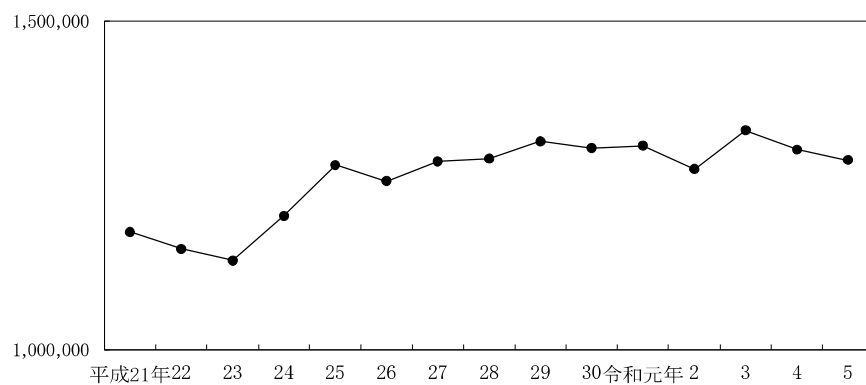
(1) 売買による土地取引件数の推移(全国・富山県)

区 分 \ 年		平成21年	22	23	24	25	26	27
全 国	件 数	1,179,483	1,154,026	1,135,917	1,204,101	1,281,328	1,256,749	1,286,733
	指 数	100.0	97.8	98.4	106.0	106.4	98.1	102.4
	対前年比	△ 8.9	△ 2.2	△ 1.6	6.0	6.4	△ 1.9	2.4
富 山 県	件 数	10,286	8,964	8,744	9,159	9,879	9,473	9,095
	指 数	100.0	87.1	97.5	104.7	107.9	95.9	96.0
	対前年比	△ 6.2	△ 12.9	△ 2.5	4.7	7.9	△ 4.1	△ 4.0

(注)これらのデータは各年1月1日～12月31日までのものである。

(単位:件)

▼土地取引件数の推移(全国)

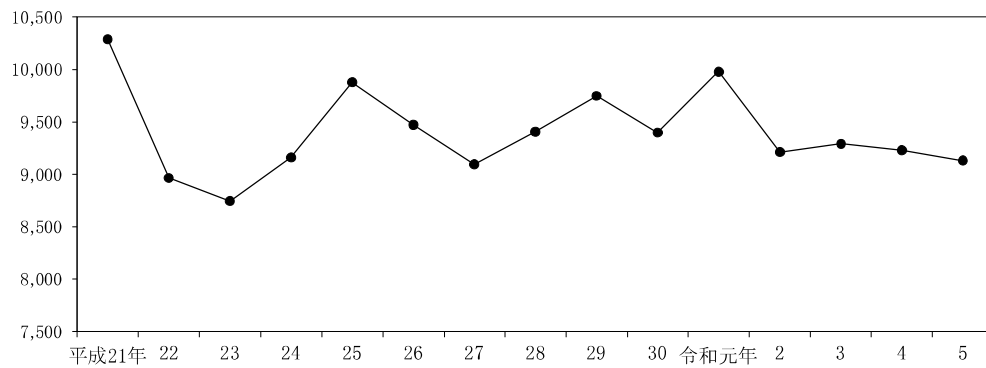


(単位 : 件 、 %)

28	29	30	令和元年	2	3	4	5
1,290,570	1,317,098	1,307,100	1,310,388	1,275,193	1,333,844	1,304,776	1,288,546
100.3	102.1	99.2	100.3	97.3	104.6	97.8	98.8
0.3	2.1	△ 0.8	0.0	△ 2.7	4.6	△ 2.2	△ 1.2
9,407	9,746	9,397	9,977	9,211	9,290	9,231	9,128
103.4	103.6	96.4	106.2	92.3	100.9	99.4	98.9
3.4	3.6	△ 3.6	0.0	△ 7.7	0.9	△ 0.6	△ 1.1

(単位:件)

▼土地取引件数の推移(富山)

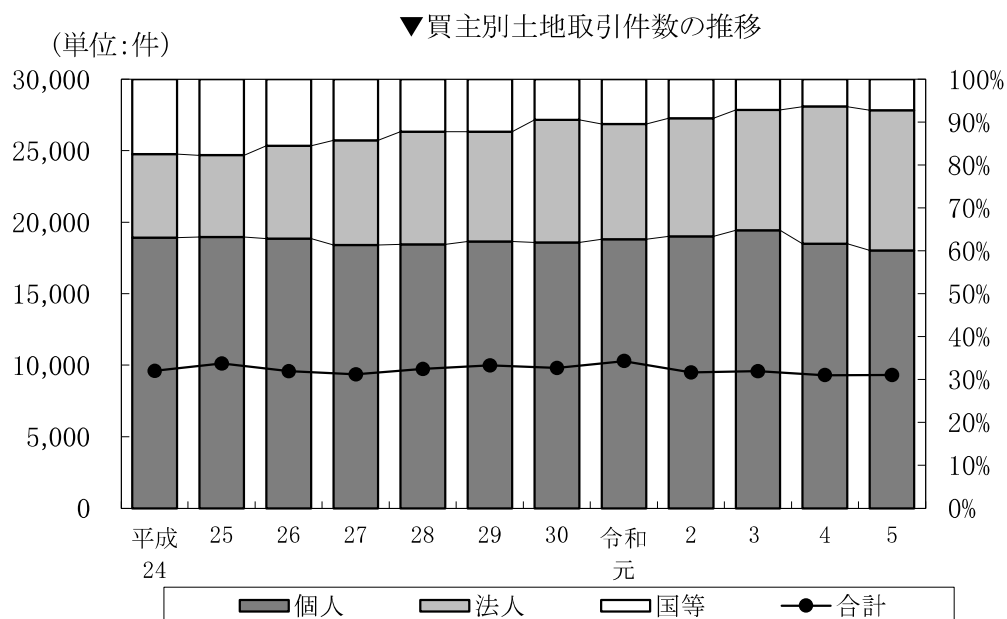


法務省HP中、「登記統計-法務局及び地方法務局管内別・種類別 土地の権利に関する登記の件数及び個数」のうち、「売買による所有権の移転」の部分为全国・富山法務局管内分でそれぞれ抜き出したもの。土地取引件数は全国・富山県ともに令和5年は減少となった。

(2) 買主別土地取引件数・面積の推移(富山県)

年	区分	個 人		法 人 (民 間)	
		件 数	面 積	件 数	面 積
平成24		6,057 (63.1)	248.8 (30.8)	1,870 (19.5)	491.9 (60.9)
25		6,403 (63.2)	377.2 (43.6)	1,933 (19.1)	401.1 (46.4)
26		6,026 (62.9)	226.5 (38.0)	2,076 (21.7)	280.9 (47.2)
27		5,749 (61.4)	298.4 (36.5)	2,289 (24.4)	450.3 (55.1)
28		5,979 (61.5)	333.8 (49.6)	2,552 (26.3)	275.4 (40.9)
29		6,211 (62.2)	257.2 (41.8)	2,553 (25.6)	298.1 (48.5)
30		6,079 (61.9)	227.3 (35.3)	2,810 (28.6)	368.3 (57.2)
令和元		6,457 (62.7)	239.4 (38.8)	2,771 (26.9)	342.0 (55.4)
2		6,010 (63.4)	261.2 (34.3)	2,611 (27.5)	458 (60.2)
3		6,215 (64.8)	322.3 (50.9)	2,687 (28.0)	283.7 (44.8)
4		5,740 (61.6)	250.8 (38.1)	2,986 (32.1)	362.5 (55.0)
5		5,606 (60.1)	318.2 (44.6)	3,051 (32.7)	348.6 (48.9)

(注)これらのデータは各年1月～12月のものである。



令和5年の取引件数は、前年に比べ増加した。買主区分では、法人の土地取引件数が前年に比べ、65件増加した。

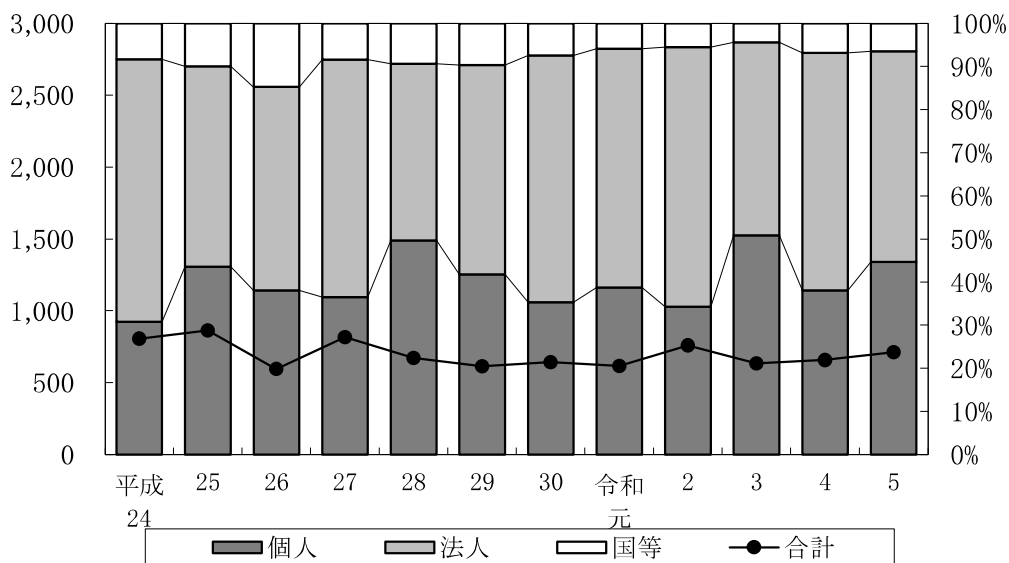
(単位:件、ha、%)

国・地方公共団体等		合 計	
件 数	面 積	件 数	面 積
1,675 (17.4)	67.2 (8.3)	9,602 (100.0)	807.9 (100.0)
1,788 (17.7)	86.4 (10.0)	10,124 (100.0)	864.7 (100.0)
1,485 (15.5)	87.9 (14.8)	9,587 (100.0)	595.3 (100.0)
1,331 (14.2)	69.1 (8.4)	9,369 (100.0)	817.8 (100.0)
1,189 (12.2)	63.4 (9.4)	9,720 (100.0)	672.6 (100.0)
1,223 (12.2)	59.6 (9.7)	9,987 (100.0)	614.7 (100.0)
928 (9.5)	47.9 (7.4)	9,817 (100.0)	643.5 (100.0)
1,073 (10.4)	36.2 (5.9)	10,301 (100.0)	617.6 (100.0)
864 (9.1)	41.9 (5.5)	9,485 (100.0)	761.1 (100.0)
687 (7.2)	27.7 (4.4)	9,589 (100.0)	633.6 (100.0)
589 (6.3)	45.3 (6.9)	9,315 (100.0)	658.5 (100.0)
675 (7.2)	46.2 (6.5)	9,332 (100.0)	712.9 (100.0)

資料:国土交通省提供資料より

(単位:ha)

▼買主別土地取引面積の推移



令和5年の取引面積は、前年に比べ増加した。買主の区分では、法人の取引面積が前年に比べ、13.9ha増加した。

(3) 月別・買主別土地取引件数・面積の推移（平成30年～令和5年）

月 別			1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
区 分								
総土地取引	平30	件 数	543	566	1,012	836	822	873
		面 積	33.4	44.7	51.4	64.6	56.1	45.9
	令元	件 数	625	750	1,174	832	824	844
		面 積	36.6	52.8	68.5	42.7	41.4	63.4
	2	件 数	635	630	981	722	568	844
		面 積	98.5	90.0	75.9	52.8	55.6	57.0
	3	件 数	497	634	917	731	684	824
		面 積	25.9	52.1	47.5	39.3	38.8	43.1
	4	件 数	586	534	990	742	740	782
		面 積	63.5	46.7	83.7	37.3	49.1	47.2
	5	件 数	503	670	1,030	718	741	786
		面 積	43.5	43.4	77.7	137.3	37.9	55.6
個 人	平30	件 数	326	345	625	537	518	547
		面 積	14.4	16.3	19.1	19.7	21.3	16.0
	令元	件 数	377	450	681	569	571	549
		面 積	15.6	15.6	23.1	21.1	17.7	20.0
	2	件 数	399	412	559	475	375	494
		面 積	14.2	22.2	32.8	27.8	19.6	19.1
	3	件 数	326	401	562	508	463	550
		面 積	13.3	19.5	19.4	15.3	22.3	20.2
	4	件 数	333	329	535	481	469	491
		面 積	16.8	21.7	21.7	15.2	17.7	18.4
	5	件 数	286	412	564	462	454	487
		面 積	14.1	22.4	25.3	101.8	19.2	20.8
法人(民間)	平30	件 数	153	164	237	226	236	272
		面 積	15.8	27.6	25.8	29.4	29.4	27.1
	令元	件 数	183	176	290	224	203	242
		面 積	19.4	34.8	38.4	20.1	22.4	41.3
	2	件 数	176	170	263	217	156	270
		面 積	80.4	65.7	34.2	24.5	34.9	35.2
	3	件 数	124	168	259	206	187	229
		面 積	11.0	30.5	23.8	23.7	15.2	21.2
	4	件 数	206	162	290	234	248	271
		面 積	41.4	20.1	40.2	21.9	30.9	28.5
	5	件 数	176	200	337	237	248	264
		面 積	27.0	18.2	43.7	34.9	17.7	31.3
国・地方公共 団体等	平30	件 数	64	57	150	73	68	54
		面 積	3.3	0.9	6.4	15.5	5.5	2.8
	令元	件 数	65	124	203	39	50	53
		面 積	1.6	2.4	7.1	1.5	1.4	2.1
	2	件 数	60	48	159	30	37	80
		面 積	4.0	2.1	9.0	0.5	1.1	2.8
	3	件 数	47	65	96	17	34	45
		面 積	1.7	2.1	4.3	0.4	1.2	1.7
	4	件 数	47	43	165	27	23	20
		面 積	5.3	4.9	21.9	0.3	0.6	0.4
	5	件 数	41	58	129	19	39	35
		面 積	2.4	2.9	8.7	0.6	0.9	3.6

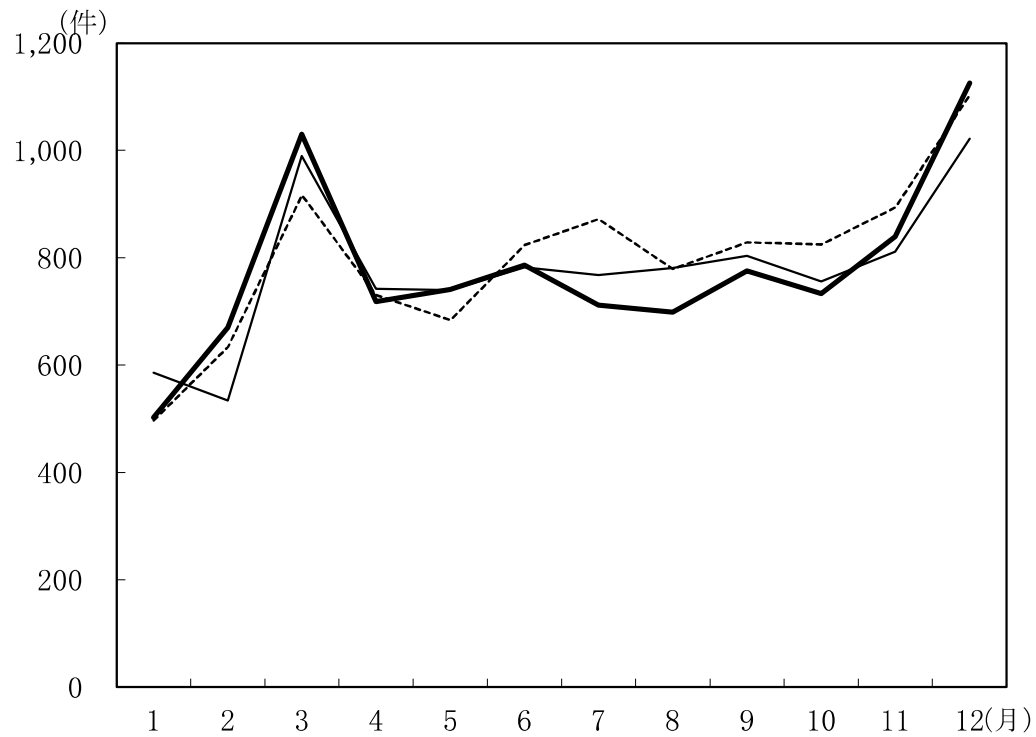
総土地取引で見ると、令和5年は前年に比べ、取引件数、取引面積はともに増加した。買主別で見ると、法人の取引件数は前年に比べ増加し、取引面積は減少した。

(単位 : 件、ha)

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年 計
778	804	778	828	934	1,043	9,817
37.8	42.2	79.9	61.3	40.9	85.1	643.5
905	791	914	866	779	997	10,301
38.0	46.0	61.3	41.9	48.9	75.9	617.6
774	732	809	897	867	1026	9,485
46.6	40.5	43.9	65.0	56.9	78.2	761.1
872	779	829	825	894	1,103	9,589
135.8	46.6	43.8	36.5	52.4	71.9	633.6
768	781	803	756	811	1,022	9,315
46.2	53.5	43.4	69.3	53.9	64.7	658.5
712	699	775	733	839	1,126	9,332
48.8	36.6	47.6	59.5	51.5	73.6	713.0
526	523	453	538	519	622	6,079
15.5	17.9	13.8	27.4	17.0	28.8	227.3
622	516	578	524	458	562	6,457
16.4	18.3	21.0	18.4	16.3	36.1	239.4
510	484	532	587	563	620	6,010
18.6	18.3	17.0	25.4	21.0	25.3	261.2
591	495	543	512	563	701	6,215
112.4	16.8	16.1	18.5	21.0	27.4	322.3
491	491	524	458	521	617	5,740
18.5	19.9	16.1	25.4	30.4	29.3	250.8
460	423	454	434	505	665	5,606
18.5	14.0	20.8	15.1	22.0	24.1	318.1
191	205	258	221	327	320	2,810
20.5	21.6	64.8	31.8	21.3	53.3	368.3
223	218	233	242	241	296	2,771
20.6	23.9	34.8	20.2	30.2	35.9	342.0
199	202	205	243	231	279	2,611
24.9	20.3	25.5	38.2	34.3	39.8	458.0
227	245	232	233	258	319	2,687
21.2	28.6	23.8	15.5	28.8	40.5	283.7
251	241	248	240	233	362	2,986
26.7	32.4	25.7	39.2	21.4	34.1	362.5
225	232	238	235	287	372	3,051
28.0	15.2	18.1	41.5	28.7	44.4	348.7
61	76	67	69	88	101	928
1.8	2.6	1.2	2.1	2.6	3.0	47.9
60	57	103	100	80	139	1,073
1.0	3.8	5.5	3.3	2.5	3.9	36.2
65	46	72	67	73	127	864
3.1	1.8	1.4	1.4	1.7	13.0	41.9
54	39	54	80	73	83	687
2.2	1.2	3.9	2.5	2.5	4.0	27.7
26	49	31	58	57	43	589
1.0	1.3	1.6	4.8	2.0	1.2	45.3
27	44	83	64	47	89	675
2.2	7.5	8.7	3.0	0.8	5.0	46.3

資料:国土交通省提供資料より

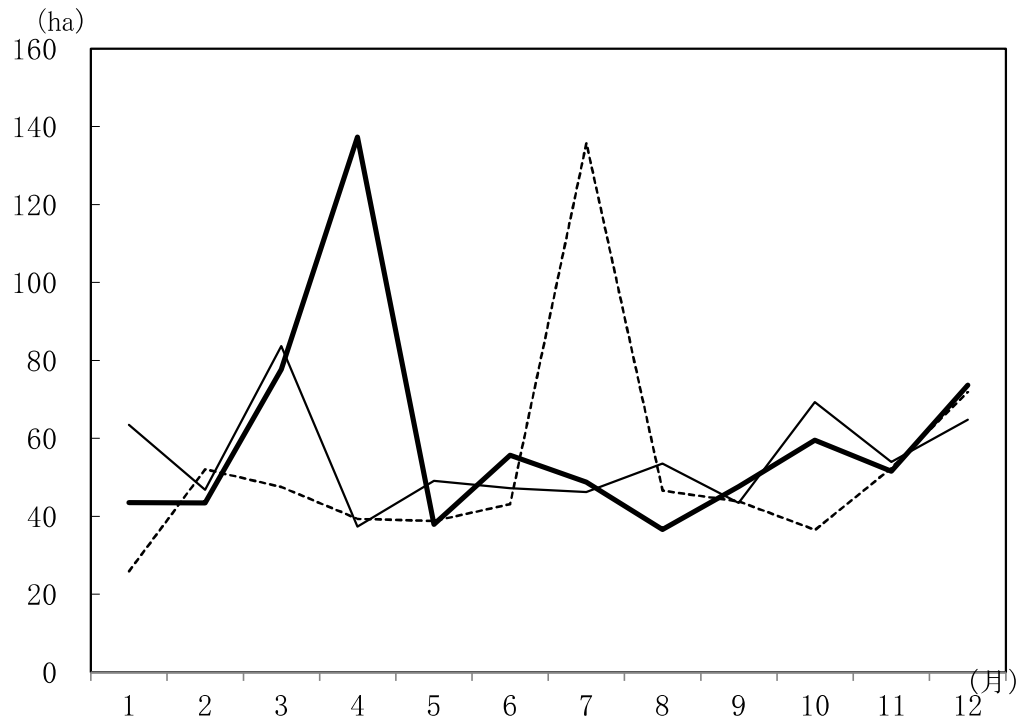
▼月別土地取引件数の推移



資料:国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査」

例年、3月と12月に取引件数が増加する傾向がみられる。

▼月別土地取引面積の推移



資料:国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査」

令和5年は、4月の取引面積が最も多くなった。

(4) 市町村別土地取引件数・面積・移動率の推移

年 区分 市町村	行政区域 面積	平成30					件数
		件数	対前年比	面積	対前年比	移動率	
富山市	124,174	4,219	△ 3.7	234.3	△ 2.6	0.19	4,597
高岡市	20,957	1,820	15.6	102.3	48.0	0.49	1,735
魚津市	20,061	300	△ 6.8	18.8	9.3	0.09	316
氷見市	23,054	247	△ 31.8	14.5	△ 33.2	0.06	220
滑川市	5,462	341	△ 2.8	19.3	△ 29.8	0.35	366
黒部市	42,631	383	△ 10.5	23.8	5.8	0.06	412
砺波市	12,703	339	△ 6.4	28.6	△ 13.3	0.23	291
小矢部市	13,407	246	△ 4.7	16.6	0.0	0.12	321
南砺市	66,864	402	3.1	35.7	△ 20.1	0.05	365
射水市	10,944	774	△ 0.6	43.6	△ 1.1	0.40	813
舟橋村	347	29	△ 44.2	2.7	42.1	0.78	76
上市町	23,671	171	△ 13.2	48.9	153.4	0.21	176
立山町	30,729	253	28.4	25.3	△ 3.1	0.08	256
入善町	7,125	191	△ 14.3	22.2	1.4	0.31	238
朝日町	22,630	102	△ 7.3	6.9	△ 20.7	0.03	119
合 計	424,758	9,817	△ 1.7	643.5	4.7	0.15	10,301

(注)それぞれのデータは各年1月1日～12月31日までのものである。

(注)移動率とは $\frac{\text{土地取引面積}}{\text{市町村面積}} \times 100$

令和元				令和2					年 区分 市町村
対前年比	面 積	対前年比	移 動 率	件 数	対前年比	面 積	対前年比	移 動 率	
9.0	229.7	△ 2.0	0.18	4,005	△ 12.9	339.6	47.8	0.27	富 山 市
△ 4.7	86.1	△ 15.8	0.41	1,640	△ 5.5	89.2	3.6	0.43	高 岡 市
5.3	16.9	△ 10.1	0.08	335	6.0	22.2	31.4	0.11	魚 津 市
△ 10.9	24.9	71.7	0.11	231	5.0	15.1	△ 39.4	0.07	氷 見 市
7.3	24.0	24.4	0.44	347	△ 5.2	19.9	△ 17.1	0.36	滑 川 市
7.6	22.0	△ 7.6	0.05	369	△ 10.4	25.9	17.7	0.06	黒 部 市
△ 14.2	24.2	△ 15.4	0.19	320	10.0	42.8	76.9	0.34	砺 波 市
30.5	20.7	24.7	0.15	261	△ 18.7	20.0	△ 3.4	0.15	小 矢 部 市
△ 9.2	38.7	8.4	0.06	402	10.1	59.3	53.2	0.09	南 砺 市
5.0	50.1	14.9	0.46	870	7.0	54.3	8.4	0.50	射 水 市
162.1	5.2	92.6	1.50	44	△ 42.1	2.1	△ 59.6	0.61	舟 橋 村
2.9	23.3	△ 52.4	0.10	159	△ 9.7	17.1	△ 26.6	0.07	上 市 町
1.2	20.6	△ 18.6	0.07	230	△ 10.2	30.2	46.6	0.10	立 山 町
24.6	19.2	△ 13.5	0.27	177	△ 25.6	18.5	△ 3.6	0.26	入 善 町
16.7	12.1	75.4	0.05	95	△ 20.2	5.0	△ 58.7	0.02	朝 日 町
4.9	617.6	△ 4.0	0.15	9,485	△ 7.9	761.1	23.2	0.18	合 計

行政区域面積は令和2年10月1日現在

年 区分 市町村	令和3						
	件数	対前年比	面積	対前年比	移動率	件数	対前年比
富山市	4,171	4.1	315.5	△ 7.1	0.25	4,040	△ 3.1
高岡市	1,527	△ 6.9	60.8	△ 31.8	0.29	1,639	7.3
魚津市	322	△ 3.9	17.1	△ 23.0	0.09	321	△ 0.3
氷見市	265	14.7	14.4	△ 4.6	0.06	231	△ 12.8
滑川市	402	15.9	17.1	△ 14.1	0.31	391	△ 2.7
黒部市	342	△ 7.3	20.0	△ 22.8	0.05	310	△ 9.4
砺波市	392	22.5	32.5	△ 24.1	0.26	345	△ 12.0
小矢部市	251	△ 3.8	19.2	△ 4.0	0.14	219	△ 12.7
南砺市	438	9.0	29.0	△ 51.1	0.04	409	△ 6.6
射水市	867	△ 0.3	47.6	△ 12.3	0.43	795	△ 8.3
舟橋村	37	△ 15.9	1.0	△ 52.4	0.29	27	△ 27.0
上市町	135	△ 15.1	10.7	△ 37.4	0.05	128	△ 5.2
立山町	231	0.4	25.1	△ 16.9	0.08	243	5.2
入善町	143	△ 19.2	10.7	△ 42.2	0.15	152	6.3
朝日町	66	△ 30.5	12.8	156.0	0.06	65	△ 1.5
合計	9,589	1.1	633.6	△ 16.8	0.15	9,315	△ 2.9

単位:件、ha、%

令和4			令和5						年						
面	積	対前年比	移	動	率	件	数	対前年比	面	積	対前年比	移	動	率	区分
															市町村
270.5	△ 14.3	0.22	3,928	△ 2.8	285.2	5.4	0.23	富	山	市					
75.2	23.7	0.36	1,586	△ 3.2	71.5	△ 4.9	0.34	高	岡	市					
17.1	0.0	0.09	323	0.6	15.2	△ 11.1	0.08	魚	津	市					
40.0	177.8	0.17	304	31.6	21.6	△ 46.0	0.09	氷	見	市					
20.2	18.1	0.37	279	△ 28.6	13.9	△ 31.2	0.25	滑	川	市					
27.9	39.5	0.07	333	7.4	25.8	△ 7.5	0.06	黒	部	市					
35.4	8.9	0.28	405	17.4	52.3	47.7	0.41	砺	波	市					
29.2	52.1	0.22	218	△ 0.5	13.6	△ 53.4	0.10	小	矢	部	市				
44.6	53.8	0.07	409	0.0	56.4	26.5	0.08	南	砺	市					
43.1	△ 9.5	0.39	834	4.9	60.9	41.3	0.56	射	水	市					
2.7	170.0	0.78	42	55.6	1.8	△ 33.3	0.52	舟	橋	村					
8.2	△ 23.4	0.03	142	10.9	26.7	225.6	0.11	上	市	町					
28.5	13.5	0.09	252	3.7	31.9	11.9	0.10	立	山	町					
11.8	10.3	0.17	186	22.4	18.0	52.5	0.25	入	善	町					
3.9	△ 69.5	0.02	91	40.0	18.0	361.5	0.08	朝	日	町					
658.5	3.9	0.16	9,332	0.2	712.9	8.3	0.17	合	計						

第8章 地 価 の 動 向

1 地価公示及び地価調査のあらまし

○目 的

地価公示は、地価公示法に基づき、都市及びその周辺地域等において標準地を選定し、その正常な価格を公示することにより、一般の土地の取引価格に対して指標を与え、及び公共の利益となる事業の用に供する土地に対する適正な補償金の額の算定等に資し、もって適正な地価の形成に寄与することを目的としています。

また地価調査は、国土利用計画法施行令第9条に基づき、都道府県が毎年1回土地の標準価格を調査、公表し、国の地価公示とあわせ、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるなど、適正な地価の形成に寄与することを目的としています。

○概 要

区 分	地 価 公 示	地 価 調 査
根 拠 法 令	地 価 公 示 法	国土利用計画法施行令第9条
調 査 主 体	国土交通省土地鑑定委員会	都 道 府 県 知 事
調 査 対 象 区 域	都 市 計 画 区 域 ・ 15市町村（10市4町1村）	県 下 全 域 ・ 15市町村（10市4町1村）
基 準 地 数	標 準 地 232地点（令和6年1月） ・ 市街化区域、市街化調整区域 166地点 ・ 非線引都市計画区域 66地点 住宅地 152地点 宅地見込地 2地点 商業地 70地点 工業地 8地点	基 準 地 226地点（令和6年7月） 宅地及び宅地見込地 221地点 ・ 市街化区域、市街化調整区域 135地点 ・ 非線引都市計画区域 81地点 ・ 都市計画区域以外の区域 5地点 林 地 5地点 ・ 農 村 林 地 3地点 ・ 山村奥地林地 2地点
選 定 基 準	標準地の代表性、中庸性、安定性、確定性の諸原則に留意して選定する。	基準地の代表性、中庸性、安定性、確定性の諸原則に留意して選定する。
評 価 員	各地点につき、不動産鑑定士2名	各地点につき、不動産鑑定士1名

価 格 の 判 定	不動産鑑定士の鑑定評価を基に、国土交通省がその結果を審査調整し、正常な価格を判定する。	不動産鑑定士の鑑定評価を基に、県がその結果を審査調整し、正常な価格を判定する。
価 格 の 性 格	公示価格は、標準地の1㎡当たりの正常な価格であり、当該地点に建物その他の定着物又は使用収益を目的とする権利が存しないものとしての価格である。	標準価格は、基準地の1㎡当たり（林地は10アール）の正常な価格であり、当該地点に建物その他の定着物又は使用収益を目的とする権利が存しないものとしての価格である。 〔 正常な価格とは、土地について自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格で、売手にも買手にもかたよらない客観的交換価値を表したものである。 〕
実 施 状 況	昭和45年から毎年実施 （富山県では昭和49年から毎年実施）	昭和50年から毎年実施
基 準 日 公 表 日	基 準 日 公 表 日 毎年1月1日 3月下旬	基 準 日 公 表 日 毎年7月1日 9月下旬

2 地価公示

資料: 県民生活課

(1) 地価公示の年次別・地方別・用途別対前年変動率一覧表(平成26年～令和6年)

(単位 : %)

用途別 都市 規模別	年	住 宅 地										宅 地 見 込 地											
		26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
富山県平均		-0.7	-0.2	-0.2	-0.3	-0.4	-0.1	0.0	-0.4	-0.2	-0.1	0.0	-	-	-	-	0.0	-0.7	-0.7	-2.0	-0.4	0.0	0.0
富 山 市		-0.3	0.2	0.3	0.1	0.1	0.8	0.8	0.1	0.5	0.7	0.9	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高 岡 市		-0.7	-0.4	-0.5	-0.5	-0.6	-0.7	-0.7	-0.9	-0.9	-0.9	-0.9	-	-	-	-	0.0	-1.3	-1.3	-2.0	-0.7	0.0	-
石 川 県		-1.9	-1.3	-0.7	-0.4	-0.1	0.4	1.7	-0.3	0.6	1.2	1.4	-	-	-	-	-1.3	-0.9	1.9	0.0	1.0	0.6	1.5
福 井 県		-2.5	-2.0	-1.7	-1.4	-1.2	-1.1	-1.1	-1.1	-0.9	-0.7	-0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全 国		-0.6	-0.4	-0.2	0.0	0.3	0.6	0.8	-0.4	0.5	1.4	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-0.6	-0.2	0.1	0.5

用途別 都市 規模別	年	商 業 地										準 工 業 地											
		26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
富山県平均		-1.0	-0.1	-0.1	-0.3	-0.2	-0.2	-0.3	-0.8	-0.7	-0.3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 山 市		-0.6	0.6	0.7	0.4	0.6	0.7	0.7	-0.1	-0.1	0.6	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 岡 市		-1.2	-0.2	-0.2	-0.6	-0.7	-0.6	-0.9	-1.3	-1.2	-1.0	-0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川 県		-2.8	-1.2	1.6	1.2	0.7	1.3	1.9	-1.9	-0.8	0.3	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 井 県		-3.0	-2.3	-1.7	-1.2	-1.0	-0.9	-0.7	-0.9	-0.9	-0.6	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全 国		-0.5	0.0	0.9	1.4	1.9	2.8	3.1	-0.8	0.4	1.8	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

用途別 都市 規模別	年	工 業 地										調 整 区 域 内 宅 地											
		26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
富山県平均		-0.4	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	1.7	2.4	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 山 市		-0.2	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	2.8	3.1	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 岡 市		-0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.3	0.8	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川 県		-2.7	-1.9	-1.2	-0.5	0.1	1.4	1.1	-0.2	1.3	1.8	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 井 県		-1.9	-1.5	-1.1	-0.8	-0.4	-0.3	-0.2	-0.2	0.1	0.3	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全 国		-1.1	-0.6	0.0	0.3	0.8	1.3	1.8	0.8	2.0	3.1	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

用途別 都市 規模別	年	全 用 途 平 均										
		26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
富山県平均		-0.8	-0.2	-0.2	-0.3	-0.3	-0.1	-0.1	-0.5	-0.3	-0.1	0.0
富 山 市		-0.4	0.3	0.4	0.2	0.2	0.7	0.7	0.0	0.4	0.8	1.0
高 岡 市		-0.8	-0.3	-0.4	-0.5	-0.6	-0.7	-0.7	-1.0	-1.0	-0.8	-0.8
石 川 県		-2.2	-1.3	-0.1	0.1	0.1	0.7	1.8	-0.8	0.3	1.0	1.4
福 井 県		-2.7	-2.1	-1.7	-1.3	-1.1	-1.0	-0.9	-1.0	-0.9	-0.6	-0.1
全 国		-0.6	-0.3	0.1	0.4	0.7	1.2	1.4	-0.5	0.6	1.6	2.3

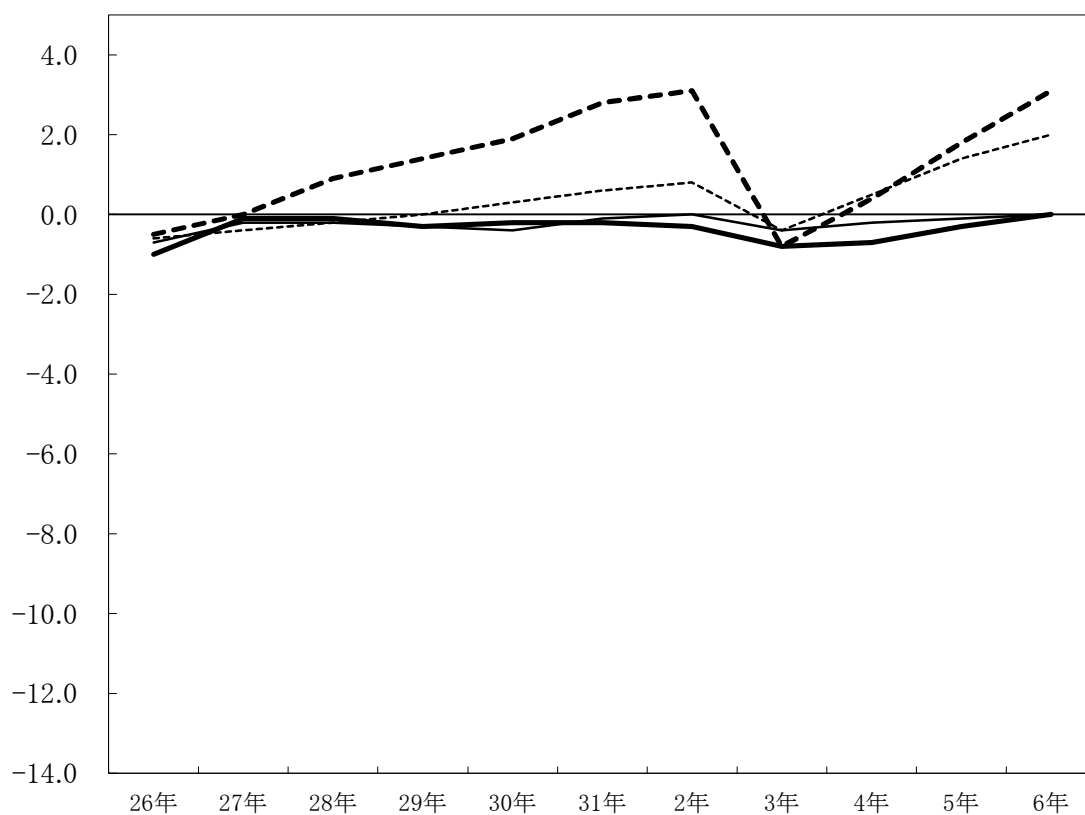
(注1) 対前年度変動率は、継続基準地ごとの変動率の計を当該継続基準地数で除したものである。

(注2) 平成25年以降については、従来の準工業地、市街化調整区域内宅地の用途区分を廃止し、住宅地、商業地、工業地に分類した数値となっている。

(注3) 平成26年に宅地見込地に係る標準地を削減した。

(2) 地価公示の住宅地・商業地の対前年変動率の推移

(単位: %)



(単位 : %)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年	6年
— 富山県住宅地	-0.7	-0.2	-0.2	-0.3	-0.4	-0.1	0.0	-0.4	-0.2	-0.1	0.0
— 富山県商業地	-1.0	-0.1	-0.1	-0.3	-0.2	-0.2	-0.3	-0.8	-0.7	-0.3	0.0
..... 全国住宅地	-0.6	-0.4	-0.2	0.0	0.3	0.6	0.8	-0.4	0.5	1.4	2.0
..... 全国商業地	-0.5	0.0	0.9	1.4	1.9	2.8	3.1	-0.8	0.4	1.8	3.1

◎令和6年地価公示の概要

富山県の地価平均変動率は全用途平均、住宅地、商業地はいずれも下落が止まり、横ばいとなった。
全用途平均と商業地は32年ぶり、住宅地は4年ぶりに下落が止まった。

(3) 地価公示の対前年変動率の推移

① 平成31年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富山市	68	42,700	0.8	1	14,800	0.0	33	113,400	0.7
高岡市	32	33,200	-0.7	1	15,200	-1.3	12	72,800	-0.6
魚津市	3	34,000	-1.4			-	2	61,200	-1.7
氷見市	4	32,000	-1.2			-	1	46,000	-2.1
滑川市	3	24,400	-1.9			-	1	36,900	-3.1
黒部市	4	25,900	-0.8			-	2	52,500	-0.6
砺波市	3	32,800	0.1			-	3	40,000	-0.6
小矢部市	3	21,900	0.0			-	2	49,600	-0.4
南砺市	(1) 6	22,600	-2.3			-	3	36,900	-3.1
射水市	16	30,200	-0.1			-	6	43,400	-0.7
市 計	(1) 142	36,300	0.0	2	15,000	-0.7	65	84,900	-0.2
舟橋村	2	19,500	0.0			-	1	26,800	0.8
上市町	2	18,100	-1.2			-	1	29,400	-0.7
立山町	2	17,100	-0.9			-	1	33,000	-2.4
入善町	2	21,100	-0.9			-	1	34,600	-1.1
朝日町	2	18,600	-1.1			-	1	29,700	-1.7
町村計	10	18,900	-0.8			-	5	30,700	-1.0
合 計	(1) 152	35,200	-0.1	2	15,000	-0.7	70	81,000	-0.2

(注) 地点数欄の()内は選定替地点数で内数(新規地点はなし)

② 令和2年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富山市	68	43,300	0.8	1	14,800	0.0	(2) 33	119,700	0.7
高岡市	32	33,000	-0.7	1	15,000	-1.3	12	72,000	-0.9
魚津市	3	33,600	-1.4				2	60,100	-1.9
氷見市	4	31,600	-1.1				1	45,000	-2.2
滑川市	3	24,000	-1.7				1	35,900	-2.7
黒部市	4	25,700	-1.0				2	52,100	-0.9
砺波市	3	32,800	-0.4				3	39,900	-0.5
小矢部市	3	21,900	0.0				2	49,400	-0.4
南砺市	6	22,200	-1.6				3	35,900	-2.6
射水市	16	30,200	-0.1				6	43,100	-0.8
市 計	142	36,500	0.0	2	14,900	-0.7	(2) 65	87,800	-0.2
舟橋村	2	19,500	0.0				1	27,000	0.7
上市町	2	17,900	-1.2				1	29,200	-0.7
立山町	2	17,000	-0.6				1	32,200	-2.4
入善町	2	20,900	-1.2				1	34,200	-1.2
朝日町	2	18,300	-1.6				1	29,100	-2.0
町村計	10	18,700	-0.9	0			5	30,300	-1.1
合 計	152	35,300	0.0	2	14,900	-0.7	(2) 70	83,700	-0.3

(注) 地点数欄の()内は選定替地点数で内数(新規地点はなし)

(単位 : 円/㎡、%)

工 業 地			全用途平均		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
(1) 5	20,200	0.0	(1) 107	63,200	0.7
2	26,400	0.0	47	42,700	-0.7
			5	44,900	-1.5
			5	34,800	-1.4
			4	27,600	-2.2
			6	34,800	-0.8
			6	36,400	-0.3
			5	33,000	-0.2
			(1) 9	27,400	-2.6
1	12,700	0.0	23	32,900	-0.2
(1) 8	20,800	0.0	(2) 217	50,100	-0.1
			3	21,900	0.3
			3	21,900	-1.0
			3	22,400	-1.4
			3	25,600	-1.0
			3	22,300	-1.3
			15	22,800	-0.9
(1) 8	20,800	0.0	(2) 232	48,300	-0.1

(単位 : 円/㎡、%)

工 業 地			全用途平均		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
5	20,200	0.2	(2) 107	65,500	0.7
2	26,400	0.0	47	42,300	-0.7
			5	44,200	-1.6
			5	34,300	-1.3
			4	27,000	-1.9
			6	34,500	-0.9
			6	36,300	-0.5
			5	32,900	-0.2
			9	26,800	-2.0
1	12,700	0.0	23	32,800	-0.3
8	20,800	0.1	(2) 217	51,100	-0.1
			3	22,000	0.2
			3	21,700	-1.0
			3	22,100	-1.2
			3	25,300	-1.2
			3	21,900	-1.7
			15	22,600	-1.0
8	20,800	0.1	(2) 232	49,200	-0.1

③ 令和3年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富 山 市	68	43,600	0.1	(1) 1	11,000		(1) 33	119,500	-0.1
高 岡 市	32	32,700	-0.9	1	14,700	-2.0	12	71,000	-1.3
魚 津 市	3	33,100	-1.5				2	58,900	-2.1
氷 見 市	4	31,300	-1.1				1	44,000	-2.2
滑 川 市	3	23,600	-1.7				1	35,000	-2.5
黒 部 市	4	25,500	-0.9				2	50,700	-2.7
砺 波 市	3	32,700	-0.5				3	39,800	-0.4
小矢部市	3	21,900	0.0				2	49,300	-0.2
南 砺 市	6	22,000	-1.3				3	35,200	-2.1
射 水 市	16	30,200	-0.2				6	42,800	-0.8
市 計	142	36,500	-0.4	(1) 2	12,900	-2.0	(1) 65	87,300	-0.7
舟 橋 村	2	19,500	0.0				1	27,000	0.0
上 市 町	2	17,700	-1.3				1	28,500	-2.4
立 山 町	2	16,900	-0.9				1	31,800	-1.2
入 善 町	2	20,600	-1.4				1	33,700	-1.5
朝 日 町	2	18,000	-1.9				1	28,500	-2.1
町 村 計	10	18,500	-1.1	0			5	30,000	-1.4
合 計	152	35,300	-0.4	(1) 2	12,900	-2.0	(1) 70	83,200	-0.8

(注) 地点数欄の()内は選定替地点数で内数(新規地点はなし)

④ 令和4年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富 山 市	68	44,000	0.5	1	11,000	0.0	33	119,400	-0.1
高 岡 市	32	32,400	-0.9	1	14,600	-0.7	12	70,100	-1.2
魚 津 市	3	32,600	-1.6				2	57,900	-1.8
氷 見 市	4	30,900	-1.1				1	43,000	-2.3
滑 川 市	3	23,300	-1.3				1	34,200	-2.3
黒 部 市	4	25,400	-0.6				2	49,600	-2.1
砺 波 市	3	32,800	0.1				3	39,800	-0.2
小矢部市	3	21,900	0.0				2	49,300	-0.1
南 砺 市	6	21,800	-0.8				3	34,500	-2.0
射 水 市	16	30,200	-0.2				6	42,500	-0.9
市 計	142	36,600	-0.2	2	12,800	-0.4	65	86,900	-0.6
舟 橋 村	2	19,700	0.7				1	27,000	0.0
上 市 町	2	17,500	-1.3				1	27,900	-2.1
立 山 町	2	16,800	-0.6				1	31,500	-0.9
入 善 町	2	20,300	-1.2				1	33,200	-1.5
朝 日 町	2	17,600	-1.9				1	27,900	-2.1
町 村 計	10	18,400	-0.9	0			5	29,500	-1.3
合 計	152	35,400	-0.2	2	12,800	-0.4	70	82,800	-0.7

(注) 新規地点、選定替地点はなし

(単位:円/㎡、%)

工 業 地			全用途平均		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
5	20,200	0.0	(2) 107	65,600	0.0
2	26,400	0.0	47	41,800	-1.0
			5	43,400	-1.8
			5	33,800	-1.3
			4	26,500	-1.9
			6	33,900	-1.5
			6	36,300	-0.4
			5	32,800	-0.1
			9	26,400	-1.5
1	12,700	0.0	23	32,700	-0.4
8	20,800	0.0	(2) 217	50,900	-0.5
			3	22,000	0.0
			3	21,300	-1.6
			3	21,800	-1.0
			3	24,900	-1.4
			3	21,500	-2.0
			15	22,300	-1.2
8	20,800	0.0	(2) 232	49,100	-0.5

(単位:円/㎡、%)

工 業 地			全用途平均		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
5	20,800	2.8	107	65,900	0.4
2	26,300	-0.3	47	41,400	-1.0
			5	42,700	-1.7
			5	33,300	-1.3
			4	26,100	-1.5
			6	33,500	-1.1
			6	36,300	-0.1
			5	32,800	0.0
			9	26,000	-1.2
1	12,700	0.0	23	32,600	-0.4
8	21,200	1.7	217	50,900	-0.2
			3	22,100	0.4
			3	21,000	-1.5
			3	21,700	-0.7
			3	24,600	-1.3
			3	21,000	-2.0
			15	22,100	-1.0
8	21,200	1.7	232	49,000	-0.3

⑤ 令和5年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富山市	① 68	45,600	0.7	1	11,000	0.0	33	120,500	0.6
高岡市	(1) 32	32,100	-0.9	1	14,600	0.0	12	69,400	-1.0
魚津市	3	32,100	-1.7				2	57,000	-1.8
氷見市	4	30,600	-0.9				1	42,000	-2.3
滑川市	3	23,100	-1.2				1	33,500	-2.0
黒部市	4	25,400	-0.5				2	49,200	-0.9
砺波市	3	32,900	-0.1				3	39,800	-0.2
小矢部市	3	21,900	0.0				2	49,200	-0.1
南砺市	6	21,600	-0.7				3	33,900	-1.9
射水市	(1) 16	30,100	-0.3				6	42,100	-0.9
市 計	①(2) 142	37,300	0.0	2	12,800	0.0	65	87,200	-0.2
舟橋村	2	19,900	0.9				1	27,000	0.0
上市町	2	17,300	-1.2				1	27,400	-1.8
立山町	2	16,700	-0.6				1	31,100	-1.3
入善町	2	20,200	-0.7				1	32,800	-1.2
朝日町	2	17,400	-1.4				1	27,400	-1.8
町村計	10	18,300	-0.6	0			5	29,100	-1.2
合 計	①(2) 152	36,000	-0.1	2	12,800	0.0	70	83,100	-0.3

(注) 地点数欄の○内は新規地点、()内は選定替地点数で内数

⑥ 令和6年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富山市	68	46,200	0.9	1	11,000	0.0	33	122,300	1.0
高岡市	32	31,800	-0.9	(1) 1	15,500		12	69,000	-0.6
魚津市	3	31,500	-1.7				2	55,900	-2.0
氷見市	4	30,400	-0.7				1	41,000	-2.4
滑川市	3	22,800	-1.2				1	32,800	-2.1
黒部市	4	25,300	-0.4				2	48,700	-0.9
砺波市	3	32,700	-0.9				3	39,700	-0.6
小矢部市	3	21,900	0.0				2	49,200	-0.1
南砺市	6	21,500	-0.6				3	33,200	-2.0
射水市	16	30,100	-0.3				6	41,800	-0.7
市 計	142	37,500	0.0	(1) 2	13,300	0.0	65	87,900	0.0
舟橋村	2	20,100	1.0				1	27,000	0.0
上市町	2	17,000	-1.8				1	26,900	-1.8
立山町	2	16,600	-0.6				1	30,700	-1.3
入善町	2	19,900	-1.2				1	32,400	-1.2
朝日町	2	17,100	-1.5				1	26,900	-1.8
町村計	10	18,100	-0.8	0			5	28,800	-1.2
合 計	152	36,200	0.0	(1) 2	13,300	0.0	70	83,700	0.0

(注) 地点数欄の()内は選定替地点数で内数(新規地点はなし)

(単位:円/㎡、%)

工 業 地			全用途平均		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
5	21,600	3.1	① 107	67,200	0.8
2	26,300	0.8	(1) 47	41,000	-0.8
			5	42,000	-1.7
			5	32,900	-1.2
			4	25,700	-1.4
			6	33,300	-0.6
			6	36,300	-0.1
			5	32,800	0.0
			9	25,700	-1.1
1	12,900	1.6	(1) 23	32,500	-0.4
8	21,700	2.4	①(2) 217	51,400	0.0
			3	22,200	0.6
			3	20,700	-1.4
			3	21,500	-0.8
			3	24,400	-0.9
			3	20,700	-1.5
			15	21,900	-0.8
8	21,700	2.4	①(2) 232	49,500	-0.1

(単位:円/㎡、%)

工 業 地			全用途平均		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
5	22,200	2.8	107	68,200	1.0
2	26,400	0.8	(1) 47	40,700	-0.8
			5	41,300	-1.8
			5	32,500	-1.0
			4	25,300	-1.4
			6	33,100	-0.6
			6	36,200	-0.7
			5	32,800	0.0
			9	25,400	-1.1
1	13,100	1.6	23	32,400	-0.3
8	22,100	2.1	(1) 217	51,800	0.1
			3	22,400	0.7
			3	20,300	-1.8
			3	21,300	-0.8
			3	24,100	-1.2
			3	20,400	-1.6
			15	21,700	-0.9
8	22,100	2.1	(1) 232	49,800	0.0

3 地価調査

資料: 県民生活課

(1) 地価調査の年次別・地方別・用途別対前年変動率一覧表(平成26年～令和6年)

(単位 : %)

用途別 都市 規模別	年	住 宅 地										宅 地 見 込 地											
		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
富山県平均		-0.7	-0.5	-0.5	-0.5	-0.3	-0.2	-0.5	-0.5	-0.4	-0.4	-0.4	-2.0	-0.9	-0.4	0.0	0.0	-0.6	-1.0	-0.8	-0.8	0.1	0.1
富 山 市		-0.1	0.0	0.1	0.1	0.4	0.6	0.1	0.1	0.6	0.6	0.7	-1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9
高 岡 市		-1.3	-0.8	-0.6	-0.9	-0.8	-0.8	-1.2	-1.0	-1.2	-1.2	-1.3	-2.8	-1.7	-1.2	0.0	0.0	-1.2	-3.0	-2.5	-2.5	-1.3	-1.3
市 部		-0.7	-0.5	-0.5	-0.5	-0.3	-0.2	-0.5	-0.5	-0.3	-0.4	-0.4	-2.0	-0.9	-0.4	0.0	0.0	-0.6	-1.0	-0.8	-0.8	0.1	0.1
町 村 部		-0.4	-0.2	-0.3	-0.4	-0.2	-0.4	-0.6	-0.9	-0.9	-0.7	-0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	--
石 川 県		-1.7	-1.1	-0.9	-0.7	-0.4	0.4	-1.1	0.3	0.9	0.6	-0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	-1.0	1.8	1.5	3.2	1.2
福 井 県		-2.6	-2.0	-1.9	-1.8	-1.8	-1.6	-1.7	-1.3	-1.2	-0.9	-0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	--
全 国		-1.2	-1.0	-0.8	-0.6	-0.3	-0.1	-0.7	-0.5	0.1	0.7	0.9	-2.3	-1.5	-1.2	-0.8	-0.3	0.0	-0.5	-0.2	0.1	0.5	0.5

用途別 都市 規模別	年	商 業 地										準 工 業 地											
		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
富山県平均		-0.3	-0.1	-0.1	-0.1	0.1	0.1	-0.4	-0.4	0.1	0.4	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 山 市		0.8	0.9	1.0	0.7	1.0	1.0	0.4	0.5	1.3	1.9	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 岡 市		-0.6	-0.1	-0.2	-0.3	-0.4	-0.4	-1.2	-1.3	-1.1	-0.9	-1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 部		-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.2	0.2	-0.3	-0.3	0.2	0.6	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町 村 部		-1.2	-1.0	-0.8	-0.5	-0.4	-0.7	-1.1	-1.1	-1.3	-1.3	-1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川 県		-1.9	0.0	0.6	0.4	0.5	1.3	-1.9	-1.1	-0.3	0.5	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 井 県		-3.0	-2.3	-1.8	-1.6	-1.7	-1.5	-1.7	-1.4	-1.1	-0.8	-0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全 国		-1.1	-0.5	0.0	0.5	1.1	1.7	-0.3	-0.5	0.5	1.5	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

用途別 都市 規模別	年	工 業 地										調 整 区 域 内 宅 地											
		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
富山県平均		-1.7	-1.3	-0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	0.9	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 山 市		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 岡 市		-1.9	-2.6	-1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.7	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 部		-1.7	-1.3	-0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	0.9	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町 村 部		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川 県		-2.8	-1.7	-1.8	-1.5	-1.2	-0.5	-1.3	-0.1	1.0	0.7	-0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 井 県		-0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.4	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全 国		-1.5	-0.9	-0.5	0.0	0.5	1.0	0.2	0.8	1.7	2.6	3.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

用途別 都市 規模別	年	全 用 途 平 均										
		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
富山県平均		-0.6	-0.4	-0.3	-0.3	-0.2	-0.1	-0.5	-0.5	-0.2	-0.1	-0.2
富 山 市		0.2	0.3	0.4	0.3	0.6	0.7	0.2	0.2	0.8	1.1	1.2
高 岡 市		-1.1	-0.7	-0.5	-0.7	-0.7	-0.7	-1.2	-1.1	-1.2	-1.1	-1.3
市 部		-0.6	-0.4	-0.3	-0.3	-0.1	-0.1	-0.5	-0.4	-0.2	-0.1	-0.1
町 村 部		-0.8	-0.5	-0.5	-0.4	-0.3	-0.5	-0.8	-1	-1.1	-1.0	-0.9
石 川 県		-1.8	-0.8	-0.5	-0.4	-0.1	0.6	-1.4	-0.1	0.5	0.6	0
福 井 県		-2.7	-2.1	-1.9	-1.7	-1.7	-1.5	-1.6	-1.3	-1.1	-0.8	-0.6
全 国		-1.2	-0.9	-0.6	-0.3	0.1	0.4	-0.6	-0.4	0.3	1	1.4

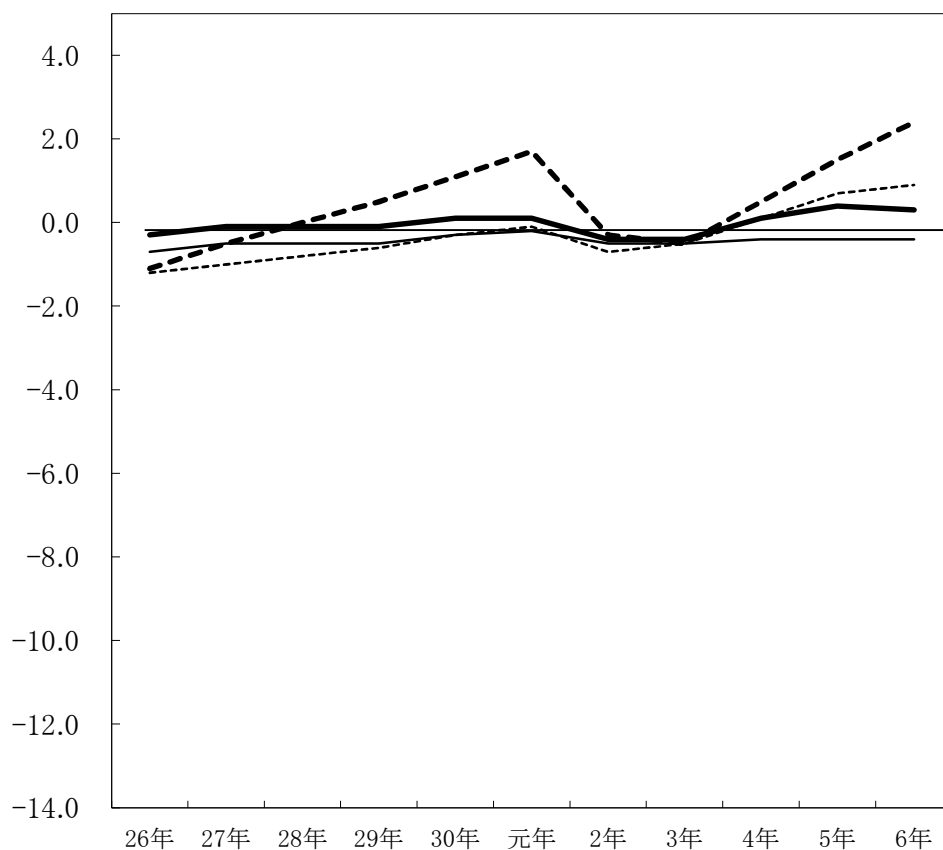
(注1) 全用途平均は、林地を除いたものである。

(注2) 対前年度変動率は、継続基準地ごとの変動率の計を当該継続基準地数で除したものである。

(注3) 平成25年以降については、従来の準工業地、市街化調整区域内宅地の用途区分を廃止し、住宅地、商業地、工業地に分類した数値となっている。

(2) 地価調査の住宅地・商業地の対前年変動率の推移

(単位: %)



(単位 : %)

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
—— 富山県住宅地	-0.7	-0.5	-0.5	-0.5	-0.3	-0.2	-0.5	-0.5	-0.4	-0.4	-0.4
—— 富山県商業地	-0.3	-0.1	-0.1	-0.1	0.1	0.1	-0.4	-0.4	0.1	0.4	0.3
..... 全国住宅地	-1.2	-1.0	-0.8	-0.6	-0.3	-0.1	-0.7	-0.5	0.1	0.7	0.9
..... 全国商業地	-1.1	-0.5	0.0	0.5	1.1	1.7	-0.3	-0.5	0.5	1.5	2.4

◎令和6年地価調査の概要(富山県)

全用途平均は下落が継続しており、下落率が拡大した。

住宅地は下落が継続しており、下落率は横ばいで推移。

商業地は3年連続の上昇となったが、上昇率が縮小した。

(3) 地価調査の対前年変動率の推移

① 令和元年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富 山 市	55	37,300	0.6	(1) 2	17,300	0.0	30	117,500	1.0
高 岡 市	(1) 25	31,200	-0.8	1	16,800	-1.2	13	55,100	-0.4
魚 津 市	5	34,200	-0.5				2	72,300	0.0
氷 見 市	5	24,700	-1.2				1	47,600	0.0
滑 川 市	5	21,300	-0.4				2	25,700	-1.6
黒 部 市	5	25,000	-1.4				2	45,900	-0.6
砺 波 市	5	32,400	0.1				2	61,900	0.0
小 矢 部 市	3	23,800	-0.3				2	39,200	-0.4
南 砺 市	11	17,900	-1.3				3	35,100	-1.4
射 水 市	14	27,900	-0.6				(1) 6	32,000	-0.3
市 計	(1) 133	31,400	-0.2	(1) 3	17,100	-0.6	(1) 63	80,600	0.2
舟 橋 村	1	23,800	1.3						
上 市 町	2	20,600	-0.6				2	24,400	-0.4
立 山 町	3	18,000	-0.2				2	25,300	-1.2
入 善 町	3	24,300	-0.7				2	33,700	-0.3
朝 日 町	1	19,700	-1.0				2	24,600	-0.8
町 村 計	10	21,200	-0.4	0	—	—	8	27,000	-0.7
合 計	(1) 143	30,700	-0.2	(1) 3	17,100	-0.6	(1) 71	74,500	0.1

()内は選定替地点数でいずれも内数

② 令和2年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富 山 市	(2) 55	37,700	0.1	2	17,300	0.0	(1) 30	118,500	0.4
高 岡 市	25	30,900	-1.2	1	16,300	-3.0	(1) 13	55,000	-1.2
魚 津 市	5	33,800	-1.0				2	71,900	-0.6
氷 見 市	5	24,300	-1.4				1	47,400	-0.4
滑 川 市	(1) 6	21,400	-0.4				1	21,400	-0.5
黒 部 市	5	24,700	-1.3				2	45,400	-1.1
砺 波 市	5	32,400	-0.3				2	61,100	-1.3
小 矢 部 市	3	23,600	-1.0				2	38,800	-1.0
南 砺 市	11	17,700	-1.3				3	34,400	-1.8
射 水 市	(1) 15	29,500	-0.4				5	32,000	-0.1
市 計	(4) 135	31,500	-0.5	3	16,900	-1.0	(2) 61	82,600	-0.3
舟 橋 村	1	24,000	0.8						
上 市 町	2	20,500	-0.6				2	24,200	-0.9
立 山 町	3	18,000	-0.2				2	25,000	-0.9
入 善 町	3	24,000	-1.2				2	33,500	-0.7
朝 日 町	1	19,400	-1.5				2	24,100	-2.1
町 村 計	10	21,000	-0.6	0	—	—	8	26,700	-1.1
合 計	(4) 145	30,800	-0.5	3	16,900	-1.0	(2) 69	76,100	-0.4

()内は選定替地点数でいずれも内数

(単位 宅地等:円/㎡、% 林地:円/10a、%)

工 業 地			全用途平均			林 地		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
1	11,800	0.0	(1) 88	63,900	0.7	1	116,000	-0.9
1	14,600	0.0	(1) 40	38,200	-0.7	1	283,000	-0.7
			7	45,100	-0.3	1	102,000	-2.9
			6	28,500	-1.0			
			7	22,600	-0.7			
			7	30,900	-1.2			
1	12,000	0.0	8	37,300	0.0			
			5	29,900	-0.3			
			14	21,600	-1.3	1	55,000	-1.8
1	15,300	0.0	(1) 21	28,500	-0.5			
4	13,400	0.0	(3) 203	46,100	-0.1	4	139,000	-1.6
			1	23,800	1.3			
			4	22,500	-0.5	1	46,000	-2.1
			5	20,900	-0.6			
			5	28,100	-0.5			
			3	23,000	-0.9			
0	—	—	18	23,800	-0.5	1	46,000	-2.1
4	13,400	0.0	(3) 221	44,300	-0.1	5	120,400	-1.7

(単位 宅地等:円/㎡、% 林地:円/10a、%)

工 業 地			全用途平均			林 地		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
1	11,800	0.0	(3) 88	64,500	0.2	1	115,000	-0.9
1	14,600	0.0	(1) 40	37,900	-1.2	1	281,000	-0.7
			7	44,700	-0.9	1	99,000	-2.9
			6	28,200	-1.2			
			(1) 7	21,400	-0.4			
			7	30,600	-1.3			
1	12,000	0.0	8	37,100	-0.5			
			5	29,700	-1.0			
			14	21,300	-1.4	1	54,000	-1.8
1	15,300	0.0	(1) 21	29,500	-0.3			
4	13,400	0.0	(6) 203	46,300	-0.5	4	137,300	-1.6
			1	24,000	0.8			
			4	22,300	-0.7	1	45,000	-2.2
			5	20,800	-0.5			
			5	27,800	-1.0			
			3	22,500	-1.9			
0	—	—	18	23,500	-0.8	1	45,000	-2.2
4	13,400	0.0	(6) 221	44,400	-0.5	5	118,800	-1.7

③ 令和3年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富 山 市	55	37,900	0.1	2	17,300	0.0	(2) 30	120,300	0.5
高 岡 市	25	30,600	-1.0	1	15,900	-2.5	13	54,200	-1.3
魚 津 市	5	33,500	-1.0				2	71,500	-0.5
氷 見 市	5	23,900	-1.6				1	47,200	-0.4
滑 川 市	6	21,300	-0.3				1	20,900	-2.3
黒 部 市	5	24,400	-1.4				2	45,000	-1.1
砺 波 市	5	32,400	-0.4				2	60,400	-1.3
小 矢 部 市	3	23,400	-1.0				2	38,600	-0.4
南 砺 市	11	17,500	-1.3				3	33,800	-1.8
射 水 市	15	29,500	-0.4				5	32,000	-0.1
市 計	135	31,500	-0.5	3	16,800	-0.8	(2) 61	83,200	-0.3
舟 橋 村	1	24,300	1.3						
上 市 町	2	20,400	-0.6				2	23,900	-0.9
立 山 町	3	17,900	-0.8				2	24,800	-0.6
入 善 町	3	23,600	-1.6				2	33,200	-0.8
朝 日 町	1	19,100	-1.5				2	23,600	-2.1
町 村 計	10	20,900	-0.9	0	—	—	8	26,400	-1.1
合 計	145	30,800	-0.5	3	16,800	-0.8	(2) 69	76,600	-0.4

()内は選定替地点数でいずれも内数

④ 令和4年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富 山 市	55	38,400	0.6	2	17,300	0.0	(1) 30	124,000	1.3
高 岡 市	25	30,200	-1.2	1	15,500	-2.5	(1) 13	53,700	-1.1
魚 津 市	5	33,200	-0.9				2	70,800	-1.0
氷 見 市	5	23,500	-1.6				1	47,200	0.0
滑 川 市	6	21,300	-0.2				1	20,400	-2.4
黒 部 市	5	24,200	-1.2				2	44,800	-0.6
砺 波 市	5	32,400	-0.3				2	59,500	-1.5
小 矢 部 市	3	23,300	-0.6				2	38,700	0.2
南 砺 市	11	17,300	-1.1				3	33,400	-0.9
射 水 市	15	29,300	-0.7				5	31,900	-0.2
市 計	135	31,600	-0.3	3	16,700	-0.8	(2) 61	84,800	0.2
舟 橋 村	1	24,700	1.6						
上 市 町	2	20,300	-0.8				2	23,600	-1.2
立 山 町	3	17,800	-0.6				2	24,500	-1.0
入 善 町	3	23,200	-1.8				2	32,900	-0.8
朝 日 町	1	18,800	-1.6				2	23,100	-2.1
町 村 計	10	20,700	-0.9	0	—	—	8	26,000	-1.3
合 計	145	30,800	-0.4	3	16,700	-0.8	(2) 69	78,000	0.1

()内は選定替地点数でいずれも内数

(単位 宅地等:円/㎡、% 林地:円/10a、%)

工 業 地			全用途平均			林 地		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
1	11,800	0.0	(2) 88	65,200	0.2	1	114,000	-0.9
1	14,600	0.0	40	37,500	-1.1	1	279,000	-0.7
			7	44,300	-0.9	1	96,000	-3.0
			6	27,800	-1.4			
			7	21,200	-0.6			
			7	30,300	-1.3			
1	12,000	0.0	8	36,800	-0.6			
			5	29,500	-0.7			
			14	21,000	-1.4	1	53,000	-1.9
1	15,300	0.0	21	29,400	-0.3			
4	13,400	0.0	(2) 203	46,400	-0.4	4	135,500	-1.6
			1	24,300	1.3			
			4	22,200	-0.7	1	44,000	-2.2
			5	20,600	-0.7			
			5	27,400	-1.3			
			3	22,100	-1.9			
0	—	—	18	23,300	-1.0	1	44,000	-2.2
4	13,400	0.0	(2) 221	44,600	-0.5	5	117,200	-1.7

(単位 宅地等:円/㎡、% 林地:円/10a、%)

工 業 地			全用途平均			林 地		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
1	11,800	0.0	(1) 88	66,800	0.8	1	113,000	-0.9
1	14,500	-0.7	(1) 40	37,100	-1.2	1	278,000	-0.4
			7	43,900	-0.9	1	93,000	-3.1
			6	27,500	-1.4			
			7	21,100	-0.5			
			7	30,100	-1.0			
1	12,000	0.0	8	36,600	-0.5			
			5	29,500	-0.3			
			14	20,800	-1.0	1	52,000	-1.9
1	15,300	0.0	21	29,300	-0.6			
4	13,400	-0.2	(2) 203	47,000	-0.2	4	134,000	-1.6
			1	24,700	1.6			
			4	21,900	-1.0	1	43,000	-2.3
			5	20,500	-0.7			
			5	27,100	-1.4			
			3	21,700	-1.9			
0	—	—	18	23,100	-1.1	1	43,000	-2.3
4	13,400	-0.2	(2) 221	45,000	-0.2	5	115,800	-1.7

⑤ 令和5年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富 山 市	55	38,900	0.6	2	17,400	0.9	30	127,900	1.9
高 岡 市	25	29,900	-1.2	1	15,300	-1.3	13	53,200	-0.9
魚 津 市	5	32,700	-1.4				2	70,000	-1.1
氷 見 市	5	23,200	-1.3				1	47,200	0.0
滑 川 市	6	21,100	-0.9				1	20,000	-2.0
黒 部 市	5	23,900	-1.6				(1) 1	56,500	0.0
砺 波 市	5	32,400	-0.5				2	59,000	-1.0
小 矢 部 市	3	23,200	-0.5				2	38,800	0.2
南 砺 市	11	17,100	-1.1				3	33,000	-0.9
射 水 市	15	29,200	-0.7				5	31,800	-0.2
市 計	135	31,600	-0.4	3	16,700	0.1	(1) 60	87,400	0.6
舟 橋 村	1	25,100	1.6						
上 市 町	2	20,000	-1.5				2	23,300	-1.6
立 山 町	3	18,100	0.9				2	24,300	-0.7
入 善 町	3	22,700	-2.2				2	32,600	-0.8
朝 日 町	1	18,500	-1.6				2	22,600	-2.2
町 村 計	10	20,600	-0.7	0	—	—	8	25,700	-1.3
合 計	145	30,900	-0.4	3	16,700	0.1	(1) 68	80,200	0.4

()内は選定替地点数でいずれも内数

⑥ 令和6年

用途区分 市町村	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地		
	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
富 山 市	55	39,500	0.7	2	17,600	0.9	30	132,100	2.0
高 岡 市	25	29,500	-1.3	1	15,100	-1.3	13	52,700	-1.4
魚 津 市	5	32,300	-1.4				2	69,300	-1.1
氷 見 市	5	22,500	-3.1				1	46,200	-2.1
滑 川 市	6	20,800	-1.1				1	19,700	-1.5
黒 部 市	5	23,600	-1.6				1	56,500	0.0
砺 波 市	5	32,600	0.1				2	58,600	-0.7
小 矢 部 市	3	23,000	-1.0				2	38,900	0.0
南 砺 市	11	17,000	-1.1				3	32,700	-0.8
射 水 市	15	29,100	-0.8				5	31,600	-0.6
市 計	135	31,700	-0.4	3	16,700	0.1	60	89,300	0.5
舟 橋 村	1	25,500	1.6						
上 市 町	2	19,700	-1.5				2	22,900	-1.6
立 山 町	3	18,400	1.2				2	24,100	-0.7
入 善 町	3	22,200	-2.3				2	32,300	-0.8
朝 日 町	1	18,200	-1.6				2	22,200	-1.7
町 村 計	10	20,500	-0.6	0			8	25,400	-1.2
合 計	145	30,900	-0.4	3	16,700	0.1	68	81,800	0.3

選定替地点はなし

(単位 宅地等:円/㎡、% 林地:円/10a、%)

工 業 地			全用途平均			林 地		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
1	12,000	1.7	88	68,400	1.1	1	112,000	-0.9
1	14,500	0.0	40	36,700	-1.1	1	277,000	-0.4
			7	43,400	-1.3	1	90,000	-3.2
			6	27,200	-1.1			
			7	20,900	-1.1			
(1) 1	17,000	—	(2) 7	27,600	-1.3			
1	12,200	1.7	8	36,500	-0.3			
			5	29,500	-0.2			
			14	20,500	-1.1	1	51,000	-1.9
1	15,300	0.0	21	29,200	-0.6			
(1) 5	14,200	0.9	(2) 203	47,500	-0.1	4	132,500	-1.6
			1	25,100	1.6			
			4	21,600	-1.5	1	42,000	-2.3
			5	20,600	0.3			
			5	26,700	-1.7			
			3	21,200	-2.0			
0	—	—	18	22,900	-1.0	1	42,000	-2.3
(1) 5	14,200	0.9	(2) 221	45,500	-0.1	5	114,400	-1.7

(単位 宅地等:円/㎡、% 林地:円/10a、%)

工 業 地			全用途平均			林 地		
地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率	地点数	平均価格	対前年 変動率
1	12,200	1.7	88	70,200	1.2	1	111,000	-0.9
1	14,500	0.0	40	36,300	-1.3	1	277,000	0.0
			7	42,800	-1.3	1	87,000	-3.3
			6	26,500	-3.0			
			7	20,700	-1.2			
1	17,000	0.0	7	27,300	-1.2			
1	12,400	1.6	8	36,600	0.1			
			5	29,400	-0.6			
			14	20,300	-1.1	1	50,000	-2.0
1	15,400	0.7	21	29,100	-0.6			
5	14,300	0.8	203	48,100	-0.1	4	131,250	-1.6
			1	25,500	1.6			
			4	21,300	-1.6	1	41,000	-2.4
			5	20,700	0.5			
			5	26,200	-1.7			
			3	20,900	-1.7			
0			18	22,700	-0.9	1	41,000	-2.4
5	14,300	0.8	221	46,000	-0.2	5	113,200	-1.7

(4) 地価調査都道府県別用途別対前年変動率一覧表

都道府県名	用途別	住 宅 地			宅地見込地		
		令和5年 変動率	令和6年		令和5年 変動率	令和6年	
			変動率	地点数		変動率	地点数
北海道		2.2	0.2	725	----	----	----
青森		△ 0.6	△ 0.4	267	△ 0.7	△ 0.4	10
岩手		0.1	△ 0.2	256	0.7	1.1	2
宮城		1.7	1.4	268	5.5	5.9	2
秋田		△ 0.8	△ 0.6	217	△ 1.6	0.6	3
山形		△ 0.2	△ 0.2	160	----	----	----
福島		△ 0.3	△ 0.3	377	△ 0.3	△ 0.7	6
茨城		0.3	0.7	402	△ 0.5	△ 0.4	5
栃木		△ 0.5	△ 0.4	307	△ 0.3	△ 0.2	12
群馬		△ 0.9	△ 0.5	257	----	----	----
埼玉県		1.5	1.6	650	----	----	----
千葉県		2.5	3.2	703	----	----	----
東京都		3.0	4.6	773	0.1	0.2	6
神奈川県		2.1	3.2	663	----	----	----
新潟県		△ 1.0	△ 1.1	388	1.4	0.5	5
富山県		△ 0.4	△ 0.4	145	0.1	0.1	3
石川県		0.6	△ 0.3	176	3.2	1.2	2
福井県		△ 0.9	△ 0.7	127	----	----	----
山梨県		△ 1.1	△ 0.9	189	△ 0.7	△ 0.4	9
長野県		△ 0.5	△ 0.2	275	----	----	----
岐阜県		△ 0.9	△ 0.8	249	----	----	----
静岡県		△ 0.5	△ 0.3	410	----	----	----
愛知県		2.1	2.3	571	----	----	----
三重県		△ 0.5	△ 0.3	212	----	----	----
滋賀県		△ 0.4	△ 0.2	256	0.9	0.5	11
京都府		0.5	1.1	279	0.0	0.6	5
大阪府		1.3	2.0	481	△ 0.9	△ 0.9	1
兵庫県		0.6	1.2	471	0.0		1
奈良県		△ 0.8	△ 0.7	211	△ 0.7	△ 0.7	5
和歌山県		△ 0.8	△ 0.6	154	△ 0.8	△ 0.6	3
鳥取県		△ 0.8	△ 0.7	129	△ 0.3	△ 0.3	2
島根県		△ 0.9	△ 1.0	182	0.5	0.6	3
岡山県		△ 0.5	△ 0.3	254	1.9	2.0	4
広島県		0.0	0.2	282	△ 1.4	△ 1.4	1
山口県		△ 0.3	△ 0.1	276	△ 0.4	△ 0.5	10
徳島県		△ 1.1	△ 1.1	123	△ 1.7	△ 2.9	1
香川県		△ 0.6	△ 0.4	123	----	----	----
愛媛県		△ 1.4	△ 1.2	285	0.0	0.0	1
高知県		△ 0.6	△ 0.5	159	----	0.6	2
福岡県		3.3	3.8	625	5.8	5.8	2
佐賀県		0.5	0.7	135	2.5	3.7	1
長崎県		△ 0.4	△ 0.2	309	1.0	1.6	5
熊本県		0.7	1.0	326	3.6	3.3	9
大分県		0.7	0.8	203	0.9	2.0	4
宮崎県		△ 0.2	0.0	165	△ 0.4	△ 0.3	5
鹿児島県		△ 1.2	△ 1.1	293	0.0	0.0	3
沖縄県		4.9	5.8	193	2.6	2.5	5
全国		0.7	0.9	14,681	0.5	0.5	149

(注) 地点数は令和5年から継続して調査している基準地数

◎令和6年地価調査の概要(全国)

全国の地価動向は、全用途平均、住宅地、商業地ともに上昇率が拡大した。

(単位:%)

商 業 地			工 業 地		
令和5年 変動率	令和6年		令和5年 変動率	令和6年	
	変動率	地点数		変動率	地点数
2.2	0.9	255	6.8	6.0	15
△ 0.8	△ 0.6	91	△ 0.3	△ 0.1	27
△ 1.2	△ 1.1	72	1.4	2.1	13
3.9	4.3	99	2.6	3.5	16
△ 0.7	△ 0.3	90	1.6	2.9	7
△ 0.4	△ 0.2	68	0.3	0.3	23
0.1	0.6	101	0.2	0.3	27
0.6	1.4	97	1.2	1.6	38
△ 0.6	△ 0.4	103	1.3	2.1	13
△ 0.4	0.2	96	1.2	1.8	14
2.0	2.7	136	2.8	2.8	43
3.7	5.0	137	7.1	9.9	33
4.5	8.4	479	4.7	7.4	19
4.3	6.2	240	5.2	7.4	41
△ 0.8	△ 0.7	106	0.6	0.4	22
0.4	0.3	68	0.9	0.8	5
0.5	0.7	90	0.7	△ 0.2	17
△ 0.8	△ 0.4	80	0.4	1.3	2
△ 0.6	△ 0.3	45	1.7	1.9	14
△ 0.4	0.0	111	0.9	1.4	11
0.0	0.6	85	0.6	0.7	23
△ 0.2	0.3	149	0.3	0.6	26
3.4	3.6	273	3.4	3.4	39
△ 0.1	0.4	85	1.5	1.9	15
0.6	1.0	92	2.6	3.7	22
3.0	5.7	92	6.7	7.6	18
4.3	7.3	166	3.2	5.2	40
1.7	2.8	167	3.0	4.6	32
0.9	1.2	46	2.8	3.8	8
△ 0.5	△ 0.2	46	△ 0.2	0.1	8
△ 1.1	△ 0.9	35	△ 0.3	△ 0.2	6
△ 1.0	△ 0.9	57	△ 0.3	0.0	19
0.7	0.9	95	1.5	1.8	9
1.3	1.5	120	1.5	1.7	14
△ 0.3	0.0	85	0.0	0.2	12
△ 1.6	△ 1.4	47	0.7	1.1	8
△ 0.5	△ 0.2	40	△ 0.5	△ 0.3	19
△ 1.3	△ 1.0	96	△ 0.6	△ 0.4	22
△ 0.8	△ 0.6	68	△ 0.6	△ 0.6	4
5.3	6.7	232	9.6	11.6	51
1.3	1.7	66	5.5	5.7	13
0.0	0.3	114	0.8	1.1	10
1.7	2.8	110	5.1	9.0	23
△ 0.4	0.1	83	△ 0.1	△ 0.1	9
△ 0.6	△ 0.3	91	△ 0.2	0.1	17
△ 1.3	△ 1.0	105	0.2	0.5	5
4.8	6.1	77	10.0	10.6	5
1.5	2.4	5,286	2.6	3.4	877

第9章 地籍調査の概要

地籍調査は、国土調査法に定められた「国土調査」のひとつです。

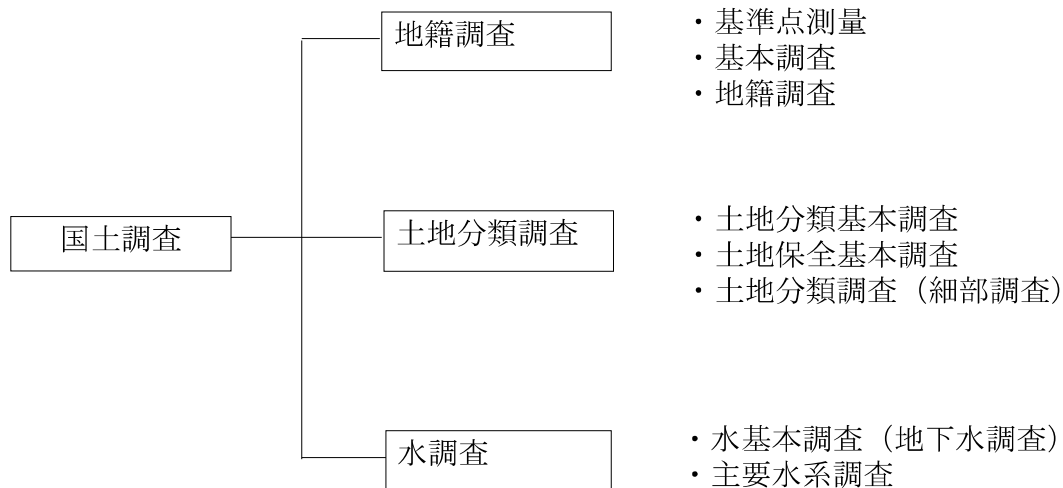
1 国土調査とは

国土調査法（昭和26年6月1日 法律第180号）

（目的）

第一条 この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

2 国土調査の概要



【図-1】 国土調査体系図

地 籍 調 査： 毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

土地分類調査： 土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土じょうの物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

水 調 査： 治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

（「国土調査法 第二条」）より

3 地籍調査とは

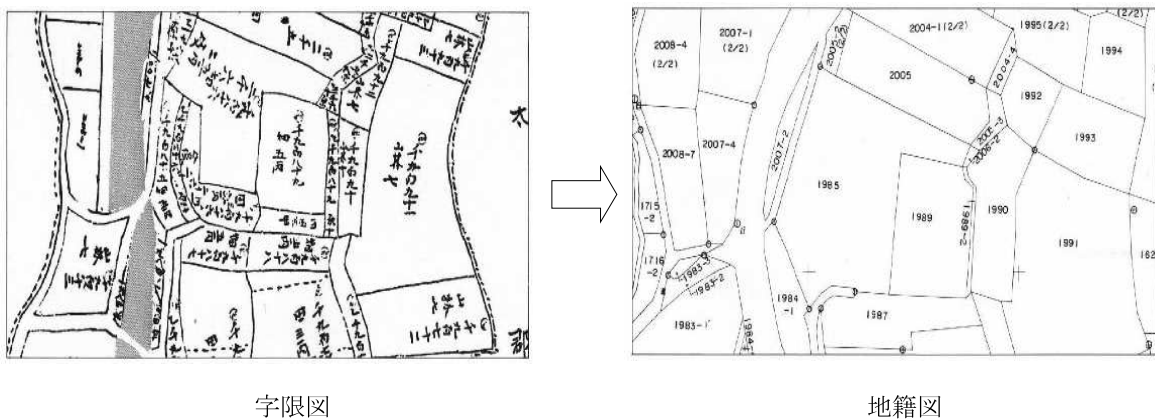
(1) 概要

地籍調査は、市町村等が土地所有者等の立会のもと、所有者、地番及び地目を調査し、境界、面積の測量を行い、地図及び簿冊にとりまとめ、登記所に送付し、公図を置き換える事業であり、「土地の戸籍」調査ともいうべき基礎的な調査です（調査単位は、概ね字（あざ）単位）。

登記所の地図のおよそ半分は明治時代の調査がもとになっており、面積・形状が不正確なものや脱落地・重複地があるため、現地と適合していないものが少なくありません。このことから、昭和26年から地球上の座標による測量を行い、現地復元能力がある地図の作成が行われています。

今後、人・物・情報等の交流の活発化、土地の細分化、権利の輻輳、高齢化等が進んでいくとともに、土地の境界も、より把握しにくくなると考えられます。地籍調査による成果は、後世に「土地の戸籍」を正確に伝えていくことだけでなく、GIS（地理情報システム）など多くの分野での利活用が可能となります。

【図-2】地籍調査実施前（字限図）と実施後（地籍図）



※ 字限図（あざぎりず）：土地の位置等を把握するための参考図

地籍図（ちせきず）：不動産登記法第14条に基づく地図として登記所に備え付けられる地図

(2) 効果

地籍調査により、地図と現地が一致することによって、下記のような効果が考えられます。

- ①土地の権利の保全・明確化
- ②境界紛争の未然防止や早期解決
- ③土地取引の円滑化
- ④地積・地目の確認による課税の適正化
- ⑤公共事業等の用地取得等の促進
- ⑥災害等の復旧事業の円滑化

(3) 事業

戦後、国土の実態を正確に把握することが強く求められ、昭和26年に国土調査法が制定され、さらに、緊急かつ計画的な促進を図るため、昭和37年に国土調査促進特別措置法が制定されました。昭和38年からは、同措置法に基づく国土調査事業十箇年計画による地籍調査事業が推進されています。

令和2年5月に閣議決定された第7次国土調査事業十箇年計画（計画期間：令和2年度～令和11年度）では、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、新たな調査手続きの活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入促進に取り組むこととしています。また、調査未着手又は休止中の市町村について、それぞれの地域の実情を踏まえた対策等を講じることにより、その解消を目指しています。

(4) 事業費負担割

地籍調査は、市町村等によって実施されており、市町村が事業主体の場合は、国が事業費の1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担することとなっています。(土地改良区、森林組合等が事業主体の場合は、国2/3、都道府県1/6、事業主体1/6)

都道府県及び市町村の負担分の8割は特別地方交付税が交付されています。そのため、市町村が事業主体の場合は、市町村の実質的負担は事業費の5%となっています。【表-1】

【表-1 事業費負担割】

国	県	市町村
1/2	1/4	1/4
	特別地方交付税(8割)	特別地方交付税(8割)
	↑	↑

実質的負担割合

*市町村が事業主体の場合、市町村の実質的負担は事業費の5%(1/4の2割)

4 地籍調査の実施状況

令和6年3月末までの地籍調査の進捗率は、全国平均で52.7%であり、北海道、東北、九州地方が進んでいます。地域区分別にみると、市街地及び林地で調査が遅れています。【表-2】

富山県における地籍調査の進捗率は29.2%で、全国33位となっています。

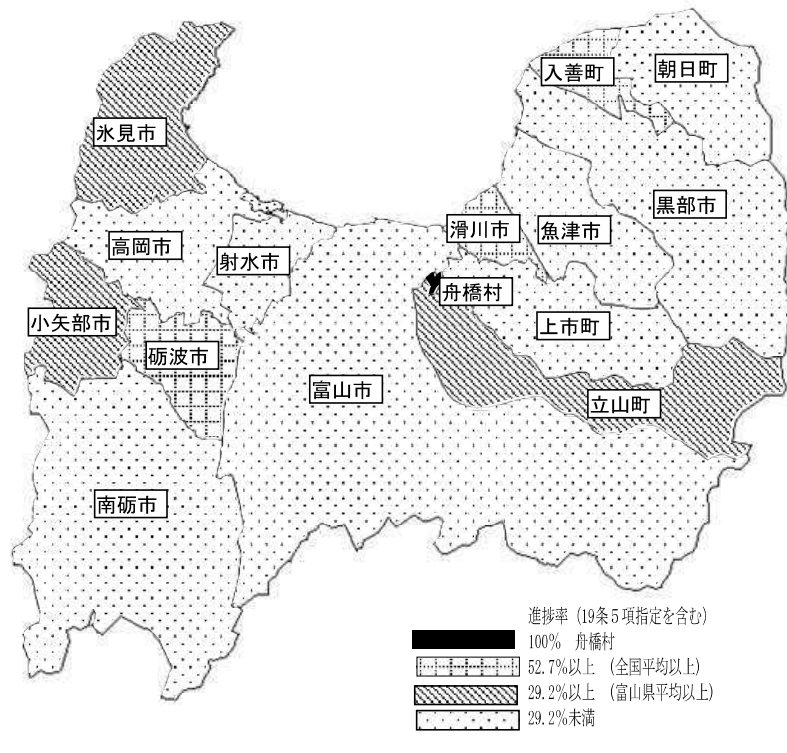
県内における市町村別の進捗率については、1村が完了、3市町が52.7%(全国平均)以上、3市町が29.2%(県平均)以上52.7%未満、8市町が29.2%未満となっています。【図-3】

また、令和6年度は、11市町で実施しています。【図-4】

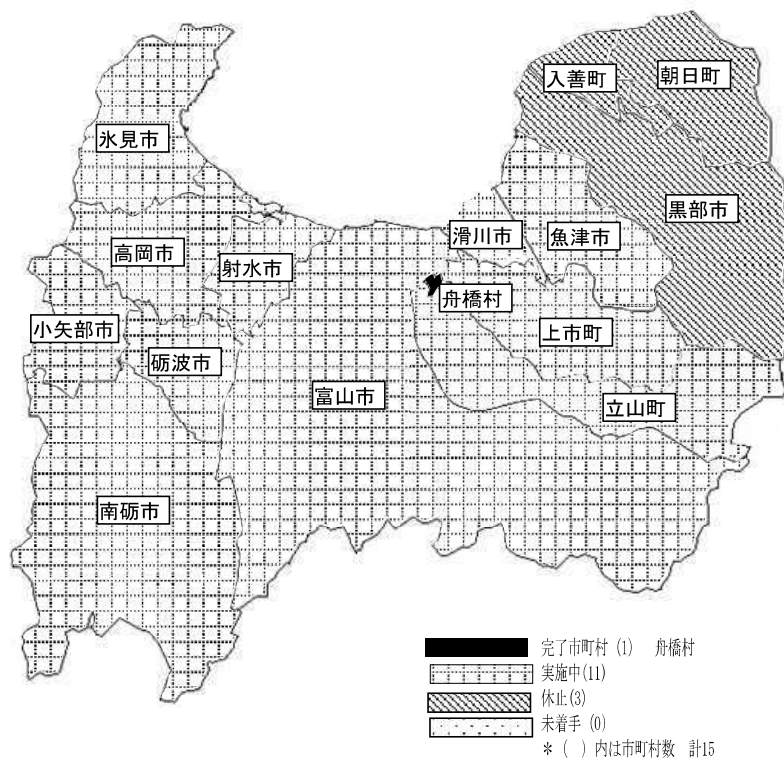
【表-2】 全国及び富山県の地籍調査進捗状況(令和6年3月末現在)

地域区分	全 国			富 山 県		
	調査対象面積(k㎡)	調査実施面積(k㎡)	進捗率(%)	調査対象面積(k㎡)	調査実施面積(k㎡)	進捗率(%)
市街地	32,126	13,513	42.1	382	98	25.8
農用地	77,690	55,048	70.9	840	639	76.1
林 地	178,150	83,063	46.6	1,780	139	7.8
合 計	287,966	151,623	52.7	3,002	876	29.2

※調査対象面積は、第7次国土調査事業十箇年計画の作成に当たって精査したものである。



【図-3】 市町村別地籍調査進捗率

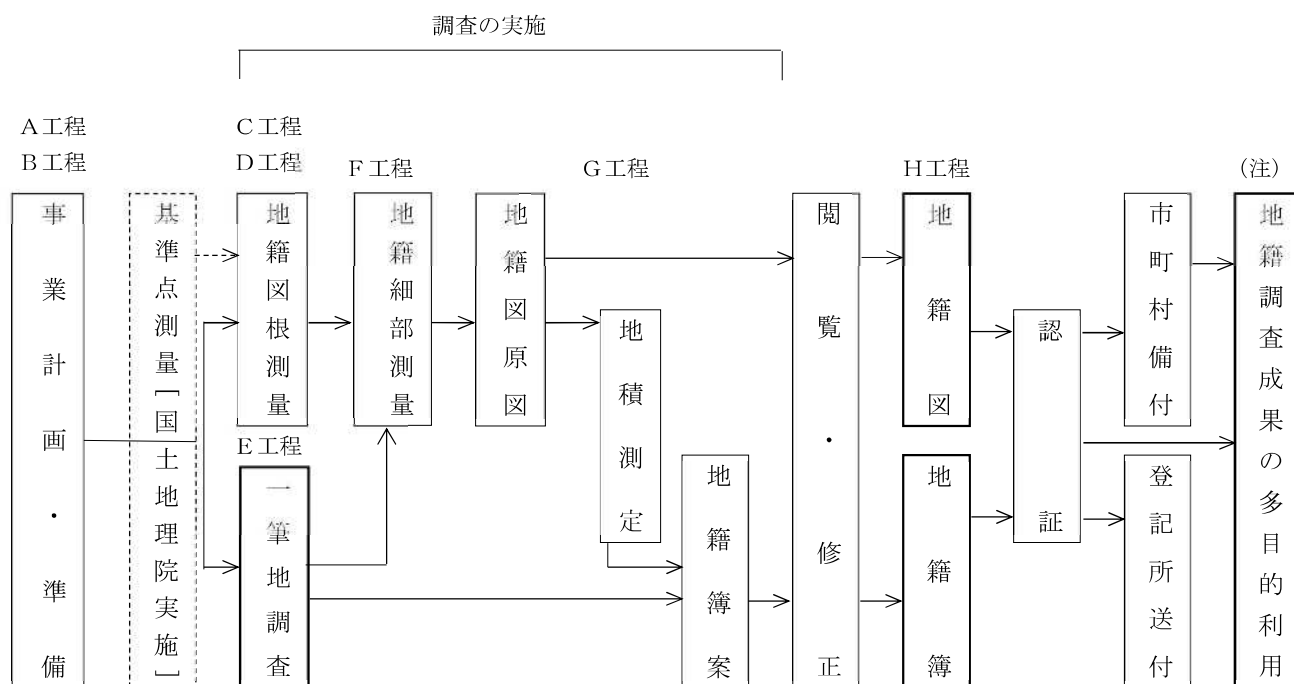


【図-4】 令和6年度地籍調査実施状況

5 地籍調査手順及び手続き

(1) 手順

地籍図及び地籍簿を作成するために、A工程からH工程という手順により作業が進められます。



【図-5】地籍調査手順

A工程：事業実施主体における事業計画の策定及びこれに伴う事務手続き

B工程：事業実施主体における事業着手のための準備

C工程：図根三角点（所定の粗い密度で配置）の設置及びその位置の測量

D工程：図根多角点（所定の中程度密度で配置）の設置及びその位置の測量

E工程：字限図及び土地登記簿をもとに、筆ごとに所有者、地番、地目及び境界を調査（土地所有者立会いのもとで行われ、地籍簿作成の基礎となる）

F工程：図根多角点等をもとに、各筆の筆界（境界）を測量し、地籍図原図を作成（細部図根測量と一筆地測量から成る）

G工程：地籍細部測量によりもとめた筆界点（境界点）の座標地から、筆ごとの面積を計算

H工程：一筆地測量により作成された原図及び地籍簿案を20日間閲覧し、地籍図及び地籍簿を作成（誤りや限度以上の誤差があった場合、修正を行う）

(注) 地籍調査成果の多目的利活用

成果品の「数値情報化」を行うことにより、コンピュータを用いた維持管理、多目的利用を行うもの

例えば、GIS（地理情報システム）の基盤として利用されることにより、情報の共有化、行政事務の効率化等が図られる

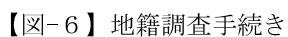
その他：国土調査以外の測量及び調査（公共事業に伴う調査等）による地図及び簿冊についても、同等以上の精度又は正確さが認められたときは、同一の効果があるものとして指定されます。

国土調査法第19条5項（成果の認証）指定 [例]土地改良、都市開発等

市 町 村 等

都道府県





6 近年の施策及び今後の地籍調査

(1) 近年の施策

国では、令和2年5月26日に閣議決定された第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、計画的に国土調査事業の促進を図っているところです。

第7次計画では、地籍調査の優先実施地域^(※)を中心に地籍の明確化を促進するため、令和2年度からの十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項を定めています。

(※)「優先実施地域」とは、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域（防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。）を、地籍調査対象地域から除いた地域です。

国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）より抜粋

（事業の量）

- ・ 地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第1条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、15,000平方キロメートルとする。
- ・ 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、450平方キロメートルとする。

（調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項）

- ・ 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）により改正された国土調査法（昭和26年法律第180号）等に基づき、地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図る。具体的には、所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を、関係省庁において連携を図りつつ促進する。
- ・ 新たな調査手続や効率的な調査手法の導入の促進に当たっては、地籍調査に関する助言を行う有識者等の地方公共団体等への派遣、基本調査の実施による効率的な調査手法の実施事例の蓄積及びその普及、地方公共団体と法務局との連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。
- ・ 防災に関する計画、社会資本整備に関する計画、森林及び林業に関する計画、経済財政に関する計画その他の国の基本的な計画の趣旨を踏まえつつ、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。

(2) 地籍調査への市町村の着手状況について

令和5年度末時点における、全国の市町村の地籍調査着手状況は、全1,741市町村のうち、全域完了市町村が599市町村（34%）、調査実施中の市町村が818市町村（47%）、調査休止中の市町村が215市町村（12%）、調査未着手の市町村が109市町村（6%）となっており、全体の約2割の市町村において地籍調査が行われていない状況です。

(3) 今後の地籍調査

地籍調査が進まない原因としては、次のような点が考えられます。

- ・ 市町村では、担当職員の配置が必要となるなど負担を伴うことから、行政需要が多様化する中で容易に調査の着手に踏み込めないこと。
- ・ 土地の境界という個人の財産権に関する調査であり、関係住民の合意等が必要であることなど、行政が関わりにくい分野であること。

県では、市町村担当者や一般向け講習会の開催、啓発用リーフレットの作成・配布による働きかけを行い、地籍調査の促進に努めております。

